

平成30年度 公園緑地研究所調査研究報告

一般社団法人 日本公園緑地協会 公園緑地研究所



P ARKS AND O PEN S PACE R ESEARCH I NSTITUTE R EPORT 2018

P ARKS AND O PEN S PACE R ESEARCH I NSTITUTE

公園革命



公園緑地研究所
所長 進士 五十八

1. 「菜園付公園」——改良改善でよいか！

もう3・4年前になろうか。横浜市の、私が会長をつとめている環境創造審議会か、横浜みどり税がらみの緑アップ市民推進会議でのことであったか。事務局から、自慢のチャレンジ施策として、市民ニーズに応えるべく鶴見区かどこかに「菜園付公園」を開設したという説明があった。

私は、「見る緑」「遊ぶ緑」に次いで「育てて食べる緑」は近年の市民要求に叶う有意義な事業だとすぐ誉めた。が併せて「公園という空間」は、元来極めて多面的機能を果しているもので、「農とのふれあい」も、その機能のひとつである。それをわざわざ「菜園付・・・」と呼称して新しい公園種別のように考える発想は本来的に逆では？と。こういう発想で行くと「広場付公園」、「遊び場付公園」、「噴水付公園」、「レストラン付公園」「スタバ付公園」などと言わなければならなくなってしまうだろうと、ついからかってしまった。

しかし、このことを改めて考えてみると、横浜市の公園担当者にとっては間違いなく、市民ニーズを的確に把握して、それに対応した新たな公園像を構想、整備、市民・ユーザーに供用し、その反応が大歓迎されていることは十分に自慢して良い筈であったのである。

これまでの公園関係者にとっては、「公園」というものについて、①三種の神器のプレイルロットにはじまり、②美しい草花による修景にすすみ、③生物多様性に配慮して Bio・top を造成したり、より Eco-Up する時代へと、それぞれの時代の要請に応えようと少しずつ改良・改善してきたわけであり、それで十分であったのである。ただ、それはそれとして冷静に言えば、「それは公園改良でしかなかった」ということになる。

明治時代・東京市の公園行政史をみると、ときどき「公園取調掛」とか「公園改良取調掛」という言葉が登場している。とりあえず公園を造ったが、それをより良くしようと、実態を取調べ改良しようとしたのだろう。

2. 私園の公共化：公園から、公共緑地の市民化へ

本稿で私が言いたいのは、「公園改良」ではなく「公園革命」を目指すべきだろう、ということである。

数年前、国交省公園緑地・景観課が『新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について』（新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会：座長・進士五十八、の最終報告書、平成28年5月）を出し、わが国の公園行政界に Park・PFI のような新方式導入の検討など少しずつ大きくなうねりが起きつつある。ただここ

での「新たなステージ」とか「新たな時代の都市・公園マネジメントの在り方」とは、まだ<公園改善・改良>の域に近いものとしてしか、理解されていないようなのだ。そこで国交省の担当課の言い分を私なりに代弁してみると、今日から近未来への時代の変化など背景を踏まえると、より根本的に新たな公園像を生み出すべきで、新しいいわば「公園革命」とでもいうべき段階にあるとの認識を持たなければならないと考えるのである。

前述の最終報告書に関しては既に幾つかの論考をかいてきたが、『環境情報科学』の最新号（2019年6月）にも拙論：「新たな時代の都市の空地のマネジメント」を書いたので、ここで私の主張は繰り返さない。

ただ、単的に世界やわが国の公園史をふり返れば、①領主等の付属狩猟園（Park）が解放されて Public Park（：公園）という公共の緑地に、その本質的意味を変えた段階、②都市化時代の都市・環境問題への対応・対策としての、また緑地の多面的機能の発揮を期待しての「公共緑地」（Open space）の計画的配置の段階、③都市の高機能化と高密度化に伴う空地利用への要請の拡大に伴うしわよせが及ぶ「公園」の緑地保全の必要性から公園緑地の建ぺい率規制、ならびに公物管理的視点からの公園行政の段階、そして④今、もしくはこれからの時代が求めている「あらゆる地域的要請とすべての市民生活的要請」に応える全地域的・全市民的公園像の実現を計る段階。の、以上4段階に進化しつつあると考えられる。私の考えでは③から④への発展段階は、凡そこれまで公園行政や公園設計事務に携わってきた公園のスペシャリストには、納得し難い理解不能ステージへの展開であろうと思う。すなわち時々のニーズに応えるべく部分的改良や新規設備を導入しておけばそれで良い、といったレベルでは済まない。あえてこれからは従来からの公園理解の延長上でなく、思い切り大胆に大変革をめざすべきだろうという点で、「公園革命」という言い方で考えてみるべきではないかと言いたいのだ。

3. 公園革命への必然性と社会背景

反体制だけが革命（revolutionary）ではない。既成概念に捉われることなく、大きく広く根本から変革するときには、これをレヴォリューションと呼んでもよいだろう。

「公園」の変質、もしくは「公園制度・公園行政」の性格変容を前節で俯瞰したが、<革命>と呼ぶからには、いまの「公園」をとりまく状況にそういう状況や背景が存在することを確認しなければならない。

フランス革命など政治的革命には、統治されている側の人々が、このままでは自分たちは生きていけない！という切羽詰まった状況が存在した。その点果して公園界・造園界の現状はどうだろうか。

行政界では、どこの地方公共団体であっても緊縮財政の下、税収減の下で大型公園建設投資などは減少し、日常的な公園管理費の単価等まで切り下げざるを得ず、足りない部分をボランティアの力を借りて補っている状況でさえある。

ランドスケープデザイン事務所や建設コンサルタント界も、いまや建設の時代を過ぎ、せいぜいリニューアル・リフレッシュ予算による修復・再生設計の時代になっており、大型の開発計画は激減して、一部有名デザイナーやアーキテクトに発注が集中しているか、

海外受注や専門外受注に活躍を見出ししているのが実情であろう。

にもかかわらず、依然大学の専門教育は計画・設計・材料・施工・管理の建設プロセスをトレースするハード的側面の大系が維持されているようだ。もちろん「パークマネジメント」や「ボランティア活動論や市民参画論」などソフトの側面のテーマについての研究成果は着実に発表されているが、このハード・ソフトが一体化した“ニューステージの公園イメージ”が専門教育上、どの程度具体的に描き出されているかどうかは気になる点である。さらに、そうしたニューイメージ世界を支えるプロフェッション（職能）のイメージを、どの程度まで考えているのかも気付きである。

さてもうひとつ社会的状況についてである。公園のあり方に対して、革命と呼べるほどの大変革を求める気運が確実に昂りつつあるように思える。

働く女性の増加と共に待機児童数が政治課題となっているように、保育園やこども園にとって緑豊かな環境が強く求められているし、考え方を換えれば造園学的には日比谷公園における末田ます女史の Nature Study による子育ての公園行政の実績もあり、一方で Parks for People の本来的公園論からみても、児童福祉か？児童公園か？などのタテ割の議論などほとんど無意味であって、市民の、又、市民の子らの環境福祉事業はランドスケープ行政・オープンスペース行政と何ら矛盾するものではない。むしろランドスケープ・アーキテクツの重要課題と捉えるべきなのだ。

一方、景気減速経済下での企業界からいえば、深刻なレベルにある地方創生への大きな期待に応えつつ、情報サービスなど第三次産業系企業活動の舞台として、これまで行政が専管してきた緑地空間を、民間の企画力・宣伝力・行動力・情報力等を駆使することによる異業種参入意欲の受け皿化する意義は、市民の利益としても相当に大きなものである。

一方これまで、メンテナンスの延長上での都市公園等の指定管理者制度の恩恵を受けるだけの造園業界にとっては、もう一步社員力の強化や営業努力、グループ力、ネットワーク力を向上推進して、これからは緑のオープンスペースを核とした「エリアマネジメント」業務、さらには「まちづくり関連事業」への進出をめざすなど考えるべきことはもっとあるはずである。

次に行政界の状況。国交省公園緑地・景観課の法改正や各種公園プログラムメニューへの新規取組にみる公園施策のスピード感のある進展をみると、これからの日本の国土と都市の課題に対して、オープンスペース・ランドスケープ行政部門として可能な限り本気で取組んでいこうという強い意志が感じられる。地方公共団体においては千差万別ではあるが、少なくとも、地方創生の舞台にすることが可能な都心のオープンスペースの地主（所轄課）として、いまや傍観を許されない外圧というか、柔軟な対応が余儀なくされている。各種条例や基本計画との一体的運用や現存条例の大改革を通じて市民の要請に応えるべく知恵をしばらねばと、現場に立ち合う職員ほど逼迫感がある筈である。市民サイドも行政サイドもまた地域の商業・サービス業界も「公園」のような「自由度の高い」、いいかえれば「使い勝手のいい空間・場所」への期待は十分に昂まっているし、変化させたいとの欲求も運動論的エネルギーをも高めている。いよいよ日本もそういう段階に入っていると考えてよさそうである。

4. 公園革命、成功のための意識改革と発想の転換

私が革命的転換が必要でないかと思う点をいくつかあげてみる。

結論的に言えば、これまでの「公園」についての基礎教養や先人感を精算して、鄧小平の先富論ではないが、必要なこと、やれるところから改革してゆく、或る種「造園界の意識改革」が一番必要だということだ。

正にいま日本の地方は、地域の元気や市民生活の小さな豊かさにさえ不安があり、有効な手がうたれていない。多くの日本人は高度経済成長期の夢から醒めていないようだ。あらゆる制度や施策に既得権は維持されるべきだという既往の常識がつきまとう。このままで大丈夫、何とかなる、いずれまたよくなるだろうという楽観的態度が続いているのである。単的に言えば、(街区)公園には子どもの遊具があるだけであって、若者にはさほど魅力はないし、地域の美観などにも貢献していない。凡そ、公園というものにドキドキ感や憧れは感じられない。ところが、公園なんてそういうものだ、と大体の市民は感じていて、それをもっと魅力的なものにしよう！できれば街も良くなるのに！とは行政マンも住民も感じていない。果して、これでどうするのか。

もちろん街区公園ではそうであっても、都心地区などでの公園や特殊公園などでは、多勢の人を集め活性化している公園も少なくない。しかし、多くは「既成の公園像プラス若干の工夫」によるようなもので、例えば「文明としての公園」から「文化としての公園」への脱皮、「公共・公物管理公園」から「魅力・儲かる公園」への進化等、パラダイムシフトを強く求めるようなことには議論を発展させない。果してそれでよいのか。

たとえば都市公園法には「園路・広場……など」教化・修景・修益など公園施設の種別が示されている。がしかし、本来は必要なものはすべて許容されるべきだし、新時代の要請に応えるためにも、分類できない施設も新たに工夫されるべきであろう。戦後の日本で「文化住宅」が叫ばれたとき、造園学者らは、「お客のための見せる庭」ではなくて、「家族が楽しめる使う庭」を提案した。欧米の outdoor room、room outside、いわゆる「戸外室」のアレンジであった。せめて、このような発想の大転換への気運の高まりが求められるのではないか。

公園行政では、これまで公平・公正・皆んなのという「公共性 (public)」が強調されすぎて、ごく当たり前の“菜園付公園”程度の考えさえなかなか出てこなかったのだ。公共性は大切だが、公園利用者はそれぞれ個人であったり、ファミリーであったりする。実際にはコミュニティ全員を単位として公園をつかうということは例外的である。節度ある公園空間のパーソナル利用、たとえば公園の草木や場所に一人々々の住民の親しみある関係性——インティメート・プレイス、マイベンチを肯定すべきであろう。わかり易くいえば、ほんとうの公園の利活用には、「みんなの公園」以上に「私の公園」感覚が付与されて当然ではないか、との考え方が出されるべきだといいたい。

私はこれまで数多くの「公園利用考現学・マンウォッチング調査」を実践してきた。公園利用の現場で最もいい顔は、公園でありながら、その場面はまったくの“プライベート・スペース”に変質していることである。

公園は、みんなの公園だが「みんなの庭」でなければいけない。そして「私だけの庭」

だと本人が感じるような空間質や調えが求められて構わない、と考えるべきだと思うのである。

公園を都市計画施設として管理するのは、法律上の視点だが、一般市民や一般商業者には、緑や花があり楽しそうで人の集まる広場でしかないのだ。「都市計画施設」であるが、「都心のランドマーク・都市の顔」であり、「都市民の交流・交歓のイベントスペース」であり、住区にあつては「市民生活福祉施設」であり、学校にとっては「環境教育施設」であり、時に「文化の森・歴史の森」でもある。

地域や地方に残る昔からの名所などは、全国区の観光資源であり、公園はその拠点としても大きな舞台となる。このように、何でもあり何でも期待してよい場所と空間だと思いたい。一般市民の欲求を大いに肯定する公園観を持ってもいいのだというくらいまで「公園に対する意識改革」をすすめることが公園革命なのである。

ともあれ、余りにも「低水準である公園」、「公物管理としての公園行政」でしかない現状を打破するためにも、「それで何がいけないの？」という常識を転換させることが、公園革命の大前提である。又そのための意識改革への集中的取組みを推めるためにも「公園改革」が強く要請されるべきだと思うのである。

5. 公園革命への前提、条件整備

まずは、革命後のこれからの「公園」の基本的性格をどのように考えるかについてである。リゾートホテルのキャッチコピーに“All-inclusive”を見つけた。宿泊・食事は当然のこと、空港からの送迎にはじまり、ホテル滞在中のダイビング、ボートینگ、スイミングなどあらゆるスポーツレクリエーション、社交やくつろぎのための雰囲気とドリンク、エステなどあらゆるサービスを含んでいるということである。

これからの市民生活で公園に求められるコトのひとつでもあろうと思われるが、ゆったりとした余暇を過ごしたい、ということがあろう。そう思っただけのリゾートライフに、何かを受益するためその度に料金を気にするのでは興ざめになってしまう。その意味で、たとえ割高になろうとも、真のリフレッシュメントを得たいなら“インクルーシブ・ホテル”を選びたいと思うのだろう。別の面では、何か楽しみを得たい、と思うたび、それはどこにあるか探さなければならないとしたら、これまた興ざめしてしまう。それは如何にインクルーシブであることが好ましいかということでもある。

私がいま、私の目が向った“インクルーシブ”——すべてが含まれる、に注目したのは、「公園」というものの本来の在り方に関する見方へのヒントだと考えたからである。

近隣住区論にもとづく公園の配置計画にしても、都市基幹・住区基幹といった空間スケール上の公園の性格づけや類型化と機能論からみた公園施設の分類についても、凡そ限られた公的資金でいかに早くシビルミニマムを達成できるか？という、意識的か無意識的かを問わず行財政的視点がベースにあつて「公園計画論」が組み立てられてきたであろうことは間違いなく、それはそれで当時の状況下では極めて合理的であったと思う。だが、今人口や都市の縮退化など別次元の社会の到来を前提とせざるを得ない「新時代の公園計画論」を打ち立てなければならないとすると、これとはまったく別の次元で「公園・自由空

地」をとりあげ、その本来のあり方を考えるべきであろうと思うのである。

市民や地域の多様な要請・ニーズのすべてに応えるべきだと考え、そのとき「緑地サービスのすべてをインクルーシブ」されているのが「公園」というものではないか！と考えてみてはどうか、と思いついたわけである。もちろん「公園」の場合は、使用料、サービス・フィーのようなお金の問題ではない。「公園」の全体性・総合性・市民性・全人格的な、というような意味を込めてのことである。

もうひとつ、別の話題がある。法政大学の陣内秀信氏らは、イタリアのヴェネツィアの水都性に注目、その後中国の蘇州はじめアジア・日本の水都へと調査を広げ、私の原風景のひとつ東京深川一帯の水路網にも目を向け『水都学』全5巻をまとめている。氏は、法大地域エコデザイン研究所長、そして昨年からはその発展形である法政大学江戸東京研究センター（EToS）のセンター長を務め、2019年3月には早や『EToS 叢書 No.1: 新江戸東京研究』（法政大学出版会）を発売している。本書には榎文彦の「細粒都市」や川田順造の「川向う論」などの江戸東京論等おもしろい論考を掲載しているので造園界の皆さんにも一読をおすすめしたいが、私が言いたいのはその殆どの論考は建築というよりは全編にわたり“大地”と“ランドスケープの視点・エコロジーの視点”からのものであるという点だ。そして論者が、限られた分野の専門家ではなく広汎な視点と視野で江戸と東京を論じているという点である。

正に私が考えている「Landscapeの本質」すなわち「土地・自然性」と「全体・総合性」の現代社会における重要性を強調している点で、私たちと全く同じ土俵に立っているのだ。しかし、造園界ではそうした土俵が欠落、もしくは大幅に遅れている。造園界のいまは陣内氏らの仕事に匹敵するどころか、その足元にも及び得ない状況にある。このような状況を少しでも改善しなければ、およそ「公園革命」などなし得ない。故に何んとしても我々自身ランドスケープの思想と発想・オープンスペースの思想と活用への時代的要請を各自で自覚して、全国の公園緑地行政に携わる公務員はじめ、ランドスケープ・コンサルタンツ、造園建設業界、そして多くのランドスケープ・アーキテクトは一念発起して「公園革命」を目指したいものだと思う。

と同時に考えたいことは、すべてを含むインクルーシブの意味にかこつけて、前述したランドスケープ界のプロフェッショナルやスペシャリストだけでは、我々ランドスケープ・アーキテクチャの理想を実現することはできないことを自覚することが肝要だということである。公園をとりまく多彩なステークホルダーとはもちろんのこと、あらゆる専門家と協調・協働してコトに当ろうとの積極性とネットワーキングへのアクティブな参画を目指そうではないか、ということである。

これは、都市計画事業の遂行などにおける常識であるが、ASLAの解説やランドスケープの教科書にはすべてかかっていることである。

「Architects, Cityplanner, Designer, Civilengineer, それに Landscape architects など多彩な専門家が協働してこそプロジェクトは成功する」と。おそらくこれまでの教科書であげられた職種より、現代では Artist などほかに多数の能力が結集し、総合されなければコトは成就しない。であろうから、その可能性を広げるべく先進的な取組と連携に一層力

を尽くさなければならない。プロジェクトにふさわしいリーダーの選定とその役割を見極め公園の Rebuilding 事業に適切なマネージャー、ディレクター、アクターを探し出し協働していくことが不可欠である。

さらには、今時言わずもがなであるが、既に公園運営の指定管理者で実践されている多彩な人材の参画は、公園革命を盛り上げる意味でも、また、真の Parks for People 時代を実現する意味でも極めて重要である。子どもから老人まで、専門的スキルをしっかりと持っているリタイアメント、その逆に市民的感性での意見をもつお母さんたち等、様々な人々の活躍の舞台を提供することは、公園のみならず里山保全・田んぼの学校などあらゆる場面で実績を誇っている。こうした多様多彩な市民力が重なりあい交わりあいながら「ほんものの公園文化」は生長成熟して「公園の時代」は到来するのだろう。

6. 園活一如・緑活一如——革命後の公園イメージ

最後に付言したいのは、革命後の公園イメージについてである。

まったく新しい公園像を造るべきだと、ここまで主張してきたし、声高にアピールしても、思想は伝わっても、公園をとりまくステークホルダーにも、公園行政関係者にも具体的チャレンジは始めてもらえないだろう。抽象的な議論は、頭で滞ってしまっ下へさがって腑に落ちるところまで来ないからである。

それで思いついたのは、既成イメージで誰にでも理解されるもので、変革すべきポイントを指摘しておけばうまくいくかもしれないということである。

ふつうは革命的とは思われないだろうが、江戸時代の発明である「大名庭園——回遊式庭園」はひとつのモデルとなるだろうと私は思っている。



花札と日本人の自然観（進士の私見）

かねてから私がアピールしているのが「花札にみる日本人の自然観」である。1月の松から12月の桐まで、先ず第一に四季12ヶ月72候の日本的季節観を基調としていること。その中に盛り込まれているのは、猪鹿など大型動物、蝶やカエルなど小動物、鶴やウグイス、

ホトトギスなど野鳥、そして生物多様性とはいいがたいものの12種の植物、それも松、梅、桜、柳、桐など高木から萩など低木、アヤメ、牡丹、ススキなど草本へと多彩である。

それだけではない、赤短、青短など短冊は和歌文芸の文化的世界を。そして最も重要なのは、人間の願望である新年を寿ぎ不老長寿を願った松で新年の宴、菊盃で重陽の節句、さらには桜に幔幕で花見の宴、ススキに月の月見の宴という具合に自然共生型のレジャーレクリエーション世界を図化している。

「花札」というカードゲームには、階級社会をモデルにした「トランプ」とは全くちがって動植物など多様な生き物、文芸文化、そして年中行事の楽しみから人間の願望まで、正にインクルーシブな「園（その）の遊び世界」を見える化しているのではないか。特に、桜に幔幕の花見の宴や藤にほととぎす、月見の宴のためのススキは茶室茶庭の一角に植えられ、庭園の一角水辺にはハナショウブと八ッ橋が調えられている。これらはすべて、岡山後楽園のような数万坪から数十万坪に及ぶ「大名庭園の風景」に他ならない。

江戸時代の大名庭園は、造園デザイン技術的には古代の曲水や阿字池、中世の書院、石組枯山水や露地、近世の弓場、馬場、鷹狩、鴨池など武芸、さらには梅林、茶畑、井田法の水田など「農」の風景等古代から近世まで各時代のすべての作庭デザインボキャブラリーを駆使して大面積の園地を終日飽きないワンダーランドへと創造した銘品であった。そして大名庭園が舞台の全景をとり込んだカードが「花札」であったのだ。

昔からよく言われた日本文化の表現に「庭屋一如」がある。寝殿造り庭園においても、書院建築や数奇屋建築でも、そして茶庭と茶室においても、そして前述した回遊式の名庭園においても、日本の代表的空間文化は「庭園・建築」が美事に一体になって、その「用と景」の調和美を造景してきたのである。

あえてその点を私は、「庭屋一如」にならって、「園活一如」とか「緑活一如」とか言ってみよう。

文字通り庭屋一如の名庭園では、春の宴から月見の宴、茶会や観能まで、時に大名のみならず、一般の町人にまで開放してガーデンライフをエンジョイしたわけであり、これからの時代にあっては、囲まれた庭園空間とは限らず開かれた都市や緑地、自由空間など緑の空間が舞台となるので「緑活一如」ということになる。

最近話題の「南池袋公園」（平賀達也プロデュース・デザイン）などは私の考える革命後の公園イメージに近いし、平賀氏の示唆した「誰にでも居心地のよいサード・スペース」というスローガンは「緑活一如」そのものでもある。しかも南池袋公園では多彩なステークホルダーがネットワークして公園の利用と商業活動や子どもと大人、市民同士の交流など「緑活一如」の風景を見事に描いてみせる。

以上「花札」を例に出して、①日本人の自然観や自然共生を志向する緑地文化の潜在力と、他方②「大名庭園」にみるランドスケープデザインのひとつの形をワンセットで説明したのは、私のいう公園革命は単なる思いつき・アイデア勝負ではないといたいからである。それなりに、園地、園地の立地する環境や周辺の景観といったサイト・プランニングやランドスケープ・プランニングの必然性がなくてはならない。

岡山後楽園のプランを想起してほしい。もともとは旭川の中洲が立地で、そこに築山と

芝生と水系で緑地をデザインして岡山城の菜園場・後園とした。城の守りという軍事的な要請を基本としつつ、梅林・茶園・水田など「農」をベースにした風景をつくり、社交・交流・宴遊の場として延養亭のメインビルディングをはじめ、流店、廉池軒、慈眼堂など景観スポット、これらをつなぐサーキット・回遊園路網をめぐらす。また敷地外の外部景観とも借景でつなぐ。実に後樂園は本来的に「園活一如モデル」であるといえよう。

後樂園の土地利用図を何万倍にも拡大すれば、それが地方の田園都市の土地利用図と相似形になることに気づくだろう。サイズがちがうだけで、芝生地・農地・樹林地・水面・建築面・舗装面で構成されているのは同じ。後樂園では、居住者が不在であり、商業活動や工業生産はみられない点はちがう。従って、これからの公園ではそのような側面をも吸収していくことになるだろう。

たとえば、伊勢神宮の内宮門前の「おかげ横丁」である。この例では、町家スタイルの演出が勝っていて、自由空地・オープンスペース比率は決して高くはないが、お祭り広場や街角広場などの見せ場はしっかり出来ている。

ともあれ、岡山の後樂園の美しさ、おかげ横丁のような楽しさ、宮川の宇治橋・御手洗場^{みたらし}の敬虔さ、等々、日本各地の公園や緑地に期待される多様なニーズにふさわしい形には無数のモデルがある。それを、それぞれのプロジェクトにふさわしいデザインとして如何に創意工夫し、住民にとってPride of Placeとなり、ビジターに歓迎され、それが集積してその地域のランドスケープ資産ともなっていく。そんな方向の公園革命、そんな方向のランドスケープ行政やランドスケープデザイン界の挑戦を期待したい。

目 次

公園革命

公園緑地研究所所長 進士 五十八	1
------------------	---

I. 研究報告

01. 東日本大震災・熊本地震「花とみどりの復興支援ネットワーク」 高岡 千香子	15
02. 大都市における公園緑地のあり方に関する調査研究 唐澤 千寿穂	23
03. 平成 30 年度 全国中核市等における公園緑地の課題に関する調査研究 金成 太郎	28
04. P a r k - P F I 推進支援ネットワークについて 金成 太郎	30
05. 平成 30 年度 講習会総括 多田 啓哉	32

II. 公園緑地整備・管理事例集

01. 平成 30 年度 公園緑地先進事例調査	
事例 1 公園からの健康づくり ～一般社団法人公園からの健康づくりネットの活動～	
事例 2 沼津市リノベーションによるまちづくり ～泊まれる公園「INN THE PARK」～	
事例 3 「パークマスター」と「円卓会議」を中心とした市民参加による公園づくり ～古河市古河総合公園～	
事例 4 緑に囲まれた健康・交流・子育ての場 ～新潟市寺山公園・子育て交流施設「い～てらす」～	
事例 5 公園を舞台の一つとする自治体と公園事業者との「地方創生」への挑戦 ～舟橋村京坪川河川公園～	
唐澤 千寿穂	41

Ⅲ. OPINIONS ～研究顧問の意見～

首里城復元を終えて、今思うこと	79
琉球大学 名誉教授 高良 倉吉	
若者が育み・育まれる集まり	80
兵庫県立大学 名誉教授 兵庫県立人と自然の博物館 館長 兵庫県立淡路景観園芸学校 学長兼校長 中瀬 勲	
明治神宮外苑イチョウ並木と青山通りのケヤキ並木	81
中央大学研究開発機構 機構教授 榎野 良明	
歴史を伝えるメディアとしての銅像	86
跡見学園女子大学 非常勤講師 宮地 克昌	
時評：1) 奈良の「神鹿」の頭数管理／春日山原始林の危機へ対応を (2018年4月) 2) 桂離宮の苔庭の継承／庭園も温暖化への適応方策検討へ (2018年6月) 3) チマキザサと里山再生／京都の伝統文化の継承に向けて (2018年8月) 4) 伸び悩む風力発電／環境アセス迅速化が追い風となるか (2018年10月) 5) 台風と倒木／糺の森に見る巨木林の攪乱と再生 (2018年12月) 6) 倒れる樹木とどう付き合うか／管理責任と自己責任 (2019年2月) 7) 進化する「いきもの共生事業所」認証／東京五輪レガシーへの期待- (2019年4月)	88
京都大学 名誉教授 森本 幸裕	

Ⅳ. 資料

一般社団法人日本公園緑地協会 研究顧問名簿	99
-----------------------	----

I . 研究報告

東日本大震災・熊本地震「花とみどりの復興支援ネットワーク」

総務部 総務経理課：高岡 千香子

1. はじめに

平成23年10月に設立した東日本大震災「花とみどりの復興支援ネットワーク」は、(一社)日本公園緑地協会、(一財)日本花普及センター、(公財)日本花の会の3団体が事務局となり、花とみどりの有する「心のやすらぎやうるおい」などの効用を被災地の皆様にお届けするため、花とみどりに関係する公益法人や業界関係者(※後述41団体)が連携し、支援活動を行ってきた。平成28年9月には東日本大震災・熊本地震「花とみどりの復興支援ネットワーク」へ名称を変更し、熊本地震の被災地域へも支援を広げていくこととした。

2. 活動内容

設立以降、各登録団体が被災地に対し、憩いの広場や花壇の提供、仮設住宅・教育施設等での寄せ植え教室、苗木の寄贈など個々の強みや特徴を生かした支援を行なってきた。

また、事務局ではネットワークのホームページを作成し、支援者向けの被災地情報の提供と、復興支援活動の内容を公開している。

3. 「花とみどりの復興支援ネットワーク基金」について

事務局では現地で支援を行う団体を助成するため「花とみどりの復興支援ネットワーク基金」を設立し、関係団体や企業、一般の方々へ広く支援を呼びかけてきた。基金設立以降、累計 21,335,913 円という多額の寄付を頂き(表1)、被災地の団体や支援団体へ助成金としてお届けしてきた(表2)。

表-1 基金への寄付協力団体・個人一覧(累計)

寄付者	入金額
(一財) 公園財団	40,000
(一社) 日本公園緑地協会	7,027,761
(一社) 日本造園建設業協会	4,800,000
(一財) 日本造園修景協会	150,000
(一財) 日本造園修景協会広島支部	150,000
泉大津花市場祭り実行委員会	80,000
英国王立園芸協会日本支部	287,670
花き流通情報連絡協議会	326,594
(株) サカタのタネ	3,280,098
三重県花商組合連合会	150,000
(公財)花博記念協会、(一社)フラワーズサイエティ	444,678
(一社)日本花き卸売市場協会	100,000
T&Yガーデン	518,000
長野県遊戯業協同組合	523,463
新潟市役所	191,937
花フェスタ旭川実行委員会	59,000
神奈川県立都市公園 利用者一同	682,000
フラワーフェスティバル IN 近畿実行委員会	329,253
J A あいち知多	207,729
愛知名港花き卸事業協同組合	25,026
食肉・花き市場まつり実行委員会	86,285
西日本花き(株)	293,446
(一社)プリザーブドフラワー全国協	20,000
(一社)プリザーブドフラワー全国協議会千葉支部	6,096
(一社)日本ハンギングバスケット協	73,471
都市公園法施行 60周年等記念事業実行委員会会議	758,925
その他の団体(15団体)	456,581
個人(6名)	267,900
合計【平成31年4月1日時点】	21,335,913

表-2 主な助成金支援団体（累計）

支援先	支援金額
(一社)日本造園建設業協会岩手県支部 陸前高田市の「希望の松」の保護活動	2,000,000
(一社)日本造園建設業協会福島県支部 飯舘村の仮設小学校・幼稚園の花壇等の緑化	1,500,000
(一社)日本造園建設業協会宮城県支部 仙台市の仮設住宅に花壇やパーゴラ等を整備	1,300,000
女川桜守りの会 女川町の仮設住宅・店舗周辺等に桜を植栽、管理	335,000
希望の花いわて3.11プロジェクト 陸前高田フラワーロード花壇整備、大船渡保育園花育活動等	1,760,000
花と緑の力で3.11プロジェクトみやぎ委員会 仮設住宅や被災地交流施設の植樹活動・花壇整備	5,399,500
花の力プロジェクト 陸前高田市民とボランティアによるオープンガーデン再生事業	1,100,000
宮古中央通りに緑を復活させる会 宮古市中央通の花かおる散策路の復興整備	750,000
東日本に花を咲かせ隊（公園管理運営士会） 国営公園から提供を受けた球根を採取し養生・選別のうえ被災地に送付し、現地での植栽指導・補助等	643,890
グリーンアドバイザー九州 熊本地震被災地域である御船町、南阿蘇村等の仮設団地や保育園等での花植え活動	105,500
仙台ふるさとの杜再生プロジェクト連絡会議 仙台市東部沿岸地域のみどりの再生を目標とした植樹・育樹活動	200,000
ふくしまONE LEAF 福島県での個人邸宅オープンガーデン、仮設住宅休憩所や高齢者施設の花壇作り、寄植教室の開催	600,000
ふくしま園芸療法研究会 障がい者福祉施設で花壇管理と箱庭教室、三春町仮設住宅でのフラワーアレンジメントと箱庭教室等	117,329
日本ハンギングバスケット協会（福島支部） 仮設住宅集会所、福島県在住の子供達への花育活動	720,000
サークルはなあそび 保育所等での寄せ植え教室（日本ハンギングバスケット協会福島支部が会員外の協力者と連携）	350,000

NPO法人 Green Fields 岩手国体復興支援おもてなし花壇整備、岩泉町花壇整備、大槌町仮設住宅でのフラワーアレンジメント教室	1,100,000
NPO法人冒険あそび場ーせんだい・みやぎネットワーク 海岸公園での松の延命措置・植樹活動、被災地小学校での花壇設置と桜の延命措置	518,930
その他の団体（5団体）	1,366,269
合計 【平成31年4月1日時点】	19,866,418

各所へお届けした助成金は被災地での多様な活動に役立てられており、また、多くの団体が一回限りの活動ではなく、継続して活動している。

4. 平成30年度の支援活動

平成30年度に花とみどりの復興支援ネットワーク基金から助成を行った主な団体の活動報告を紹介する。

(1) グリーンアドバイザー九州

公益社団法人日本家庭園芸普及協会が認定する「グリーンアドバイザー」資格保有者の有志の会。熊本地震で被災された方々に花による心の安らぎと、花に関わる活動を通じたふれあいのひとときを感じてもらいたいと、熊本地震で被災した御船町、大津町、南阿蘇村の仮設団地や保育園等で「グリーンアドバイザーによる花いっぱいキャンペーン」と題して花植え活動を行った。

1) 御船町ふれあい仮設団地、御船町小坂仮設団地での花植え活動

平成30年11月15日、御船町ふれあい仮設団地第一集会室に集合。今回訪問した仮設団地は、「株式会社くまもと健康支援研究所」が、熊本県から委託を受けて行う「地域支え合いセンター」の活動の一環として実施した。プランターの古い土から根などを取り除き、新しい培養土と緩効性肥料を合わせて土作りをし、パンジーの苗を植えたあと、チ

ユーリッポの球根を並べて植え付けた。午後は御船町小坂仮設団地で同様に植え付けを行った。駐車場の一角にあるユニットで作った畑では、春は種から野菜を育てているが、冬は花畑にしようと、花苗と球根を植えた。作業が終わった後は、お茶タイムで交流した。現在も住民の方々が自主的にお手入れをされており、花を摘んで集会室に飾るなど、活用してくれているようだ。



写真-1 ふれあい仮設団地参加者で集合写真



写真-2 春の野菜畑を冬は花畑に

2) 熊本市東区 やまなみこども園での花植え活動

やまなみこども園は、震災直後に、園のホールと園庭を自主避難所として運営していた保育園である。11月16日、9時半に園庭の一角で準備を行い、10時半より年中組の子どもたちと一緒に花植え活動を行った。園内の空きプランターを各所から発見し集め、子どもたちに花の植え方を説明。この園の保育方針はとてものびのびしたものであり、そのせいか、子どもたちの集中力は高く、みな熱心に作業に取り組み、作業が終わった後も嬉しくて興奮気味であった。できあがったプランターは園内の各所に飾り付けた。



写真-3 熱心に作業説明を聞く子どもたち



写真-4 球根が見えなくなるまで丁寧に土を被せる



写真-5 子どもたちと一緒に集合写真

3) 南阿蘇村 岩坂仮設団地での花植え活動

11月16日午後、岩坂仮設団地にて花植え活動を行った。事前に南阿蘇村地域支え合いセンターに届けていた花苗を、センターの方が仮設団地まで運んでくださった。なお、センターに届けた花苗の一部は、今後、職員の方が仮設団地を巡回する際に住民の方に直接手渡しをしてくださるそうだ。

岩坂仮設団地は、お花が好きな住民の方が大変多いとのことで、スタッフが到着したときには既に完璧に準備がされており、すぐに植え付けに取りかかることができた。住民の皆さんは手慣れた様子であつという間に作業が終わり、作業後は仮設団地の集会室で、お茶タイムと健康体操を行った。



写真-6 岩坂仮設団地での作業の様子



写真-7 植樹作業の様子

(2) 仙台ふるさとの杜再生プロジェクト 連絡会議

東日本大震災により甚大な被害を受けた仙台東部地域のみどりの再生のため、仙台市が事務局となり、市民・NPO・企業等のメンバーで「ふるさとの杜再生プロジェクト」事業として植樹会・育樹会等に取り組んでいる。

今回は、災害復旧工事を終え平成 30 年 7 月に再開園した、海岸公園（井土地区）で、11 月 25 日、「ふるさとの杜再生プロジェクト第 8 回植樹会」を開催した。

いつもは山や海からの強い風が吹く公園だが、当日は温かな日差しの穏やかな天候に恵まれた。仙台市若林区六郷地区住民や地元企業などから計 400 名が参加し、8 班に分かれ、公園にある避難の丘やデイキャンプ場、駐車場の周辺に、サクラやコナラ、コブシ、アジサイなど約 25 種、約 2,300 本を植樹した。

植樹の際は、仙台市認定緑の活動団体や仙台ふるさとの杜再生プロジェクト連絡会議の会員に「植樹リーダー」になってもらい、参加者に公園の被災の様子や津波に強いまちづくりのための公園、かさ上げ道路の工事について紹介し、しっかりと根が張るよう植え方の指導をしていただいた。子どもたちも協力して穴を掘ったり苗を運んだりした。

参加者からは「植えた苗木が大きく育ってほしい」「公園に遊びに来た時に植樹した苗木の成長を観察したい」などの感想をいただいた。今後も東部地域のみどりの再生に向け、皆様のお力添えをいただきながら「ふるさとの杜」を育てていきたい。



写真-8 参加者で集合写真

(3) 東日本に花を咲かせ隊

国営公園の球根掘り上げ作業に協力して譲り受けた余剰分の球根を、被災地に配送し、球根や桜の植え込みを行っている。

1) 国営公園での球根掘り取り・選別作業

第 1 回掘り取りは、平成 30 年 5 月 19 日、国営昭和記念公園で行った。隊員と公園入場者、合計 202 名より約 1 万球を掘り上げた。当日は快晴で、参加者は、球根の植える時期の話などで盛り上がった。第 2 回は、6 月 9 日と 10 日の 2 日間にかけて、国営滝野すずらん丘陵公園で行った。隊員と市民、合計 1,883 名により約 2 万球を掘り上げた。



写真-9 滝野すずらん丘陵公園 掘り上げ作業

昭和記念公園で掘り上げたチューリップ・ムスカリの球根は、10 月 20 日、隊員有志 21 名が集まり、両球根約 8,000 球を選別し、被

災地に発送した。作業の様子を一般入場者が見学されていた。滝野すずらん丘陵公園で掘り上げた球根は、10月17日、フラワーガイドボランティアの協力を得てチェック・仕分けし、大型の球根5,000球を発送した。



写真-10 球根の選別作業

2) キャピタルホテル1000での植え込み作業 (岩手県陸前高田市)

11月10日、キャピタルホテル1000周辺広場にて隊員と地元住民の方と共にチューリップとムスカリの植え込み作業を行った。前日の雨により作業は苦戦したが、持参した小型ユンボの活躍もあり、朝8時半から始めた作業は12時頃に終了した。隊員から肥料の差し入れがあり、球根の成長が期待される。午後はもう一つの被災地、大槌町に向かった。



写真-11 掘削及び土と肥料の攪拌

3) ベルガーディア鯨山「風の電話」への球根のお届け (岩手県大槌町)

ベルガーディア鯨山にある「風の電話」は東日本大震災発生翌月に設置された電話ボックスである。黒のダイヤル式電話の電話線は繋がっておらず、心で話すか筆談で話すことになるが、年間3万人が訪れるという。この場所に、今年はチューリップ、ムスカリの球根約1,500球を届けた。



写真-12 球根の受け渡し



写真-13 風の電話

4) 三陸花ホテルはまぎくでの球根の植え込み、桜の植栽 (岩手県大槌町)

11月11日、三陸花ホテルはまぎくにて、隊員とホテル従業員と共に植え込みを行った。ホテルは大槌町の海岸線にあり、震災の際は津波に襲われたが、幸い建物は残ったようだ。一班は、海岸側の球根植付け、二班は道路側のさくらの植栽に取りかかった。さくらは昨年のストック10本、球根は、昭和記念公園から持参した約2,500球を植え込んだ。



写真-14 さくらの植栽

(4) サークルはなあそび

日本ハンギングバスケット協会福島支部が会員外の協力者と連携し花育活動をしている。

1) つつみ幼稚園での花育活動 (福島県郡山市田村町)

平成30年10月11日、つつみ幼稚園にて

年長児 36 名を対象に寄せ植え教室を行った。当日は雨天のためホールにブルーシートを敷いて屋内の活動となり、保護者と先生方にもお手伝いいただいた。今回はパンジーとビオラを使用したので、2 つの花の大きさや違いなどを説明。クイズ形式で質問しながら進めると子どもたちの集中力も長続きするようだ。

「早いのが上手ではなく、丁寧に仕上げるのが上手なんだよ」と声かけをすると、土入れ作業や苗をポットから出す作業も教えたとおりに丁寧に行っていた。後日、保育園を訪れると先生より「子どもたちは毎日水やりを頑張っていますよ」と嬉しいコメントを頂いた。



写真-15 好きな色のパンジーを選ぶ様子

2) 企業主導型保育園 キッズルームひばりでの寄せ植え教室（福島県郡山市富久山町）

10 月 15 日、キッズルームひばりにて、寄せ植え教室を行った。1 歳児 4 名、2 歳時 3 名、5 歳時 1 名と年齢が低下ったため、おやつを食べた後、お花に関する絵本を読み聞かせ、チューリップの歌を歌い、お花に興味を持てるような導入を行った。スムーズに活動が進むよう、事前にプランターにある程度の土を入れておき、それぞれのプランターの近くに球根と花苗を準備し、ひとりひとりにシャベルを持たせた。球根を植える際、先生が「優しく土のお布団をかけてあげようね」と声をかけると、シャベルで「ねんね～ねんね～」と話しながら土をかける姿があった。最後に、子ども用の小さなじょうろで完成した寄せ植えに水をあげ、子どもたちと「毎日水をあげることを約束した。園庭もなく砂遊

びもできない園のため、子どもたちにとっては貴重な経験となったようだ。



写真-16 球根に土をかぶせる様子



写真-17 完成した寄せ植えに水やり

3) 21 世紀記念公園麓山の杜とんがりふれあい館での親子寄せ植え教室（福島県郡山市麓山）

11 月 10 日、とんがりふれあい館にて親子寄せ植え教室を開催した。事前に募集ポスターを貼ってもらい、当日は 4 歳から小学 6 年生までの子どもたちと保護者合わせて 20 名が参加した。親子参加型のイベントは保護者の意見が強くなり子どもが自分の好きなように選ぶことが出来ない、ということがあるため、作業前に保護者には子どもの意見や感性を優先していただくように説明をした。葉っぱに隠れたところなどに土を入れていない子もいたのでこまめに声かけを行い、最後に寄せ植えにピックを刺して完成。小さい子が多いときは、このようなピックやガーデンアクセサリーを付けると、とても喜んでくれる。子どもたちは工程の説明もよく聞き、間違いなく作業を進めていたので感心した。



写真-18 親子での作業の様子

4) 星が丘保育園での花育活動（福島県郡山市片平町）

11月18日、星が丘保育園にて、年少・年中・年長児18名を対象に寄せ植え教室を行った。当日は1時間前に到着し、外で準備をしていると、その様子子どもたちが室内から興味津々で見ている。3歳児が10名と多かったが、最後まで飽きることなく活動してくれた。子どもたちの軍手をつける作業がスムーズで驚いたので先生に聞いてみると、園では毎年サツマイモを植えて収穫し、焼き芋パーティーをしているからとのことだった。土に触れる経験がある子どもたちも、花を植えるのは初めてという子が多いようだった。自分が選んだパンジーに名前を付けて、お花に話しかけながら作業をしている姿がとても純粋でかわいらしかった。活動終了後には「どうして花は枯れるの?」といった質問もあり、寄せ植えを作る技術だけにとどまらず、そんな純粋な疑問にも答えてあげられるようにスキルアップを目指したいと思った。



写真-19 完成した寄せ植えを前に集合写真

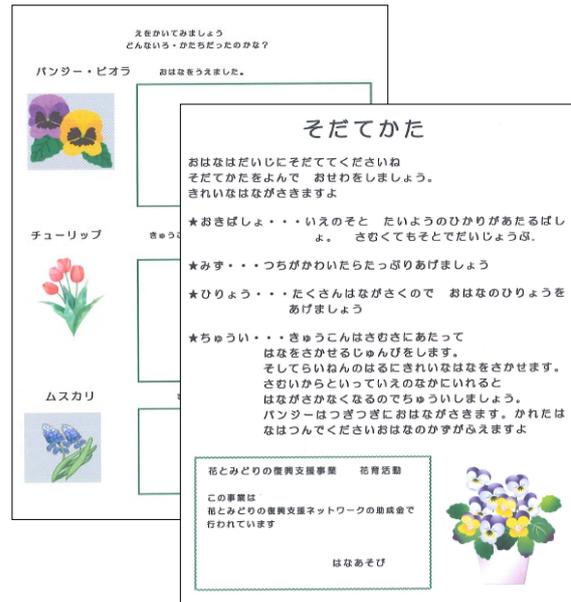


写真-20 配布したお花の育て方の説明書

(5) 特定非営利活動法人 冒険あそび場

せんだい・みやぎネットワーク

平成30年7月8日に、震災後約7年4ヶ月ぶりに再開した海岸公園冒険広場にて、地域の再生を花とみどりで応援するため、子どもたちを対象に植樹会を開催した。

1) 海岸公園冒険広場での児童による植樹（仙台市若林区）

仙台市若林区東六郷地域は、全域が津波被害を受け、住民の移転が進むにつれ人口が減少、地区の小学校（旧東六郷小学校）が閉校するなど地域活性化が課題である。このような状況の中、子どもたちに木や花の苗を植える機会をつくり足を運んでもらうことで地域の賑わい作りに繋がればと思い、海岸公園冒険広場で小学生向けの植樹会を開催した。

この植樹会は、「夏休み交流会」と題し、7月28日、六郷小学校の6年生18名と、福島県只見町立旭小学校の6年生16名との交流企画として実施。海岸公園（荒浜地区）センターハウスでの自然素材を使ったクラフトづくりや、震災遺構仙台市立荒浜小学校の見学を行った後、海岸公園（井土地区）にて東日本大震災からの復興を願って、仙台市の花「ミヤギノハギ・センダイハギ」と、只見町の花「コブシ」を植樹した。



写真-21 クラフト作りの様子



写真-22 児童による植樹の様子

2) 旧東六郷小学校の桜の木のいのちの継承

地域の人々にとって思い出の残る旧東六郷小学校（平成 29 年 3 月閉校）で、津波をかぶりながらも生き残った桜の木は、校庭のシンボルとなっている。しかし、著しく樹勢が落ちてきたため、この桜が枯れる前にできる限り命をつなぐ策として、昨年は樹勢確認と接ぎ木作業を行った。今年も平成 31 年 1 月 27 日、管理場所より現地に戻すための準備として、接ぎ木苗の植え替え作業を行った。

写真-23 は現在の桜の木の状況で、手前は、平成 31 年 3 月完成した地域慰霊碑、奥は校舎解体後に避難場所となった避難ビルである。



写真-23 接ぎ木にいのちを託す桜の木の現況

5. おわりに

支援団体の方から「花や土を触りながら他愛もない会話をしたり、作業後に皆でお茶を飲んだり、そんなひとときがとても重要に感

じられる」というお話を伺った。花とみどりの復興支援ネットワークの助成活動は、令和 2 年 3 月をもって終了となるが、今後も花壇の手入れや水やり等、花やみどりを通した活動が人と人との交流を生むきっかけとなり、被災地の皆様にわずかでも安らぎの時間をもたらすこと期待する。

【支援団体について】

「花とみどりの復興支援ネットワーク」

支援参加団体（現在 41 団体）※順不同

(一財)大阪府公園協会、(一財)沖縄美ら島財団、(公財)神奈川県公園協会、(一財)公園財団、(公財)国際花と緑の博覧会記念協会、(公財)神戸市公園緑化協会、(公財)都市緑化機構、(一社)日本植木協会、(一社)日本運動施設建設業協会、(公社)日本家庭園芸普及協会、(一社)日本公園施設業協会、(一社)日本公園緑地協会、(一社)日本造園建設業協会、(一社)日本造園組合連合会、(一財)日本造園修景協会、(公財)日本花の会、(一財)日本緑化センター、(一社)ランドスケープコンサルタンツ協会、(公財)東京都公園協会、(公財)名古屋市みどりの協会、(公財)新潟県都市緑花センター、(公財)兵庫県園芸・公園協会、阪神造園建設業協同組合、(公社)園芸文化協会、(一社)全国花卸協会、(一社)日本インドア・グリーン協会、(一社)日本花き卸売市場協会、(一社)日本花き生産協会、(一社)日本生花商協会、(一社)JFTD、(一財)日本花普及センター、(一社)日本フローラルマーケティング協会、(一社)花の応援団、(一社)フラワーソサイエティー、(一社)プリザーブドフラワー全国協議会、全国花育活動推進協議会、日本ハンキングバスケット協会、(株)イーフローラ、(株)サカタのタネ、(株)日比谷花壇、西多摩緊急災害協力会

【事務局・お問い合わせ先】

- ・造園業界関係者窓口： (一社)日本公園緑地協会 03-5833-8551
- ・花卉業界関係者窓口：
(一財)日本花普及センター 03-3664-8739
(公財)日本花の会 03-3584-6531

大都市における公園緑地のあり方に関する調査研究

事業部次長 唐澤 千寿穂

1. はじめに

大都市都市公園機能実態共同調査は、平成3年から東京都と全国の政令指定都市が参加して、各都市の都市公園担当者が抱える共通の課題について調査することを目的に始められた。その成果は、国へ提言することで制度の改善や新規施策として盛り込まれるなどしてきている。

2. 平成30年度大都市都市公園機能実態共同調査について

平成30年度は以下の5つの調査を行った。

表-1 調査項目一覧

番号	調査項目
(1)	「都市公園等における公民連携手法の活用と事業効果」に関する調査研究
(2)	「都市公園の価値を評価する新たな指標・仕組み」に関する調査研究
(3)	「都市公園における使用料の設定及びイベント誘致の考え方」に関する調査研究
(4)	「公園緑地の維持管理や緑の市民協働により発生した剪定枝等の発生材等の有効活用」に関する調査研究
(5)	「事例調査、各都市プロフィールとHPデータの再整理」に関する調査

(1) 「都市公園等における公民連携手法の活用と事業効果」に関する調査研究

1) 調査の目的

平成29年に都市公園法等が改正され、都市公園等の整備及び管理運営に民間活力を最大限活用する制度政策が示された。

本調査は、今後、公民連携をより一層推進していくために、都市公園での公民連携の活用例やその課題、さらにはその課題に対する解決手法について事例を調査し、民間活力を導入し整備または管理運営を行っている都市公園における事業効果の事例について調査し、事業実施後の事業の効果を測るためのモニタリング手法や事業評価について調査することを目的とした。

2) 調査の内容

- ①都市公園PPP事業における公民連携手法の活用状況の現状把握
- ②都市公園PPP事業における事業効果とモニタリング方法、事業効果指標の現状把握
- ③官民連携のプラットフォームの状況把握
- ④都市公園PPP事業における公民連携手法のモデル事例の検討
- ⑤都市公園PPP事業における公民連携手法の活用と事業効果に関する考察
- ⑥市民緑地認定制度についての活用把握

3) 調査結果と課題

①都市公園における公民連携手法の活用状況について、前年度調査をもとにした、都市公園PPP事業の事例の把握、各種制度の適用状況、協定等の状況などにより深堀りしていくアンケート調査を実施し、先行事例のヒアリングを行った。

②各都市の都市公園PPP事業において、財政効果、期待する事業効果、事業評価指標、モニタリングの実施状況について、アンケート調査、ヒアリングを実施した。

③インターネット調査等により、自治体・団体等で設置しているプラットフォームについて事例を整理した。

④各都市の都市公園PPP事業において、公民連携の各手法の導入経緯、制度の組み合わせの考え方を整理し、その特徴や課題、留意点等を検討した。

⑤調査結果や過年度調査などの事例より、モニタリング方法について、制度別に特徴、課題等を整理し、事業評価について検討した。

⑥各都市における市民緑地認定制度の活用状況、活用意向等についてアンケート調査で把握した。

都市公園におけるPPP事業の事業評価を実施している事例は多くはなかったが、民間事業者選定時に提案された提案書の項目を評価の参考としていた都市もあった。

また、評価基準は、民間事業者が選定時に策定した事業計画書通りになされているかを評価の基準としていた。

市民緑地認定制度については、実績のある都市はさいたま市のみで、3都市で活用意向があり協議を進めているとの結果であった。

(2) 「都市公園の価値を評価する新たな指標・仕組み」に関する調査研究

1) 調査の目的

新たな時代に緑とオープンスペースによる都市のリノベーションを推進していくためには、公園緑地においてこれまでの1人あたりの公園面積、緑被率といった指標だけでなく、公園の価値や緑の役割を客観的に表す指標を導入し、公園緑地の整備・再整備の明確な効果を示すことで事業費を獲得していくことが必要である。

本調査は、健康や子育てなど、他の政策・

部局との連携策の整理により、都市公園の価値の評価や緑の役割を客観的に表す新たな指標を検討するとともに、実施する事業の指標に対する効果の発現を計測するための考え方を調査することを目的とした。

2) 調査の内容

①都市公園の価値を評価する現状の指標・仕組みの把握

②他の政策における指標の把握

③新たな指標の検討

④新たな指標の導入に向けたモデル事業案の検討

⑤新たな指標・仕組みと事業効果に関する留意事項に係る考察

3) 調査結果

①各都市の緑の基本計画等に使用している評価指標を抽出し、その計測方法や目標設定などの事例や既存文献を中心に、海外の緑やオープンスペースの価値の考え方などを収集し、評価指標に関わる事例を把握した。

②大都市各都市の総合戦略や総合計画などにおける成果指標を収集し、その測定方法や目標値等を分野別に整理し、成果指標と都市公園の持つ機能にかかわる部分を分析し、他部局との共通目標となるような評価指標を探り、他部局連携による施策展開の可能性について検討した。

③収集整理した各指標に対して、都市公園の価値や緑の役割を客観的に表す指標としての適合性を、様々な視点から比較検討し、より効果的なものを新たな指標として提案した。

④公園緑地の整備・再整備により獲得を目指す整備効果について、当該公園の将来のあるべき姿を示した上で、整備効果を数量化する適切な指標を整理しその指標の数値を向上させる整備・再整備のあり方について検討した。

新たな指標については、過去何度も調査を行ってきたが、今回の調査では、総合的な公園緑地の価値を示す「普遍的指標」と政策の

優先度を高めPRにも有効なわかりやすい指標を示す「オンデマンド指標」などが考えられることが確認された。

(3) 「都市公園における使用料の設定及びイベント誘致の考え方」に関する調査研究

1) 調査の目的

近年、都市公園の活性化・オープンスペース活用の一環としてイベント等の開催や、ユニークベニュー（特別な場所）として公園の新たな使い方を提案することが求められてきている。そのような中、公園利用者からは、多種多様な使用ニーズが寄せられ、そのための許可について相談を受けることが多くなっているが、現在の条例による許可条件や料金体系では対応できないものについては、利用を制限しなくてはならない。

本調査は、施設の利用だけでなく、イベントの開催など新たな利用ニーズに応えるため、今後の使用料金の考え方を検討するとともに、各都市におけるイベント開催実態やイベント誘致活動事例などを把握・分析し効果検証を行い、郊外型公園等での公園利用活性化のための効果的なイベント開催の枠組みを検討することを調査の目的とした。

2) 調査の内容

- ①各都市の公園使用料の設定、改定、改定に係る考え方と基準に関する実態把握
- ②公園内イベントの開催・誘致に関する取り組み状況の把握

3) 調査結果

- ①公園使用料の設定について、現状の行為許可、占用許可等の使用料算定や許可条件、今後の改定予定の有無などについて把握した。あわせて、多種多様な使い方に係る申請・許可の実態把握を行った。また、受益者負担に係るフルコスト等使用料構成の考え方や含まれる費用についても把握した。
- ②公園におけるイベント開催について、開催件数やイベント内容などの実態把握を行い、

郊外型公園等での利用活性化につながりうる効果的なイベント開催の枠組みについて検討した。自治体によるイベント誘致開催支援の取り組み状況、指定管理者によるイベント開催・誘致に対するインセンティブの有無やその事例等について把握した。

設置管理許可使用料は「行政財産使用料等」の考え方に基づき設定している都市が多かった。イベント開催については、多くの都市が行為区分に対応した許可基準が整備されていることが把握できた。

(4) 「公園緑地の維持管理や緑の市民協働により発生した剪定枝等の発生材等の有効活用」に関する調査研究

1) 調査の目的

本調査は発生材の活用についての各都市の事例や、民間企業等における剪定枝等有効活用事例の収集、緑の市民協働で発生している発生材等の取扱い及び活用事例を収集し、有効活用するための課題を整理することを目的に実施する。また、発生材等を有価物として活用する方法、利益を生み出し還元する手法等、その考え方やスキームを検討し、維持管理費の低減や緑の市民協働事業に反映することを目的とする。

2) 調査の内容

- ①発生材の扱いと活用の現状把握
- ②発生材の積極的活用に向けた方策の現状把握
- ③発生材の有効活用に向けた検討
- ④発生材の活用に関する課題と展開方向の検討

3) 調査結果

- ①公園緑地の維持管理で発生する発生材について、有効に活用している事例のほか、利益に結びつけている事例について収集した。
- ②他都市での展開可能性に向けて、その背景や概要、課題について整理した。
- ③発生材等の有効活用に向けては、民法や地

方自治法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などの法令等の関係が問題になるため、これらを踏まえながら、処理費用の削減だけでなく、より有効に活用するための可能性について検討した。

④発生材等の有効活用事例と障害となる課題とを総合的に整理し、有効活用の可能性を判断し、その結果に応じて取りまとめた。

発生材の有効活用については、安定した量の確保や適切な保管場所の必要性、処理や加工場所への運搬に掛かる手間と費用が課題となっている。また、発生材等の所有者は自治体であることから、市民等による活用、販売を自由に行うには、条例や覚書など自治体と活用者の間に何らかの取り決めが必要になることがわかった。

(5) 「事例調査、各都市プロフィールとHPデータの再整理」に関する調査

1) 調査の目的

公園緑地に関する個別課題について、各都市の現状や対応状況を調書、文献調査、ヒアリング等を通じて把握・整理することで、今後の施策展開の参考に資する事を目的とするものである。

2) 調査の内容

①指定緑地における苦情等の実態把握及び維持管理の現状に係る事例調査

指定緑地における苦情実態を把握し、地域に親しまれる緑地保全の推進をはかり、また、より効果的な維持管理を目指すために、緑地の管理水準を定めるため、各都市における緑地の維持管理内容や、苦情要望などについて状況を調査しそれぞれの事例について収集・整理した。

②都市公園内のがけ崩れ危険箇所対策に係る事例調査

平成26年11月、及び、平成29年6月の土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）の改正

により、要配慮者利用施設の避難体制の強化が位置づけられた。都市公園は要配慮者利用施設ではないが、子どもや高齢者など要配慮利用者を含む公園利用者が一時的に滞留する施設であることから、その安全確保の考え方を整理する必要があるため、都市公園内のがけ崩れ危険箇所対策について、ハード、ソフト両面の対策事例について収集・整理した。

③公園施設長寿命化計画の内容や運用の考え方に係る事例調査

公園施設長寿命化計画は、主に国の策定指針（案）を参考にして計画を策定し、計画に基づく補修、修繕、更新等を行っている。この策定指針（案）が平成30年に改定され、公園施設および施設をとりまく状況は多種多様であること等から、計画内容の詳細な考え方については、各都市独自の解釈が必要である。こうしたことから、各都市における計画の内容や運用に関する疑問点や問題点を項目出し、対応状況等を共有化することで、計画の効率的、効果的な更新や運用を図ることのための事例を収集・整理した。

④都市計画法施行令（一部）の改正に伴う開発行為で整備される公園に係る事例調査

平成28年度に改正された都市計画法施行令の一部を改正する政令により、公園等の設置が義務付けられる開発区域の面積の最低限度が、地方公共団体の条例によりこれまでの0.3haから、1haを超えない範囲で緩和することが可能になった。この改正を受けた各都市の考え方と、それに基づく対応を調査し整理した。また、旗竿地や斜面地等設置される公園の形状を制限する開発区域の場合の整備方法や工夫した事例を収集・整理した。

⑤市民や事業者が公園緑地行政に主体的に参加する組織づくりに係る事例調査

近年の公園緑地行政においては、厳しい財政状況や人的不足の中、市民や事業者の主体的な参加を促し、協議会等の組織により市民協働で都市公園の管理運営をする事例もみら

れるようになってきた。本調査は、特定の施設の管理運営を目的とする事例を除き、複数の施設または箇所での活動を想定した市民等の参画のため、市民等を主体として構成する協議会等を組織した事例を収集・整理した。

⑥都市公園内におけるドローン等無人航空機による撮影許可等に係る事例調査

近年、ドローン等の無人航空機の都市公園内での飛行や写真撮影等の要望が増加しており、それに伴う諸課題が発生しているが、許可する場合の使用条件及び使用料等の考えについては、現状の条例の解釈で対応している。本調査は都市公園内におけるドローン等無人航空機による撮影許可について、各都市の状況を調査し事例の収集・整理をした。

⑦都市公園内における有料スポーツ施設の設置状況に係る事例

全市的観点から設置されている有料公園施設（野球場、ソフトボール場等）は近隣公園以上の都市公園に設置しているが、公園の再整備にあたり地域住民とスポーツ団体との調整が困難な状況が生じている都市も見られる。こうしたことから、近隣公園での有料スポーツ施設のあり方等を整理するため、全市的観点から設置する有料のスポーツ施設の配置状況や単位住民あたりの基数等、スポーツ施設の配置状況を把握し、運動施設の種類ごとに適正配置の考え方に結び付ける基礎的資料の収集・整理した。

■ 研究報告 I-03

平成30年度全国中核市等における公園緑地の課題に関する調査研究

事業部事業課課長 金成 太郎

1. はじめに

一般社団法人日本公園緑地協会では、政令市等とともに実施している「大都市都市公園機能実態共同調査」により、政令市等が抱える公園緑地行政の課題や政策的テーマに応じた調査研究を共同で行っている。一方で、全国の中核市規模の都市においては、公園緑地行政上の課題について、共同の調査研究・情報交換等の場がなく、十分な取り組みが行われていないのが現状である。

こうした状況を鑑み、当協会では平成27年度より当協会の自主研究の一環として、全国の中核市等に準ずる都市の公園緑地行政に関する課題や問題意識、情報ニーズ等を把握するためのアンケート調査を実施し、要望の高い特定テーマに関して現状や取り組みについて調査研究および検討会を実施し、調査結果は、報告書として参加都市に送付している。

平成30年度は、平成29年度に実施した「公民連携による都市公園等の活性化に関する調査研究」を継続する形で、平成29年に創設されました「公募設置管理制度」について、制度の周知普及を図ることを目的とした『都市公園における公募設置管理制度Park-PFI活用の手引き』を発行し、講習会を開催した。

2. 手引きの概要

『都市公園における公募設置管理制度Park-PFI活用の手引き』は、地方公共団体の都市公園行政担当者に向け、改正された「都市公園法」、「都市公園法運用指針」、「都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用

ガイドライン」などの関連資料を一体化し、制度の理解を深め、業務の円滑化に資すると共に、民間事業者の参入が図られることも期待して作成した。作成にあたっては、産官学の有識者による委員会を設置し、指導助言をいたき取りまとめた。

委員会の構成及び目次構成は以下の通り。

役職・氏名(敬称略)	
委員長	
榑野 良明	中央大学研究開発機構機構教授
委員	
五十嵐 誠	東洋大学経済学部客員教授
坂井 文	東京都市大学都市生活学部都市生活学科教授
今西 良共	岐阜県立国際園芸アカデミー学長
水嶋 啓	ランドブレイン株式会社 住宅・公共政策グループ公民連携チーム長 東洋大学PPP研究リサーチパートナー
野村 亘	国土交通省都市局公園緑地・景観課公園利用推進官
橘 俊光	兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科客員教授 (一社)日本公園緑地協会常務理事

第1章 公募設置管理制度創設の背景とねらい

1. 都市公園法改正と公募設置管理制度の創設
2. 都市公園に関するPPP/PFI手法と公募設置管理制度

第2章 公募設置管理制度の概要

1. 公募設置管理制度の事業スキーム
2. 公募設置管理制度の特例措置

第3章 公募設置管理制度の手続き

1. 事業者公募・選定・許可手続きの流れ
2. ステップ1 / 公募までの事前検討
3. ステップ2 / 公募と事業者からの応募受付
4. ステップ3 / 事業者の選定
5. ステップ4 / 事業計画の認定と協定締結等
6. ステップ5 / 設置又は管理の許可等
7. ステップ6 / 事業実施に係る監督等

第4章 公募設置管理制度に関する制度・支援等

1. PPP/PFI 手法導入に関する優先的検討規程
2. 公募設置管理制度に関する国の支援

第5章 公募設置管理制度による事業者募集事例

1. 北九州市 勝山公園
2. 東京都豊島区 (仮称) 造幣局地区防災公園
3. 名古屋市 久屋大通公園
4. 岐阜県 平成記念公園

平成31年3月末時点で、600部以上販売しており、制度の普及に寄与したと考えられる。

3. 講習会の開催

平成30年度講習会「公募設置管理制度Park-PFIを学ぶ」として、「公募設置管理制度Park-PFI」に関する制度の概要・解説や、実施に向けた留意点、事例発表、質疑応答などにより、制度の普及啓発を図り、当該制度を推進することを目的に、（一社）ランドスケープコンサルタンツ協会ランドスケープ経営研究会（LBA）と共同で平成30年10月24日（水）に国立オリンピック記念青少年総合センターで募集定員を超える141名の参加いただき開催した。また、本講習会はPark-PFI推進支援ネットワーク（研究報告 I-04-2(2)参照）の講習会にも位置付けられている。

講義内容としては、「公募設置管理制度の創設について～平成29年都市緑地法・都市公園法改正のねらい～」として、改正の背景や、改正の概要、新制度創設の意義などであった。事例発表「千葉市の公民連携による公園リニューアルについて」は、千葉市の取り組みについて実例を交えての紹介であった。

「公募設置管理制度Park-PFIを学ぶ」は制度実施の際の手続き方法についてであった。

「Park-PFIの現在」はPark-PFIの現時点での取り組み状況についてであった。

パネルディスカッションでは各講師をパネリストとして、会場との質疑応答も交えて実施した。



図-1 パネルディスカッションの様子

講習内容

テーマ	役職・氏名(敬称略)
公募設置管理制度の創設について ～平成29年都市緑地法・都市公園法改正のねらい～	中央大学研究開発機構 機構教授 (元国土交通省大臣官房審議官) 榑野 良明
千葉市の公民連携による公園リニューアルについて	千葉市都市局公園緑地部緑政課 課長 石橋 徹
公募設置管理制度Park-PFIを学ぶ	(一社)日本公園緑地協会 常務理事 橋 俊光
Park-PFI の現在	国土交通省都市局公園緑地・景観課公園利用推進官 野村 亘
パネルディスカッション	パネリスト 榑野 良明 石橋 徹 野村 亘 司会：橋 俊光

4. おわりに

次年度は、Park-PFIの促進を図るために、本制度を含む公民連携手法に関する課題や解決策を学べる講習会を企画していきたい。

■ 研究報告 I-04

Park-PFI 推進支援ネットワークについて

事業部事業課課長 金成 太郎

1. はじめに

平成29年6月に都市公園法が改正され、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の整備、改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度（Park-PFI）」が創設された。本制度は、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図ることが期待される。

「公募設置管理制度」（Park-PFI）は都市公園における国の優先政策であり、制度の普及推進に寄与するため、一般社団法人日本公園緑地協会では、公民連携のためのプラットフォーム「Park-PFI 推進支援ネットワーク（Park-PFI Promotion Support Network：PPnet[®] -P-net）」を設置し、制度の普及を推進している。

2. PPnetの概要

PPnetは、「公募設置管理制度」（Park-PFI）に係る公民相互の情報を一元的に収集・発信することにより、初期段階における制度の周知・普及と事業の実現化に寄与することを目的とした、公民共に無料登録制のプラットフォームである。

(1) Webサイトの運営

Webサイト「Park-PFI推進支援ネットワーク（PPnet）」を平成30年2月1日に開設し、情報の収集・発信を行っている。

URL：https://park-pfi.com/



図-1 PPnet トップページ

参加にあたっては、情報の保護および反社会的勢力等の排除のため登録制とし、費用は国の制度推進を目的としているため無料としている。参加団体は、地方公共団体およびPark-PFI制度に賛同する公益法人や民間事業者である。

平成31年3月末現在の登録者数は地方公共団体が576団体、民間事業者は288社の合計864団体である。業種は銀行、不動産、建設、造園、コンサルタント、製造販売、飲食である。

Webサイトは、下記の項目で構成している。

- ・ サウンディング情報
- ・ 公募情報（整備・管理運営）
- ・ 地方公共団体情報・事業発案前の情報収集
- ・ 民間事業者情報・参画希望情報
- ・ プロポーザル情報（調査・検討）
- ・ 実施事例（Park-PFI、PPP事業）
- ・ トピックス
- ・ 地方公共団体・民間事業者情報
- ・ 講習会、セミナー開催情報
- ・ 関連情報

Park-PFIなどPPP事業のサウンディング情

報は約130件、公募情報は約60件を結果も含めて提供した。地方公共団体の事業発案前の情報収集を目的とした利用もあった。民間事業者の参画希望情報は7件であった。

実施事例（Park-PFI、PPP事業）として、Park-PFI第一号である北九州市勝山公園など23件を提供した。

そのほか、Park-PFI等に関する講習会、セミナー、シンポジウムの開催情報や、トピックスとして国土交通省の官民連携の支援事業など関連情報も提供している。

Webサイトの特徴的な機能としては、民間事業者の担当者に直接連絡できるフォーム機能が挙げられる。活用方法としては、サウンディングや、公募の際に登録されている民間事業者の中から目的にあった民間事業者を抽出し、直接連絡を行い、参加を促すことができる。昨年度は数件の活用事例があった。

(2) 講習会等の実施

平成30年度講習会「公募設置管理制度 Park-PFI を学ぶ」として、東京で（一社）ランドスケープコンサルタンツ協会ランドスケープ経営研究会（LBA）と共同で開催した。募集定員を超える141名の参加があった。

（研究報告 I -03-3参照）

また、特別企画 シンポジウム「新たな公民連携のあり方を考える」として、中部、中国、四国、九州・沖縄の4会場で、（一社）日本造園建設業協会の各支部と主催する形で実施した。4会場合計で298名の参加があった。（研究報告 I -05-(6)参照）

(3) Park-PFI先進事例の紹介

Park-PFI制度による先進事例として、北九州市勝山公園、東京都豊島区（仮称）造幣局地区防災公園、名古屋市久屋大通公園、岐阜県平成記念公園について、公募の概要や経緯などを取りまとめWebサイトで紹介した。

は平成31年12月末で18事例となっている。当協会は、今後の一層の推進を図るために、Webサイトによる情報提供の質の向上や、公民のマッチングの機会の創出など多様な対応策を講じていきたい。

3. 今後の発展に向けて

「公募設置管理制度」（Park-PFI）の導入

■研究報告 I-05

平成30年度 講習会総括

企画部 企画課長：多田 啓哉

1. はじめに

誰もが安全・安心な暮らしができる社会や地域の実現に向け、当協会では公園緑地等の活用と活性化に資する管理・運営等に携わる人材の育成や知識・技術の普及啓発をはかることを目的に毎年講習会等を実施している。平成30年度は「第52回公園緑地講習会」、「行政施策講習会」、「遊具の『日常点検講習会』」、「パークマネジメント講習会」、「公募設置管理制度Park-PFI講習会」、及びシンポジウム「新たな公民連携のあり方を考える」を実施した。また「ひろげよう 育てよう 緑の都市」全国大会の1部の事例発表会において「公園緑地関連三賞受賞作品発表会“今年のNo.1はこれだ”」及びポスターセッションを実施した。

2. 平成30年度の講習会等の実施状況

(1) 第52回公園緑地講習会

本講習会は、公園緑地に関する調査、研究、事例等の講義および現地視察研修により、実務者として必要な専門的知識、技術の向上を図ることを目的としている。

平成30年度は11月28日(水)と29日(木)に国立オリンピック記念青少年総合センターセンター棟4F(セミナーホール)での講義と11月30日(金) 船橋市のふなばし三番瀬海浜公園と千葉市の稲毛海浜公園への視察研修を3日間で実施し、90名の方に参加いただいた。

2日間の座学では、国土交通省公園緑地・景観課より「公園緑地行政をめぐる最近の動向」と「都市緑化行政の動き」をテーマとし

てこれからの都市公園の在り方や、公園や緑地政策の方向性について講義をいただいた。さらに協会が行う講習会の参加者アンケートでご希望の多い「公園ストックの再整備」

「民間活力の導入・指定管理者制度」「魅力的な小規模公園づくり」をテーマにした事例をはじめ、エリアマネジメント、バリアフリー、樹木管理、協働による公園づくり等について講義をいただいた。

3日目の視察研修はふなばし三番瀬海浜公園のリニューアルされた環境学習館、稲毛海浜公園内の民間活力を導入したレストラン・ホール・集会場の整備・管理運営について担当者から説明を受けながら視察研修を行った。

【テーマ・講師等】

1日目：11月28日(水)

テーマ等	講師等
公園緑地行政をめぐる最近の動向	国土交通省都市局 公園緑地・景観課 課長 古澤 達也
公共空間の樹木管理について	東京農業大学 教授 濱野 周泰
村、大学、造園団体の協働による公園づくり・仕事づくり	富山大学 地域連携推進機構 教授 金岡 省吾 舟橋村生活環境課 課長 吉田 昭博
みんなでつくるバリアフリーマップ WheelLog! ウィーログ	(一社) WheelLog 代表理事 織田 友里子
新治里山公園の管理ガイドライン	NPO法人新治里山「わ」を広げる会 事務局長 吉武 美保子

2日目：11月29日（木）

テーマ等	講師等
都市緑化行政の動き	国土交通省都市局 公園緑地・景観課緑地環境室 室長 五十嵐 康之
調布市の公園・緑地機能再編整備について	調布市環境部緑と公園課 主幹 坂本 主税
公園はエリアマネジメントの核となり得るか	東京大学先端科学技術センター 共創まちづくり分野 助教 泉山 壘威
公民連携による公園づくり 上野公園、駒沢公園を事例に	東京都建設局 公園計画担当部長 細川 卓巳
指定管理者制度～広島市の街区公園等の取り組み～	広島市緑政課 課長 久波 一行

3日目：11月30日（金）現地視察見学研修

ふなばし三番瀬海浜公園（船橋市） 稲毛海浜公園（千葉市）

【満足度】

講習会参加者へのアンケートの調査結果をみると、「大いに役に立つ」「少し役に立つ」をあわせて 85%の方々から「役立つ」と回答をいただいております、大変高い評価を得たものと考えています。

(2) 行政施策講習会

本講習会は、主に公園緑地に携わる地方公共団体の担当者等を対象に、公園緑地に関する行政施策や最新情報等について、有識者や国土交通省公園緑地・景観課の方に解説をしていただき、今後の公園緑地のあり方や施策内容等についての理解を深めていただくとともに、その専門的な知識や技術の向上を図ることを目的としている。

平成30年度は東京会場を8月21日（火）国立オリンピック記念青少年総合センター、京都会場を8月24日（金）にキャンパスプラザ京都で開催し、計76名の方に参加いただいた。

講習の内容については都市公園法や都市緑地法の改正により Park-PFI 制度や市民緑地

認定制度の創設など官民連携を進めるための制度の充実がはかられ、これらの制度を利用した新たな発想による取り組みの必要性や関連する事例について講義いただいた。

【テーマ・講師等】

東京会場

テーマ等	講師等
都市緑化行政の最近の動向	国土交通省都市局 公園緑地・景観課緑地環境室 国際緑地環境対策官 脇坂 隆一
公園緑地行政をめぐる最近の動向	国土交通省都市局 公園緑地・景観課 公園緑地事業調整官 片山 壮二
自分ごとで考える重要性	特定非営利活動法人日本PFI・PPP協会 業務部長 寺沢 弘樹
企業による市民緑地認定制度の活用	片倉工業（株） 不動産開発部 開発一課長 渡辺 裕人
民間主導の公民連携「沼津市リノベーションまちづくり」	沼津市まちづくり政策課 白井 久人

京都会場

テーマ等	講師等
公園緑地行政をめぐる最近の動向	国土交通省都市局 公園緑地・景観課 公園緑地事業調整官 片山 壮二
都市緑化行政の最近の動向	国土交通省都市局 公園緑地・景観課緑地環境室 国際緑地環境対策官 脇坂 隆一
社会動向に応じて変わるための意思と使命感	(株)公園マネジメント 研究所 所長 小野 隆
街路樹文化の創造ー京都市のチャレンジー	京都市動物園 園長 (一財)日本造園修景協会 京都支部長 片山 博昭
安満遺跡公園について～市民力・民間活力を導入した公園運営～	高槻市都市創造部安満遺跡公園整備室市民協働チーム 副主幹 鮫島 雄輔

【満足度】

講習会参加者へのアンケートの調査結果をみると、東京会場が「大いに役に立つ」「少し役に立つ」をあわせて 93%、京都会場が「大いに役に立つ」「少し役に立つ」をあわせて

87%の方々から「役立つ」と回答をいただいております。大変高い評価を得たものと考えています。

(3) 遊具の「日常点検講習会」

本講習会は、日常的に都市公園や保育園、幼稚園、小学校等において遊具の点検を担当している方々に、より精度の高い日常点検を行うための専門知識と技術を習得していただくことを目的に、(一社)日本公園施設業協会と共催で、平成17年度より全国主要都市で毎年実施している。

平成30年度も全国7か所の9回の講習会を実施し、計954名の方に参加いただいた。(P37 平成30年度講習会等開催一覧参照)

(4) パークマネジメント講習会

本講習会は、公園緑地に携わる地方自治体や指定管理者等を対象に、専門家による講義や先進事例を紹介することで、「パークマネジメント」の基本的な考え方、導入の効果や課題等について学んでいただき、公園の管理運営に関する知見の拡大や知識の向上に役立てていただくことを目的としている。

平成30年度は9月5日(水)に国立オリンピック記念青少年総合センターで開催し、97名の方にご参加いただいた。

講習については「パークマネジメント」の基本的な考え方について当協会の常務理事橋の講義、その後、公園の運営における市民協働の考え方や事例、苦情・要望への対応の講義をいただいた。

【テーマ・講師等】

テーマ等	講師等
パークマネジメントとは	(一社)日本公園緑地協会 常務理事 橋 俊光
信頼を得るパークマネジメント	studio-L代表 コミュニティデザイナー 山崎 亮
住民からの苦情とその対応	(公財)東京都公園協会 公園事業部行政支援 担当課長 夏目 賢一

花で人を呼ぶ公園管理 ~維持管理から育成管理へ~	(株)フィーカ 代表取締役 近藤 かおり
西東京いこいの森公園及び周辺市立公園におけるエリアマネジメント	特定非営利活動法人 NPO birth 協働コーディネーター部長 磯脇 桃子 (西東京の公園・西武パートナーズ 本部)
指定管理における地域住民主体のスポーツコミュニティ支援	湘南造園 (株) 造園事業部営業部 中里 亮啓

【満足度】

講習会参加者へのアンケートの調査結果をみると、「大いに役に立つ」「少し役に立つ」をあわせて93%の方々から「役立つ」と回答をいただいております。大変高い評価を得たものと考えています。

(5) 公募設置管理制度 Park-PFI 講習会

本講習会は平成29年に創設された「公募設置管理制度 Park-PFI」について、制度の概要・解説や、実施に向けた留意点、事例発表、質疑応答などにより、制度の普及啓発を図り、当該制度を推進することを目的に(一社)ランドスケープコンサルタンツ協会ランドスケープ経営研究会と共同で開催した。

平成30年10月24日(水)に国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて開催し141名の方に参加いただいた。

講義内容としては、公募設置管理制度が創設された平成29年の都市緑地法・都市公園の法改正のねらいや Park-PFI の現状、公共団体における公民連携の事例などの講義を行ったのち、講師によるパネルディスカッションを行った。(研究報告1-03参照)

【満足度】

講習会参加者へのアンケートの調査結果をみると、「満足」「ほぼ満足」をあわせて92%の方々から「満足」と回答をいただいております。大変高い評価を得たものと考えています。

(6) シンポジウム「新たな公民連携のあり方を考える」

当協会が取り組んでいる Park-PFI 推進ネットワークの企画として（一社）日本造園建設業協会と共同で「新たな公民連携のあり方を考える」と題したシンポジウムを九州・沖縄（平成 30 年 10 月 29 日（月））中部（平成 30 年 12 月 18 日（火））、中国（平成 31 年 3 月 8 日（金））、四国（平成 31 年 3 月 14 日（木））の 4 か所で開催した。

はじめに国土交通省による基調講演として公民連携を進めていくために都市公園法改正の背景や主旨をお話いただき、次に事例発表として公共団体、プランナー、民間事業者、大学など、それぞれの立場での取り組みをお話いただいた。その後、基調講演・事例発表者によるパネルディスカッションを実施し、さらに公園での活動や公民連携の在り方についてそれぞれのお考えをお話いただいた。

【テーマ・講師等】

in 九州・沖縄（福岡市）

テーマ等	講師等
基調講演 都市公園の使いこなし方	国土交通省九州地方整備局建政部 公園調整官 平塚 勇司
事例発表① 公共空間の新たな可能性 ～グローバルに支持される ローカルな価値づくり～	(株) ランドスケープ・プラス 代表取締役 平賀 達也
事例発表② 名古屋市における公民連携 による公園・まちづくり 久屋大通公園を事例として	名古屋市住宅局 参事（栄開発等） 高岡 豊彦
事例発表③ 「地域に根ざしたコミュニ ティーカフェとなる」 タリーズコーヒーの公園で の取り組みのご紹介	タリーズコーヒージャパン (株) 事業開発本部 事業開発管理グループ長 知久 和男
パネルディスカッション 「新たな公民連携のあり方 を考える」 in九州・沖縄	※コーディネーター 西日本短期大学 副学長 久保田 家且 ※パネリスト 平賀 達也 高岡 豊彦 知久 和男 平塚 勇司

in 中部（名古屋市）

テーマ等	講師等
基調講演 都市公園の使いこなし方	国土交通省中部地方整備局建政部 公園調整官 笠間 三生
事例発表① 岡山市の西川緑道公園にお ける市民主体のまちづくり 活動	岡山大学地域総合研 究センター 副センター長・教授 前田 芳男
事例発表② 公園から始まる公民連携の 新たなカタチ	(一社) かかみがは ら暮らし委員会 代表理事長 縄 尚史 各務原市 広報課 シティプロモーション係 主任主事 廣瀬 真一
事例発表③ 子育てインフラとしての公 園のあり方 ーボーネルンドの取り組み	(株) ボーネルンド 常務取締役 営業統括本部長 池上 貴久
パネルディスカッション 新たな公民連携のあり方を 考える in中部	※コーディネーター 名古屋学院大学 現代社会学部長・教 授井澤 知且 ※パネリスト 前田 芳男 長縄 尚史 廣瀬 真一 池上 貴久 笠間 三生

in 中国（広島市）

テーマ等	講師等
基調講演 時代の変化に対応した都市 公園緑地・景観課 公園の役割と可能性	国土交通省都市局 公園緑地・景観課 公園利用推進官 野村 亘
Park-PFI推進支援ネットワ ークについて	(一社) 日本公園緑 地協会 常務理事 橋 俊光
事例発表① 公共空間の新たな可能性 ～るローカルな価値づくり ～	(株) ランドスケープ・プラス 代表取締役 平賀 達也
事例発表② 公園から始まる公民連携の 新たなカタチ	(一社) かかみがは ら暮らし委員会 代表理事 長縄 尚史 各務原市 広報課シ ティプロモーション 係 主任主事 廣瀬 真一
事例発表③ 「地域に根ざしたコミュニ ティーカフェとなる」 タリーズコーヒーの公園で の取り組みのご紹介	タリーズコーヒージャパン (株) 事業開発本部 事業開発管理グルー プ長 知久 和男

パネルディスカッション 「新たな公民連携のあり方を考える」 in中国	※コーディネーター 橘 俊光 ※パネリスト 平賀 達也 長縄 尚史 廣瀬 真一 知久 和男 野村 亘
---------------------------------------	---

in 四国（高松市）

テーマ等	講師等
基調講演 時代の変化に対応した都市公園の役割と可能性	国土交通省都市局 公園緑地・景観課 課長補佐 和田 慎太郎
Park-PFI推進支援ネットワークについて	（一社）日本公園緑地協会常務理事 橘 俊光
事例発表① 北九州市勝山公園における公民連携事業の取り組み～公募設置管理制度（Park-PFI）を活用した便益施設の導入～	北九州市建設局 緑政課 課長 奥野 静人
事例発表② 岡山市の西川緑道公園における市民主体のまちづくり活動	岡山大学地域総合研究センター 副センター長・教授 前田 芳男
事例発表③ 子育てインフラとしての公園のあり方ーポーネルドの取り組み	（株）ポーネルド 常務取締役 営業統括本部長 池上 貴久
パネルディスカッション 「新たな公民連携のあり方を考える」 in四国	※コーディネーター 橘 俊光 ※パネリスト 奥野 静人 前田 芳男 池上 貴久 和田 慎太郎

【満足度】

講習会参加者へのアンケートの調査結果をみると、「満足」「ほぼ満足」をあわせて in 九州・沖縄が 100%、in 中部が 96%、in 中国が 96%、in 四国が 97%の方々から「満足」と回答をいただいております、大変高い評価を得たものと考えています。

3. その他

(1) 事例発表会「公園緑地関連三賞受賞作品発表会“今年の No. 1 はこれだ”」及びポスターセッション

事例発表会は平成29年度に引き続き公園緑

地関連三賞受賞作品発表会“今年のNo. 1はこれだ”と題し、（一社）ランドスケープコンサルタンツ協会と全国1級造園施工管理技士の会（一造会）及び当協会が共同で実施し、各々の団体が実施したコンクールで選出された最優秀作品等の発表とポスターセッションによる発表を行った。

公園緑地関連三賞受賞作品発表会
“今年のNo. 1はこれだ” 発表一覧

ランドスケープコンサルタンツ協会賞	
優秀賞（設計）	作品名 国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区のランドスケープデザイン 発表者 （株）プレック研究所
一造会大賞	
優秀賞（施工）	作品名 星のや東京における石敷きのユニット施工について 発表者 植彌加藤造園(株)
都市公園等コンクール	
国土交通大臣賞 設計部門	作品名 グランモール公園再整備 発表者 横浜市環境創造局、(株)三菱地所設計
国土交通大臣賞 特定テーマ部門	作品名 肥後細川庭園改修工事 発表者 (株)日比谷アメニス
国土交通大臣賞 特定テーマ部門	作品名 オレンジパーク 発表者 舟橋村、富山大学地域連携推進機構

※都市公園等コンクールで国土交通大臣賞を受賞した、特定テーマ部門「寺山公園・子育て交流施設「い〜てらす」」（受賞者：新潟市）については全国大会2部で報告いただいた。

ポスターセッション一覧

都市公園等コンクール	
①	碧南レールパーク
②	横浜公園日本庭園「彼我庭園」
③	真正性と公園マネジメント-肥後細川庭園-
④	金時公園（金太郎テラス+土俵上屋）
⑤	岐阜公園遊具広場 ちびっこ天下広場
⑥	umie モザイクせせらぎ通り
⑦	服部緑地 タコのすべり台他リニューアル
⑧	まちづくり団体と連携した新たな公園づくり
⑨	数寄屋橋公園のリノベーション
⑩	未病改善を目指すヘルスケアパーク
ランドスケープコンサルタンツ協会賞	
⑪	国営沖縄記念公園海洋博覧会地区における海岸自然植生の復元緑化

⑫	都立シンボルプロムナード公園
一造会大賞	
⑬	沖縄リゾート地における自然環境や景観に対応した造園技術の試み
⑭	環境や景観に配慮した公園整備
⑮	「杜の都」護り、繋ぐ

平成30年度講習会等開催一覧

事業名	日程	会場等
1. 行政施策講習会	東京 8月21日	国立オリンピック記念青少年総合センター
	京都 8月24日	キャンパスプラザ京都
2. 遊具の日常点検講習会	札幌 8月29日	北海道立総合体育センター
	仙台 9月11日	御町会館
	東京1 9月12日	北とびあ飛鳥ホール
	北九州 9月27日	北九州 北九州勤労青少年文化センター
	名古屋 10月14日	名古屋 名古屋市中小企業振興会館
	東京2 10月10日	北とびあ飛鳥ホール
	広島 10月17日	広島商工会議所
	吹田 10月23日 吹田 10月24日	第1 サニーストンホテル
3. パークマネジメント講習会	9月5日	国立オリンピック記念青少年総合センター
4. 「ひろげよう 育てよう みどりの都市」 全国大会 第1部 事例発表会	10月26日	ニッショーホール 会議室
5. 公募設置管理制度 Park-PFI 講習会	10月24日	国立オリンピック記念青少年総合センター
6. 公園緑地講習会	11月28日講義 11月29日講義 11月30日視察	国立オリンピック記念青少年総合センター
7. シンポジウム「新たな公民連携のあり方を考える」	10月29日	in 九州・沖縄 (福岡市) 福岡県自治会館
	12月18日	in 中部 (名古屋市) 名古屋市中小企業振興会館
	3月8日	in 中国 (広島市) RCC文化センター
	3月14日	in 四国 (高松市) サンポートホール高松

Ⅱ. 公園緑地整備・管理事例集

■自主研究 II-01

平成30年度 公園緑地先進事例調査

事業部次長 唐澤 千寿穂

当協会は、様々な事業を通して多種多様な多くの先進事例を紹介してきましたが、その先進事例の中から、5事例を選びご紹介いたします。

この先進事例が、今後の公園整備や公園管理の課題解決の一助となることを期待いたします。

なお、事例1の「公園からの健康づくり」については、一般社団法人公園からの健康づくりネットの浦崎真一様よりご寄稿いただきました。この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。

事例1 公園からの健康づくり

～一般社団法人公園からの健康づくりネットの活動～

1. はじめに

平成30年(2018)11月23日、2025年大阪・関西万博の開催が決定した。2025年万博のテーマは「いのち輝く未来社会のデザイン」であり、サブテーマとして「多様で心身ともに健康な生き方」「持続可能な社会・経済システム」が掲げられている。そこには、わが国がおかれている平均寿命と健康寿命の差や、国民医療費の増大といった社会課題の存在が見え隠れする。

世界に目を向けると、万博決定の前月には世界保健機関(WHO)と世界都市公園機関(WUP)が都市公園を通じた高齢者にやさしい都市づくりを進めるパートナーシップを締結し、また国内においても平成30年(2018)12月に、生活習慣病から引き起こされることが知られている認知症に係る様々な課題について、関係行政機関の緊密な連携のもと、政府一体となって総合的な対策を推進するための「認知症施策推進関係閣僚会議」が新たに設置された。これまで厚生労働省が主導してきた健康づくりのための取組も、近年は健康銘柄にはじまる企業の健康経営に着目した経済産業省の取組が他省庁として先行し、政府一体となった対策が求められつつ

あり国土交通省でも取組が加速するものと思われる。

昨年度の調査では、平成25年(2013)から推進グループを構成して都市公園を活用した健康づくりを進め、平成28年(2016)に法人を設立した一般社団法人公園からの健康づくりネットの取組を先進事例として取り上げた。当該法人は新たな健康づくり事業の検討と試行を継続的に実施しているため、本年度も引き続き公園からの健康づくりネットの取組を紹介する。

2. 運動継続支援事業から見てきたこと

公園からの健康づくりネット(以下、PHという)は、都市公園を活用し、健康づくりに取り組むための事業を行う団体で、公園から人々の健康と豊かな暮らしを実現するための環境、運動の機会、健康情報等を提供する事業を行い、誰にも体を動かすことの楽しさと公園の魅力を伝え、わが国が直面する社会課題の解消に貢献することを使命としている。

健康づくりに重要なのは運動を継続、習慣化することである。健康への不安は誰もが持っているものであり、この健康への不安を運動へのニーズに変えるには、楽しく効果的に

続けられる継続支援が必要である。そこでPHは、健康づくりや運動習慣づくりに必要な正しい情報を提供するためのイベント「ヘルシージョイフェス」と、公園で運動習慣を身につけるための運動継続支援「ヘルシージョイクラブ」の大きく二つの事業で成り立つ「ヘルシージョイプロジェクト」を実施してきた。

ヘルシージョイクラブのキーポイントは、イベントがたった1日であるとすれば、残りの364日の運動継続を促すための「場」ということにある。このため、PHではできるだけ日々運動プログラムを提供すること、また限られた公園だけでなく複数の公園、将来的には全国の公園で展開することを目指し、試行を含めた事業を行っている(表1)。

表-1 ヘルシージョイクラブ実績(平成31年3月末現在)

公園名	大阪府営山田池公園
実施期間	平成28年11月 ～平成30年6月
プログラム回数	458回
参加者数	2,007人
プログラム内容	スロージョギング・各種ヨガ・ポストウェアウォーキング・フラダンス・ノルディックウォーキング・太極拳・整体エクササイズ・モルック等
公園名	新宿区立新宿中央公園
実施期間	平成29年10月～12月
プログラム回数	20回
参加者数	73人
プログラム内容	スロージョギング・各種ヨガ・太極拳・ハートフライズ
公園名	枚方市市民の森
実施期間	平成29年10月～12月
プログラム回数	15回
参加者数	42人
プログラム内容	スロージョギング・各種ヨガ・フラダンス・太極拳
公園名	埼玉県所沢航空記念公園
実施期間	2018年4月～継続中
プログラム回数	15回
参加者数	117人
プログラム内容	スロージョギング・ヨガ

このヘルシージョイクラブの実施から、運動継続支援事業におけるいくつかの傾向と課題が見えてきている。ヘルシージョイクラブ

は入会が不要で1回の参加毎に1,000円程度の料金を支払うシステムとしており、最も長期間実施した大阪府営山田池公園の事例では参加者は2km圏または交通手段に限らず10分圏からの参加が多く、この圏域のおよそ1%を集客したことがわかった。

広報は園内掲示をはじめ、ホームページやSNSといったインターネット媒体のほか、集客圏への4万枚程度のポスティングを実施した。しかし、複数の公園で同様の広報をしているにもかかわらず、公園間で集客と定着の傾向に差が表れることがわかった。公園の立地やアクセスにそれほどの条件差があるわけでもなく、プログラム内容やインストラクターに差があるわけでもないなか、ひとつの仮説を設定するに至った。それは人の介在である。どの公園も美しく管理はされているが、参加者を多く集める公園には、気軽に声をかけられ、また問い合わせに対して親身に回答するスタッフの存在があった。

一方、イベントを企画するなかで公園での健康づくり相談を実施したところ、特に病気でなくとも多くの人が身体の悩みを抱えていることがわかり、肩こりや足のむくみなど運動習慣で改善できるものが多く見られた。しかし、これまで運動習慣がなかった人が運動をはじめるといったハードルは高い。そこで、健康づくりのガイド役を公園に配置することで、直接来園者とコミュニケーションがとれ運動を始める人の支援が可能になると考え、新たに「パークトレーナー」という事業を試行した。

3. パークトレーナーのいる公園づくり

パークトレーナーは「健康づくりの案内役」として、公園利用者が自分の体に興味を持ち、自ら健康になることを支援する専門家である。平成30年(2018)度は、パークトレーナーのいる公園づくりのための試行事業を実施している(表2)。

表-2 パークトレーナー試行実施概要

公園名	大阪市営八幡屋公園
実施期間	平成 30 年 7 月, 9 月
実施日時	土日祝 10 時~16 時
実施回数	6 回
参加者数	64 人
トレーナー	MGA 認定ストレッチトレーナー・スロージョギングアドバイス資格認定者
プログラム内容	健康づくり相談、姿勢チェック、パーソナルストレッチ体験、健康づくりアドバイス

パークトレーナーの試行は、継続するための方法を伝えるため、公園利用者の話を聞き、身体の状態をチェックし、悩みに対してパーソナルストレッチにより改善するという一連の流れを実施した（写真1）。



写真-1 パークトレーナー（パーソナルストレッチ）の様子
試行の結果、体験者の3割が日頃運動をしておらず、特に60歳未満の56%に運動習慣がなかった。公園での健康づくり企画の参加者のほとんどに運動習慣があることを考えると、この事業は日頃運動していない人へのアプローチに適した手法であるといえる。また、体験者の53%が60歳未満で、運動習慣の少ないといわれている30~50歳代が参加し、体験後のアンケートでは今後の健康づくりについて、「おうちでストレッチを行う・姿勢に気をつける（70%）」という回答が多数あり、公園で運動を始めるきっかけづくり、生活の改善による健康づくりにつながっていくことが期待できる。

パーソナルストレッチの体験者全員が「また受けたい」と回答し、「有料でも受けてみ

たい（62%）」が「無料なら受けてみたい（33%）」を大きく上回った。1時間の料金は1,000円が最も多く（29%）、5,000円程度といった市場価格に近い回答も13%あり、有料での事業展開の可能性も伺える。

今回はパーソナルストレッチをテーマに運動のきっかけづくりとされたが、ストレッチに限らず、公園利用者のからだの改善アドバイスのできるトレーナーをパークトレーナーとして継続的に公園に配置することで、公園での健康づくりの推進につながると考えられる。健康づくりのために必要なことは多岐にわたり、運動でもジョギングなど体力向上のための運動、筋トレやリハビリなど筋肉強化のための運動、本格的な競技スポーツ、ヨガやストレッチといった身体のメンテナンスなど目的に応じて様々な分野がある。また、食事や睡眠、家事や子育てなど暮らしのなかで様々なアドバイスが必要になる場合もあるため、パークトレーナーは様々な専門家がチームで取り組む必要がある。パークトレーナーチームは、お互いの専門知識・技術を尊重しながらその特性を共有することで、公園利用者に最適なパークトレーナーを紹介できる体制が重要となる。

また、パークトレーナーの役割は、公園利用者が自分の身体に興味をもち、運動を始めるためのきっかけづくりであり、その後の運動継続につながればよいが、これだけでは運動を習慣化するのは難しいと考えられる。このため、公園での継続的な支援策が必要であり、今後は、「ヘルシージョイクラブ」の開設など、パークトレーナーが誘導できる受け皿として継続的な公園での運動支援プログラムを実施することが必要となる。

4. 運動習慣記録アプリの開発

PHが実施する健康づくりのもうひとつの特徴が、「適正運動強度」という理論に基づいていることである。健康診断の結果などで、

「適度な運動をしましょう」ということがよく言われるが、この「適度な運動」とはどのような運動であるのかということがあまり知られていない。

厚生労働省が定める「健康づくりのための身体活動基準 2013」によれば、18～64歳の身体活動（生活活動・運動）の基準は、強度が3メッツ（METs・運動強度の単位）以上の身体活動を23メッツ・時／週、具体的には歩行またはそれと同等以上の強度の身体活動を毎日60分行うとされている。15年以上にわたり5,000人の身体活動について調査した「中之条研究」によれば、平均1日8,000歩と中強度の運動20分が目安とされる。

ここで留意すべきは、「体力の指標のうち生活習慣病等の発症リスクの低減に寄与する可能性について十分な科学的根拠が示された指標は現時点で全身持久力のみである」こと（「健康づくりのための身体活動基準 2013（厚生労働省）」）、「体力を高めるための運動強度には下限があり、必ずしも総エネルギー消費量（kcal／日）で定量化された身体活動量と体力との相関関係は高くない。特に、日常生活における低い強度の身体活動量が多くても、体力が高いとは限らない」こと（「健康づくりのための運動基準 2006（厚生労働省）」）、「その人の体力に応じた中強度の活動が欠かせない」こと（中之条研究）であり、体力の維持・向上にはその人に合った適度な運動強度での運動が必要ということである。

運動不足で生活習慣を変えたいと感じている人でも、自分にとってどれくらいの運動が必要で、日常生活ではどの程度できているか、ということを知るのは意外に難しい。そこでPHはスマートフォンを使って運動習慣を記録する無料アプリ「公園処方箋 for iPhone」を開発した。「公園処方箋 for iPhone」は、iPhoneのモーションセンサーにより日常の活動を記録するとともに、適度

な強度の運動をどれくらい実施しているのかを可視化することができる（図1）。



図-1 「公園処方箋 for iPhone」画面

このアプリ開発のきっかけはアメリカワシントン D.C. の小児科医ザール医師との意見交換にある。すでに医師からの運動処方が制度として確立しているアメリカでは医師と公園が連携しており、医師が公園での運動を患者に処方することができるが、その後運動を実施したかどうかの確認が困難であるとの課題が示され、これをヒントにこのアプリが開発された。ただし、PHでは「公園処方箋」は医師が患者に出すものではなく、人々が健康なうちから公園に出かけて自分自身に健康づくりを処方するものと位置づけている。

このアプリには大きく3つの特徴がある。はじめにインストール時に1週間分の運動をさかのぼって表示できることである。これにより、入れたその日から生活習慣を変えられ、運動処方にも役立てることができる。

次に運動の適正な強度の幅を設定し、日々の運動を2分毎に記録できることである。運動量の評価ではなく、運動の質、特に乳酸閾値（運動により血中の乳酸濃度が急激に上昇しだす強度・適正運動強度にあたる）付近での運動時間の累積を可視化することで、生活習慣改善の具体的な計画を検討できる（図2）。

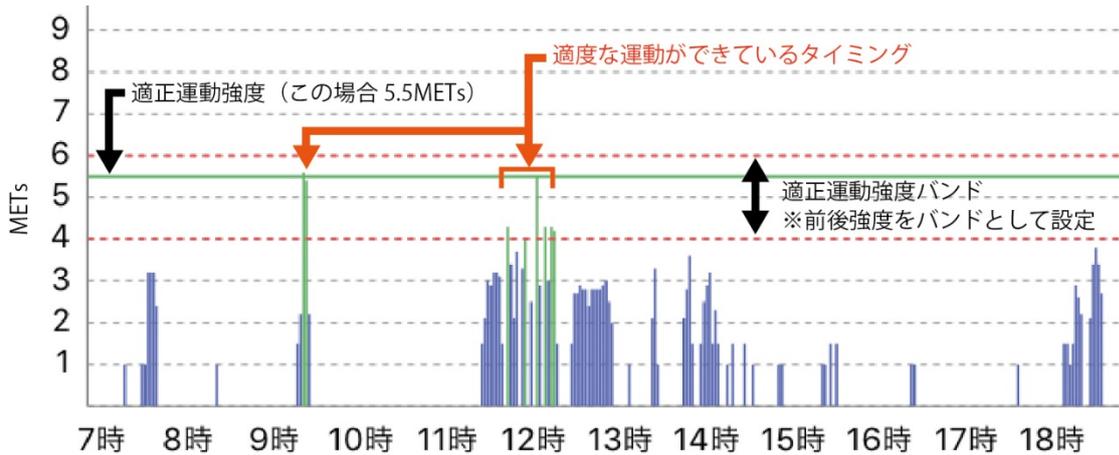


図-2 1日の運動の記録

最後は、適正運動強度を簡易に測定できることである。息が切れない速度のジョギングで、適正運動強度 (METs) を推定できる。また無理の無い運動習慣で、体力の向上を記録できる。これは福岡大学田中宏暁名誉教授が提唱したスロージョギングの理論に基づいており、息が切れない速度 (ニコニコペース) で1分間ジョギングすることで、自身の適正運動強度を推定できる。

これまでに多く出回っている歩数アプリやカロリー計算アプリとの違いは、その人の適正運動強度 (METs) を簡易測定により登録しておき、その強度にあたる運動を何分実施したかがわかることである。体力を維持向上するために必要な適正運動強度の運動時間は週3時間とされるが、例えばある人の適正運動強度が5メッツであるとすれば、1日に1万歩を3時間で歩いたとき、歩数計では同じ1万歩でも、運動習慣記録アプリでは階段を昇ったり坂道を上ったりした時間だけが適正と記録される。これが30分であれば、この日の適正運動時間は3時間のうち30分となり、毎日続ければ週3時間を達成することができる。こうしたことが可視化されることで、体力の維持向上に効果のある運動に取り組む意識づけが期待でき、効率的に運動の時間を確保することも可能となる。

今後は、運動継続支援プログラムにアプリによる運動の可視化を加えることで、より効

果的に成功体験を導く仕組みを検討することとしている。

5. これから—公園を「予防機関」に

産業の進展により衛生や医療が発達する一方、食や生活スタイルの変容によりこれまでの「ヒト」らしい生活習慣のなかでの身体活動を一変させ、身体と環境の相互作用の変化による「ミスマッチ病 (生活習慣病)」が激増している。この状況を改善、打破するには生活習慣病を発症、悪化する前に、不健康な生活習慣を健康な生活習慣にあらためることが肝要だが、一人ひとりの自発的意志に任せても改善の兆しが見られないことがこれまでの取組で明らかである。

人口減少・少子高齢社会では、生産人口の減少と老年人口の増加、要介護人口の増加により慢性的な働く人材の不足が懸念される。冒頭で話題として挙げた認知症についても、個人のQOLに関わる問題というだけでなく、地域社会のあり方や安全性、さらには生産人口が減少しているなかでの介護に要する人員の増加といった経済的な課題でもある。こうした状況にあっては、日常生活を送る都市そのものに、人々が生活習慣病へと流れてしまふのを抑制する「ダム」を、確実に備えることが必要である。

厚生労働省は、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる住まい・医療・介護・生活

支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進している。また、経済産業省は、「重症化した後の治療」から「予防や早期診断・早期治療」に重点化、地域包括ケアシステムと連携した介護予防・生活支援等に取り組むとしている。

「地域包括ケアシステム」では、病気になれば医師のいる病院に行き、介護が必要になれば介護士のいる介護施設行くように構成されているが、これに対して生活支援・介護予防は明確な「場」や「担い手」が示されていない。これについて厚生労働省は予防を老人クラブや自治会、ボランティア、NPO 等ファーストプレイスに期待している。また、健康都市を進める WHO 西太平洋では村やコミュニティといったファーストプレイスに加え、学校や職場、病院やマーケットといったセカンドプレイスまでその期待する場を広げている。

これに関連するところとしては、厚生労働省や経済産業省では、企業の健康経営も推進している。働く世代は様々な制約と、まだ健康であることによる関心の低さから、60 歳以上の世代に比べ運動習慣のある割合が低い。働く世代の運動習慣獲得には、企業によるある程度強制力ある機会の創出が重要であり、予防を担う場としての職場の役割は大きいと言える。

そして PH は、ここに都市公園が参画することで、都市のサードプレイスを含む3つのプレイスすべてが予防の場となる。

人々は住まいのみにおいて暮らしているのではなく、住まいのある都市において暮らしている。都市の暮らしの場はコミュニティ、ネットワーク、オープンスペースといったパブリックスペースである。都市のパブリックスペースのなかでも、予防を担う場として最適な場は「公園」である（図 3）。公園は不特定の市民を対象とした、利用方法を特定しない極めて特殊な都市施設であり、すでに全国に約 11 万ヶ所、約 13 万ヘクタールがストックされている。さらに、大小の都市公園を計画的に配するパークシステムにより公園間のネットワークも備わっている。

地域包括ケアシステムにおいては、医療は病院と医師からなる医療機関、介護は福祉施設と介護士からなる介護機関として示されているとおり、予防においても、公園を健康づくりの場として活用するため、「公園」という場を機関とするための「ガイド」を置き、公園を「専門家」と「場」を備えた「予防機関」とする必要性を訴えている。

公園はすでにストックされている。これからの公園に必要なのは、社会課題を解決できる人材である。PH の健康づくりの取組は、公園における新たな産業と雇用機会の創出も見据えている。今後も PH の取組に注目していきたい。

寄稿

一般社団法人公園からの健康づくりネット



図-3 地域包括ケアシステムにおける予防の場

事例2 沼津市リノベーションによるまちづくり

～泊まれる公園「INN THE PARK」～

公園名称：愛鷹運動公園
 設置者：沼津市
 指定管理者（テニスコート）：
 （株）日産クリエイティブサービス
 INN THE PARK 運営事業者：
 （株）インザパーク
 所在地・連絡先
 テニスコート：静岡県沼津市足高 201-1
 055-920-8688
 INN THE PARK：静岡県沼津市足高 220-4
 055-939-8366
 都市公園種別：運動公園
 公園面積：60.14ha
 （うち県管理区域 19.4ha）

1. 愛鷹運動公園の概要

愛鷹運動公園は、静岡県東部、沼津市の北部に広がる愛鷹丘陵地に位置する運動公園で

ある。園内は、自然豊かな環境で、テニスコートや、旧少年自然の家、芝生広場のほか、静岡県が管理する区域（愛鷹広域公園）には野球場や多目的競技場、スポーツ広場などがあり、県東部のスポーツやレクリエーション活動の拠点として、市民や近隣市町等にも広く利用されている。

2. 沼津市リノベーションまちづくり

沼津市では、空き家や、空き店舗、空き地等の既存の建物や土地（以下、遊休不動産という。）をリノベーション手法によって活用し、遊休不動産の再生と質の高い雇用の創出等を掛け合わせ、新たな産業振興と地域コミュニティの再生を図ることを目的とするリノベーションまちづくりを進めている。これは、既存の建物を活かし、新しい使い方で地域の価値を高めていく民間の事業を行政がサポートするという「民間主導の公民連携」の取り組みである（図1）。

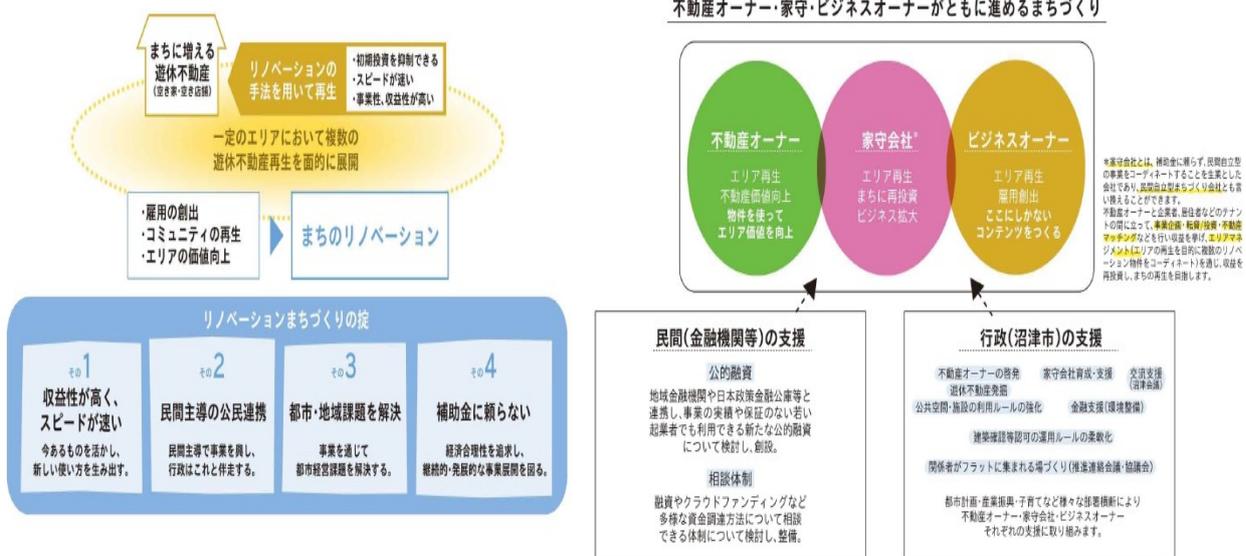


図-1 沼津市リノベーションまちづくりのしくみ
 （沼津市リノベーションまちづくりガイドライン概要版より）

(1) 公民連携推進体制や取り組み状況

沼津市では公民連携により、民間主導のまちづくりを進め、雇用創出と居住者増加の相互作用による好循環なまちを実現するため、以下の4つの事業を進めている。

- ・リノベーションまちづくり
- ・まちなか企業の支援
- ・まちづくりファンドによる支援
- ・公共施設公民連携

平成27年度に、庁内に公民連携推進の専門職員を配置し、庁内部署を横断した組織として、「公民連携推進プロジェクトチーム」を設置した。現在の窓口は、都市計画部まちづくり政策課まちづくり推進係が担っており、平成30年度には28名が参加している。

リノベーションまちづくりを進めていくためには、不動産オーナー、起業者等の発掘、育成、情報共有を公民が連携して行っていくことが重要であるため、これを目的としたリノベーションまちづくり推進連絡会議を設置した(図2)。

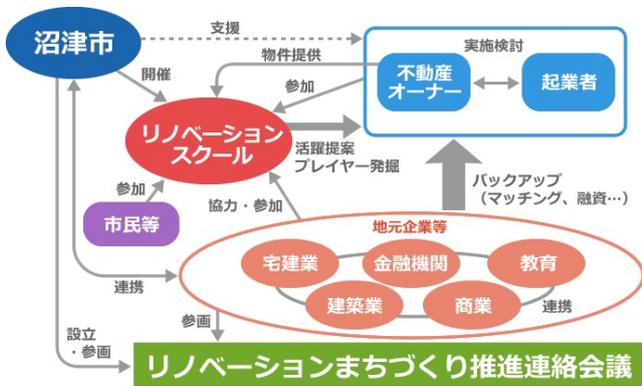


図2 リノベーションまちづくり推進連絡会議概念図 (沼津市HPより)

事業の推進にあたり、沼津市では主に次のような取り組みを行っている。

①リノベーションまちづくりシンポジウム

「リノベーションまちづくり」の専門家など全国各地から講師に迎え、実際の取組内容などについて講演いただくシンポジウムを定期的に行っている。

②家守育成講座

江戸時代における長屋の大家に由来する現代版「家守」は、リノベーションまちづくりにおいて、空き家や空き店舗などの遊休不動産を活用し、その地域で求められる新しい産業をつくり、まちを変えていく役割を担い、事業推進の上で欠かせない存在である。家守育成制度は、この「家守」を発掘し育成するための支援事業である。

③不動産オーナー向けセミナー

リノベーションまちづくりでは、遊休化した物件を保有する不動産オーナーの果たす役割が非常に重要となるため、不動産オーナーに向けて、リノベーションまちづくりの取り組み内容や不動産活用に関する各種情報を紹介するセミナーを開催している。

④まちあるき空き家見学会

まちの歴史に触れながら、まち中の空き家の見学を行うことで、参加者同士でそのアイデアを共有し、面白い使い方や新しい発想が生み出され、空き家の活用につながる。

⑤まちのトレジャーハンティング@ぬまづ

まちに存在する「お宝」を、専門家と市民等が使い方を考え、報告会やその参加者を含めたトークライブが行われるイベントを開催している。

(2) ぬまづまちづくりファンド

平成29年4月に国土交通省と一般財団法人民間都市開発推進機構(以下民都機構という。)が、地域金融機関と連携して、一定のエリアをマネジメントしつつ、地域課題の解決に資するリノベーション等の民間まちづくり事業を連鎖的に進めるため、当該事業に出資等を行う「マネジメント型まちづくりファンド事業」を創設した。この事業の全国第1号として沼津信用金庫と民都機構による「ぬまづまちづくりファンド」を組成された。

ぬまづまちづくりファンドは、沼津市と連携しつつ、民間・公共の遊休不動産の再生など、リノベーションの取り組みをさらに進め、地域の魅力向上と交流人口・定住人口の

増加を図ることを目的としている（図3）。

ファンドの総額は、4,000万円で沼津信用金庫が2,000万円、民都機構が2,000万円出資している。ファンドの投資対象事業は、沼津市域内の建物のリノベーション等、施設の整備に係る事業を原則とし、空きビル、空き家、廃校等の民間や公共の遊休不動産を活用し、クリエイターの拠点施設、シェアハウス、宿泊施設等施設を整備・運営することで地域の課題解決に資する事業としている。ファンドの存続期間は20年（2037年1月31日まで）としているが、個別の投資案件の投資期間は10年間としている。

投資の選定基準としては、以下の3項目である。①沼津地域内の一定の価値向上を図りつつ、地域課題の解決に資する民間まちづくり事業であること。②ファンドからの出資後概ね5年以内に対象事業から配当を行うことが確実であると見込まれること。③出資の回収期間は最長10年を目途とすること。

以上の条件をもとに出資先を募り、第1号投資先として(株)インザパークを選定した。

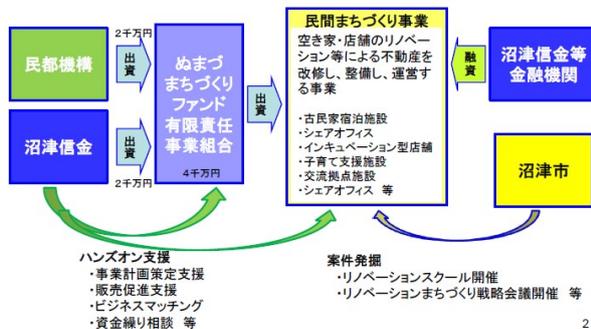


図-3 ぬまづまちづくりファンドの運営の仕組み（沼津信用金庫資料より）

3. 旧沼津市立少年自然の家の概要

旧沼津市立少年自然の家は、愛鷹運動公園の北側に位置し、自然に親しむ機会が少なくなりつつある子どもたちに、自然の中で生活させ、集団生活や野外活動を通して、家庭や学校では得られにくい、自律・協同・友愛・奉仕の体験を与え、心身共に健康な青少年の

健全育成を目的とした社会教育施設として昭和48年に開所した。

当初は、近隣他市町の需要も取り込み、多くの利用者が訪れ、昭和57年度には、年間延べ40,000人を超える利用があったが、その年をピークに利用者は減少し、近年では年間利用者数が10,000人を割り込む数字で推移していた。そのような状況を踏まえ、平成23年度に実施された事業仕分けでは、利用者の増加策や運営形態の見直しについての指摘を受け、事業を再検討と判定された。

翌年度の行政改革の推進に関する提言書においては、「近隣に同様の施設があることや管理運営コストがかかることなどを踏まえ、廃止の方向で進められたい。なお、施設廃止後の用途等については、別途検討されたい。」として提言を受けたため、利用形態の見直しを図ることで検討を始めた。

(1) 対話型調査の実施

沼津市では将来像を見据えた公共施設の量やサービスを最適化するため「公共施設マネジメント」に取り組み、その中で、少年自然の家は平成29年3月末までの運営とし4月以降は公園施設として活用されるよう検討を行うこととなった。検討にあたり、民間事業者等が保有する資金力や経営力及び技術力を活用できないか、その市場性を計ることを目的に、平成27年11月12日にモデル的に民間事業者との対話を通じたアイデア調査を実施することを公表した。

平成27年12月2日開催の参加事業者向け説明・見学会には、22の事業者が参加し、同年12月18日から平成28年1月29日までに実施した対話型調査では12の事業者から活用アイデアの提案を受けた。事業実施に向けた要望として「市負担による既存施設の改修」、「隣接するスポーツ施設と連携した、優先的な利用予約」、「長期契約を希望」、「指定管理者としての参入を希望」などの意見があり、これらの結果を踏まえ運営事業者の募集要項

の検討が進められた。

(2) 運営事業者募集からオープンまで

平成28年6月に公募型プロポーザル方式で「沼津市立少年自然の家跡施設等運営事業者募集」が公表され、10月に選定された(株)オープン・エーと協定が締結された。

この事業を進めるため、庁内の意見集約や民間事業者との調整窓口を、公民連携推進担当が担っている。この施設は都市公園法に基づく設置許可及び管理許可によるもので、許可期間は10年でさらに10年を超えない期間で更新が可能となっている。公園施設としては、便益施設と位置づけられ、公園利用者の便益の向上を図ることを目的として事業を実施することとしている。事業の実施にあたり、市から事業者に対して事業費の補助はしていない。

施設の運営は、(株)オープン・エーが、現地法人として設立した子会社である(株)インザパークが行っている。(株)インザパークは「ぬまづまちづくりファンド」から2,000万円の出資を受け、施設改修を行った。

施設の転用に先立ち、市が管理棟地階の電気室内の高圧受電設備の更新や、管理棟食堂及び階段ホールの雨漏り修繕などを行い、事業者は、既存の建物を活かし、内装などをリノベーションして施設を改修した。

平成29年2月24日には市民向けに事業説明会を開催し、跡地の活用や、これまで愛鷹運動公園で実施してきた事業の継続に努めることなどの説明や、参加者との意見交換を行った。

こうして、平成29年9月23日に公園一体型宿泊施設「泊まれる公園 INN THE PARK」はオープンした。



図-4 インザパーク平面図

4. 「泊まれる公園INN THE PARK」

敷地面積は約9,000㎡で、宿泊棟、テントエリア、本館、浴室棟、工芸館、キャンプファイヤー場が整備されている。また、東名、新東名高速道路のインターチェンジから至近という立地もあり、市内の利用者に限らず、首都圏など、広範な地域からの利用を見込み、スタイリッシュな宿泊施設となっている。また、宿泊者以外にも利用ができるよう、日中は施設内でカフェを営業し、広場などとともに公園と一体的な利用ができるよう活用されている。

「INN THE PARK」は、①宿泊、②飲食、③アクティビティの3つの要素を組み合わせた複合施設となっている。なお、旧少年自然の家で提供されていたものに加え新規のアクティビティも体験でき、芝生広場を利用したイベントを通して、公民連携のスキームを最大限に生かした事業展開が期待されている。

(1) サロン・カフェ

食堂として使われていたスペースをサロンとカフェとしてリノベーションした。高い天井と広い窓が特徴で、窓からは駿河湾も望める。日中はカフェとして宿泊者以外でも利用ができるスペースとなっている。



写真-1 サロン・カフェ

(2) 宿泊棟

内装などのリノベーションを行い、4棟ある各棟には寝室4部屋に加え、吹き抜けの共有スペース、和室、トイレ及び洗面所がある。1棟貸し切りでのみ利用できる。宿泊料

金は定員8名、2食付きで一人当たり12,150円(税込)～。※平成31年3月現在



写真-2 宿泊棟外観

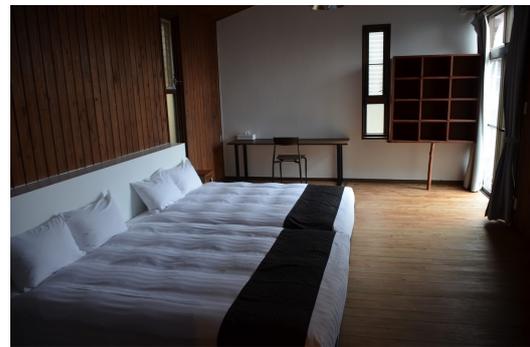


写真-3 寝室



写真-4 共有スペース

(3) 浴室棟

旧少年自然の家で使われていた、浴室がそのまま使われている。



写真-5 浴室棟

(4) 屋外ダイニング

地元の食材を使ったバーベキュー料理が楽しめる。



写真-6 屋外ダイニング

(5) テントエリア

森の中に設置された球体型のテントが、6張設置されている。テントは定員各2名で、シングルベッドが2台入った吊りテントが1張、セミダブルベッド2台の吊りテントが2張、シングルベッド2台のドームテントが3張ある。2食付きで一人当たりの参考料金は、吊りテント16,200円(税込み)～、ドームテント14,040円(税込み)～

※平成31年3月現在



写真-7 吊りテント



写真-8 ドームテント



写真-9 テント内部

(6) ホテルの運営について

10名のスタッフは多くを地元から新たに雇用している。宿泊者のほとんどは、首都圏から東名高速道路を利用している。旅行の一環として、家族やグループでの利用が多い。稼働率は宿泊棟が3割、テントは6～8割である。食事は、地元の食材を使って、地産地消の料理を提供している。

5. 今後の展開

SNS等での情報拡散により、宿泊者も多く、安定した運営を行っている。今後は、当初の計画でも提案していた、市民向けに立ち寄り利用ができるようなワークショップや体験型のイベントを拡充していく予定である。また、利用状況の変化に合わせて、公園の整備も進める。目指すべき公民連携の形としては、収益の一部を愛鷹運動公園に還元し、利便性向上のための公園の再整備や、利用者や市民へのサービスの向上を図り、事業者と沼津市で公園全体の価値をさらに高めていくことを考えている。

資料提供・取材協力

沼津市都市計画部まちづくり政策課
まちづくり推進係
株式会社インザパーク

事例3 「パークマスター」と「円卓会議」を中心とした市民参加による 公園づくり

～古河市古河総合公園～

公園名称：古河総合公園
 (愛称：古河公方公園)
 設置者：古河市
 指定管理者：
 (一財)古河市地域振興公社
 所在地：古河市鴻巣 399-1
 連絡先：古河総合公園管理棟
 0280-47-1129
 都市公園種別：総合公園
 計画面積：25.2ha
 開園面積：22.4ha

1. 古河総合公園の概要

(1) 立地等

茨城県古河市は、関東平野のほぼ中央、茨城県の西端に位置し、埼玉県や栃木県と接している。両県との県境には利根川、渡良瀬川が流れ、古くからこれらを使った舟運で栄え、茨城県西部の中心都市となっている。また現在は、上野駅から約1時間のベッドタウンとしての側面も持つ。

平成17(2005)年に旧古河市と総和町・三和町が新設合併し、現在の古河市が誕生した。古河総合公園(愛称：古河公方公園。以下、「本公園」と呼ぶ)は、旧古河市を代表する公園として、かつては渡良瀬川と繋が



図-1 明治初期の御所沼

っていた御所沼とその周辺を使って整備された総合公園である。

(2) 沿革

本公園が所在するのは、もともとは渡良瀬川と利根川との合流点付近に広がっていた御所沼と、それに向かって東から張り出してくる舌状台地の端部である。室町時代に第五代鎌倉公方であった足利成氏が古河に移り「古河公方」と称し、以降175年に渡り鴻巣御所は古河公方やその子孫の館として使われていた。江戸時代に入ると古河城主・土井利勝の命により桃が植えられ、後には観桃の名所となった。

戦後、食糧難を期に始まった干拓事業により御所沼は埋め立てられ、水田に姿を変えた。しかし、干拓から約20年後には米余りによって減反政策が実施され、耕作放棄地が増えたことで御所沼土地改良区が解散する事態となった。

この放棄地を含めた区域が市の公園として都市計画決定され、昭和50(1975)年には、江戸時代から名高かった桃園と、大賀ハスが植えられた沼沢など約5haが開園した。

さらに、平成元(1989)年からは公園基本計画を見直し、失われた御所沼を復元し、それを中心に置いた公園づくりを進めることとなった。御所沼復元には、本公園に集まる排水路、沼の排水対策、豪雨時における遊水池機能などの処理が複雑に絡み合うため、非常に難易度の高い計画であったとされる。

その後、都市計画決定区域の拡大、施設整備等を経て、平成10(1998)年までには、ほぼ現在の公園の姿が整った。また平成15(2003)年には、消失した沼の復元による自然と文化の再生、四季折々の自然に親しむ市

民の営み、自然と人間との多様な接触を表現したデザインなどが高く評価され、世界の主要な文化景観の保護と管理を目的とした顕著な活動に対して功績を称えることを目的としてユネスコとギリシャが主催する「メリナ・メルクーリ国際賞」を受賞している。

(3) 公園づくりのコンセプト

本公園の公園づくりのコンセプトについて、平成元（1989）年にスタートした公園基本計画見直し委員会の座長として深く関わった中村良夫氏（東京工業大学名誉教授）は、次のように述べている。

●まず一番下に自然の地形があります。台地の西端は出入りの多い複雑な傾きとなって沼へ落ち込みます。丘と水と森が微妙に入り組んだ地形、これは第一層。

●その上に古河公方の旧跡が第二層として散在して地形の中に混じり合うのです。もっといえ御所沼を取り囲む類稀な地相、長い歴史の中で使い込まれた地相こそ、歴史的遺産そのものなのです。これはただの自然地形というよりも地相と呼ぶ方がよいでしょう。ですから、第一層と第二層は自然から融合しています。

●そして、第三層はレストランやビジターセンターの置かれる社交の場です。この三つの層のからみ合いが公園の味わいを深くします。
※中村良夫著『国土の詩学2 研ぎすませ風景感覚』技報堂出版より

このように自然環境、歴史（地相）、現代の人々の関わりを複層的に捉えた公園づくりは国際的にも高く評価されている。



写真-1 公園全景



図-2 公園全体平面図

(4) 主要施設など

本公園の主要施設としては、次のようなものがある。

御所沼：復元された約 2.8ha の沼。島、園路、眺望ポイントなどが点在する



写真-2 御所沼

蓮池、花菖蒲田：大賀ハス、ショウブなどが植えられた沼沢



写真-3 蓮池

桃林：第 1 次整備の際から育まれた約 1,500 本の花桃



写真-4 桃林

公方様の森：古河公方館跡の堀、土塁などの跡を含むコナラ等の雑木林

古民家：県内から移設された旧飛田家、旧中山家の 2 軒の古民家は、展示・見学のほかに、ドラマの撮影などにも用いられている

茶畑：古民家の前に広がる。収穫した茶を加工し、園内で販売もしている



写真-5 古民家と茶畑

富士見塚：浅間山や赤城山などを眺められるように、御所沼を復元したときの残土を積み上げて作られた



写真-6 富士見塚

ジェラテリア：御所沼に面したレストハウス。設計は妹島和世氏。その前には「雪華園」という公園全体を象徴する庭が広がっている



写真-7 ジェラテリア (飲食店)

管理棟：管理事務所、展示室、会議室、トイレ等をあわせた建物。設計は内藤廣氏



写真-8 管理棟

地名碑：園内の各所にはかつての字名、故事、デザイン趣向等にちなんだ名前が付けられており、その地名碑が建てられている



写真-9 地名碑

(5) 管理運営と利用の概要

1) 管理運営の概要

本公園の管理運営は、市内の他の2公園（古河市ネーブルパーク、古河市三和ふるさとの森）と一体のものとして指定管理者制度が導入されており、非公募で（一財）古河市地域振興公社（以下、「公社」と呼ぶ）が選定されている。

指定管理業務の範囲は、本公園のほぼ全体の維持管理、運営・利用促進のほか、利用許可関連の手続き、利用料金の徴収等も含まれる。ただし飲食施設（ジェラテリア）は、まちづくり会社（TMO：（株）雪華）の運営となっている。

現在の指定管理期間は平成29（2017）年4月から平成34（2022）年3月までの5年間で、年間の指定管理料は約5千万円となっ

ている（平成29（2017）年度実績）。

2) 管理運営体制

管理運営にあたる公社職員は、現状では常勤5名、うち正規職員が2名、契約職員が3名（ローテーション勤務）で、そのほかに指定管理者からの委託を請けて清掃や植物管理等の作業を行なう（公社）古河市シルバー人材センターのスタッフが毎日数名常駐している。

3) 利用状況

本公園は無料公園であるため、有料施設利用者数やイベント参加者数等から利用者数を推計している。

近年はおおむね50万人～60万人程度で推移しているが、平成28（2016）年度は約75万9千人と多くなっている。なお年間利用者に関しては、関東一円から多い年には20数万人が訪れる桃まつり（毎年3～4月の約半月）の時期の天候によって大きく左右される。

平常時の利用者層としては、古河市内からの利用者が約65%を占め、また市外利用者のうちの半数以上は茨城県内や県境を接する埼玉県、栃木県からの利用者であることなどから、比較的近傍からの利用者が多い公園である（平成29年度古河総合公園利用者アンケートによる）。

また、特徴的な利用としては、公園のランドスケープや建築に高名な設計者が関わっているため専門家・学生等の見学や、古河公方の史跡を訪ねる歴史ファンの来訪があり、また近年はモデル等の撮影会で行為許可を出す件数が増えている。

4) 年間のおもなイベント・花の時期など

本公園で多くの利用者を集めるイベントとしては、春の桃まつり、秋のよかんべまつりが挙げられる。平成29（2017）年度の場合、年間利用者数約59万人のうち、桃まつりが約17万人、よかんべまつりが約8万人を集めており、この2つで年間利用者の42%を集めている。

その他に、指定管理者が行なうイベント・

教室としては、園内で育てたラベンダーを使ったグッズづくり、あおぞら太極拳・ヨガ教室などがあり、また公園ボランティアグループと共同で行なう植物観察会なども行われている。

2. パークマスターと円卓会議を中心とした市民参加

(1) 概要

古河総合公園では、公園を活用する多くの市民団体等が公園の管理運営に参加していることから、それら団体等や市民と公園をつなぐ役割を担う人材を「パークマスター」として平成10(1998)年度に制度化し、管理組織内の職として置くこととした。

また、平成15(2003)年には行政、市民をはじめ様々な立場で公園づくりに関わる人が参加できる「古河総合公園づくり円卓会議(以下、「円卓会議」と呼ぶ)を発足させ、円卓会議のコーディネーターをパークマスターが担うこととした。

その後の指定管理者制度の導入などにより、パークマスターの雇用形態などが変化してはいるものの、全国に先駆けて公園管理者と専門家、市民団体等とが連携した公園づくりの仕組みが続いている(図3)。

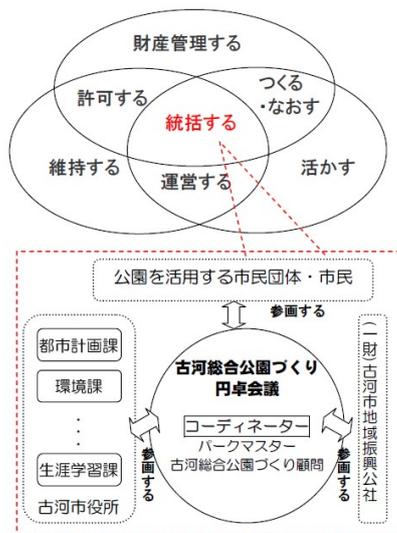


図-3 パークマスターと円卓会議の役割

(2) パークマスターの役割・特徴など

パークマスター制度は、公園整備に深く携わった中村良夫氏が当時の古河市長との相談の中で「博物館の学芸員のように公園の活用を工夫し、市民の公園への思いを支援して、人々の出会いを促す役を担う」ものとして着想された。

それが具体的にになったのは平成11

(1999)年1月1日のことであり、この当初、パークマスターとパークマスター補佐の2名は、当時の(財)古河市公園緑地振興協会(現在の(一財)古河市地域振興公社)と造園技術者とが契約(パークマスターは年度契約、同補佐は嘱託職員契約)を交わす形でスタートした。

その後、パークマスターとの委託契約は解除となり、公社職員となっていた同補佐がパークマスターとなった。指定管理者制度の導入後は、基本協定書における仕様書にパークマスターの職務が記載されるようになった。しかし、その後職員の入替わりもあったことなどから、公社では平成29(2017)年度から、外部の人材に「パークマスター」として業務委託を行なうこととした。ちなみに現在の委託先は、制度発足時にパークマスターを務めていた人材である。

現在、パークマスターの活動は円卓会議の資料作成やコーディネートのほか、公園ボランティア団体とともに行なう植物・生物調査、森づくりへのアドバイス、植物管理ゾーニング計画の策定、野草の開花や生物生息に配慮した管理作業への指導など、多岐にわたっている。

(3) 古河総合公園づくり円卓会議の役割・特徴など

円卓会議は、「ふるさとの回復と豊かな市民生活を支える古河総合公園づくりの実現」を目的とした公園づくりの検討会であり、平成15(2003)年に開設された。円卓会議では、公園づくりで想定される様々な立場の人

が会して、市民の共有財産としての古河総合公園の価値と可能性を確かめあいながら、公園づくりに関わるあらゆる情報や課題、アイデアを収束させ、公園づくりを検討していくものとしている。

こうした設立の理念は「開設宣言」として公にされている。

●古河総合公園づくり円卓会議開設宣言

歴史を振り返ってみれば、古河公方が沼の畔に館を構えて以来、この地は、私たちのふるさとなりました。

この御所沼と呼ばれる古河の原点に公園をつくろうと立ち上がったのは、昭和47年のことです。以来古河総合公園は、行政はもとより多くの市民からの寄贈や労働奉仕を受けながら建設を進め、桃まつりをはじめとした様々な市民の憩いの場として育まれてきました。

公園づくりには、財産を管理し、建設や改修をし、占用や行為の許可を統括してきた行政、維持管理や運営を担ってきた（一財）古河市地域振興公社、そして活用してきた市民と様々な立場ごとの顔があります。

そこで平成11年に古河市では、全国に先駆けてパークマスター制度を創設して、これらの多くの役割を統合するとともに、市民を主人公とする公園の利用と運営をめざしてきました。

古河市民は、古河総合公園をさらに活用し、市民生活を一層豊かにする存在としていきたいとねがっております。そこで私たち古河市民は、これまでに得られた公園づくりの経験に基づいて、これからの古河総合公園づくりを共に考え実践していく機会として「古河総合公園づくり円卓会議」を開設し、さらに市民に開かれた公園づくりに取り組むことを宣言いたします。

平成15年7月18日

古河総合公園づくり円卓会議
(平成19年6月に公社名のみ改訂)

また、円卓会議の設置は市の『古河総合公園管理運営規則』にも「市民参加による、市民のふるさととなる総合公園づくりの実現のため、総合公園を利用する者、維持管理する者及び所有する者の話し合いの場として、古河総合公園づくり円卓会議を設置する」と明記されており、本公園の管理運営において不可欠な存在として位置づけられている。

ただし、平成29(2017)年の都市公園法改正により「公園協議会」を設立できることが法的に定められたため、市ではこれに沿う形で例規を改正することを検討している。

実際の会議には、基本的には公園の利用団体や関係企業、公園ボランティア団体、指定管理者、市の関係者などが集まり、またその時々協議内容に応じて、専門家・有識者や関係する団体などが参加することもある。

近年の開催状況の一例を挙げると次のようであり、「協議の内容」に見られるように、公園の管理運営に関わる事柄は、大きなものから小さなものまで、円卓会議で議論・報告されていることがわかる。

【開催状況の例】

参加者の所属：観光協会、観光ガイドの会、古河茶専門店会、まちづくり会社(TMO)、公園ボランティア団体、写真愛好家団体、樹木医、市(公園担当、文化財担当)、指定管理者、シルバー人材センター、パークマスター 等

参加者数：20名程度

開催数：年6回(本会議前に、それぞれの開催につき1回の準備会開催)

協議の内容：(第65回の内容)

- ①公方様の森：下草刈りと森の将来像に向けた検討課題
- ②お茶畑：台下げ説明と情報の発信
- ③寄付の申し出に伴うベンチ等：経緯と設置位置を準備会できめたことの共有
- ④ジェラテリア改装：経営と活用について
- ⑤プレーパーク ⑥桃の病害虫
- ⑦(仮称)公園づくり条例

こうした円卓会議を経て、公園の利用・管理ルール、公園ボランティア団体などが生まれ、指定管理者の業務内容などにも反映されている（例：「注意貼り紙等は、景観を考慮して極力貼らない」というルール、公方様の森の管理作業などを行なう公園ボランティア団体「もりもりクラブ」等）

また、円卓会議の協議結果で重要な事柄は園内に掲示され、一般の利用者も目にすることができるようになってきている（写真10）。

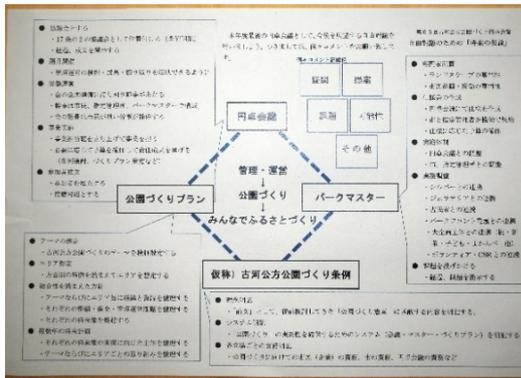


写真-10 園内に掲示された円卓会議の情報

(4) 公園を活かした市民活動の状況

1) もりもりクラブ

もりもりクラブは、「公方様の森」の雑木林と、南エリアにある野草園を中心に、森づくり、生態系および動植物の保護・育成・維持などの活動を行なっている公園ボランティア団体である（年会費2千円）。

年間を通じて月2回程度の活動日を設け、自主的な森づくり活動、野草園管理活動のほか、公社と共催で一般参加者も受け付ける植物観察会を開催するなどしている。

また、管理棟建物での展示、園内での樹名板作成なども行なっており、その活動範囲は自然環境を活かした本公園において重要なものとなっている。

このように、本公園の管理運営において重要な役割を担っている「もりもりクラブ」だが、近年はメンバーの固定化・高齢化が課題となっており、一般参加もできる観察会などの機会を通じて新たなメンバーの参加を図っ

ている。



写真-11 もりもりクラブが企業ボランティアとともに進めた外来種除草

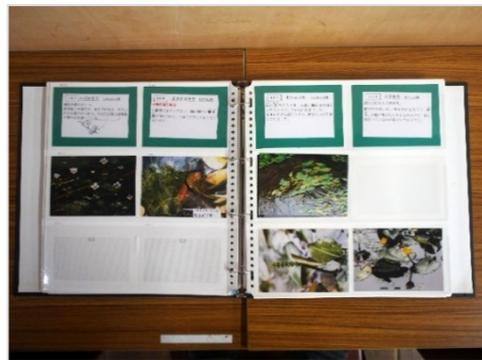


写真-12 もりもりクラブのメンバーが作成した園内の野草図鑑

表-1 平成30年度もりもりクラブの活動計画

日時	曜	内容	備考
4/14 9:30~12:00	土	野草園の手入れ・苗の植え付け	◎
4/28 9:30~12:00	土	春の植物観察会・総会（会員のみ、終わってから）	
5/19 9:30~12:00	土	野草園の手入れ・公方様の森の観察	5/ 新茶まつり
5/26 9:30~12:00	土	クズの除草	◎
6/9 9:30~12:00	土	寿星桃の摘果	◎
6/23 9:30~12:00	土	セイタカアワダチソウの除草	○
7/14 9:30~12:00	土	夏の植物観察会	◎
7/28 9:30~12:00	土	害草の除草	○
お休み	土		
8/25 9:30~12:00	土	キノコの本伏せ	
9/8 9:30~12:00	土	害草の除草	○
9/15 9:30~12:00	土	秋の植物観察会	◎
10/13 9:30~12:00	土	野草園の手入れ・公方様の森の観察	
10/27 9:30~12:00	土	野草園の手入れ・公方様の森の観察	
11/10 9:30~12:00	土	野草園の手入れ・公方様の森の観察	11/3,4 よかんべまつり
11/24 9:30~12:00	土	刈り残す草木のマーキング	
12/8 9:30~12:00	土	野草園の手入れ・公方様の森の笹刈り	
お休み	土		
1/12 9:30~12:00	土	公方様の森の笹刈り 次年度の計画づくり	
1/26 9:30~12:00	土	野草園の手入れ・公方様の森の観察	
2/9 9:30~12:00	土	キノコの植菌・仮伏せ（積木のあるときは）	
2/23 9:30~12:00	土	冬の植物観察会	◎
3/9 9:30~12:00	土	野草の名札付け 総会	
			3/20-桃まつり

2) どんこクラブ

どんこクラブは、園内の田んぼでの米づくり体験を中心として、親子で参加する体験型・会員制の活動である。自主運営型のもりもりクラブとは異なり、毎年、指定管理者が参加者を募集し（50名程度まで）、集まった参加者ととも米づくり以外の活動内容（例：平成29（2017）年度は「流しソーメン」「クリスマスリースづくり」「餅つき」などを実施）を決めていくことで、公園の楽しみ方を見つける活動だといえる。

市・指定管理者では、将来的には独立した団体として運営されることを志向しているが、単年度の受付にも関わらず何年も連続して参加するメンバーがいる一方で、親子参加型のものであるため子どもが大きくなると参加しなくなるという構造を抱えている。

する「円卓会議」など、市民参加に関する仕組みを全国の公園に先駆けて導入してきた。

特長として、この「円卓会議」の設置を市の例規に記載しているほか、パークマスターと円卓会議の運用を指定管理業務の協定書に盛り込むなどして、協働の枠組みやそれぞれの役割を明確にしている。そして、公園で生じる様々な課題に対して、「円卓会議」を通じて関係者同士の話し合いを行ない、管理運営方針を提案・アドバイスし、それを市や指定管理者が実際の管理運営業務に反映させるという仕組みができあがっている。このような円卓会議での検討やメンバーの人脈をもとに、園内で活動するボランティア団体が生まれていることから、今後もこの仕組みを通して、市民協働の公園づくりが継続して取り組まれることが期待される。

資料提供・取材協力

古河市都市計画課 公園係
一般財団法人 古河市地域振興公社

3. まとめ

本公園は、専門職としての「パークマスター」や、協働により公園のあり方を考え実践

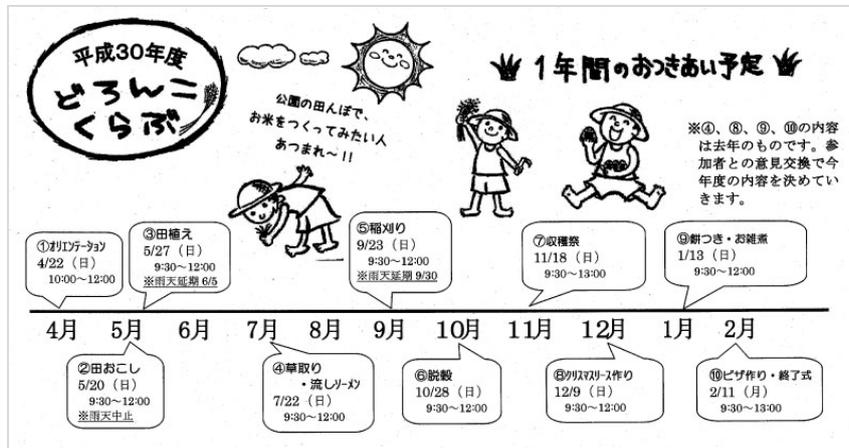


図-4 どんこクラブの活動計画（平成30年度）



写真-13 田植え



写真-14 稲刈り

事例4 緑に囲まれた健康・交流・子育ての場

～新潟市寺山公園・子育て交流施設「い～てらす」～

公園名称：寺山公園
 設置者：新潟市
 指定管理者
 屋内教養施設（子育て交流施設）：
 NPO 法人ワーカーズコープ
 所在地：新潟市東区寺山 1653 番地
 連絡先：
 公園…新潟市東区役所建設課
 025-260-2610
 施設…「い～てらす」
 025-250-5207
 （所管課 新潟市東区役所健康福祉課
 025-250-2330）
 都市公園種別：地区公園
 公園面積：4.6Ha（公園全体）

1. 寺山公園の概要

寺山公園は、昭和47年に都市計画決定されていた寺山緑地を、平成23年度に計画規模を見直す等により寺山公園として整備した地区公園である。

整備にあたり、地域の特性や社会的要請を検討した結果、以下の4点が明らかになった。

- ①計画地周辺に緑や憩いの場が不足している。
- ②東区では「子育て支援策の充実」を重点的に取り組む。
- ③計画地周辺は子育て世代が多いが子育て支援センターが少ない。
- ④隣接する総合スポーツセンターとの一体的利用。

また、市民アンケート等によるニーズの把握を行った結果、寺山公園に望むイメージは、①小さな子ども連れでも安心して過ごせる公園②自然豊かな公園であった。

寺山公園に望む施設としては、①雨雪でも子どもが思い切り遊べる屋内施設②東屋、ベンチなどの休憩施設が挙げられた。

これらを踏まえ寺山公園のコンセプトを、「緑に囲まれた健康・交流・子育ての場」とし、公園を緑に囲まれた活動する場（広場）と考え、健康・交流・子育てを主な活動テーマとした。

基本方針は、「年間を通して安心して利用できる公園」、「子育てや多世代の交流の拠点整備」、「多様な健康レクリエーションの場の創出」、「隣接する総合スポーツセンターや周辺施設との連携」とした。

(1) 整備状況

面積は4.6ha、総事業費は約27億円である。主要施設として以下のような施設が整備されている。

施設：園路、広場、トイレ、遊具、
子育て交流施設

防災設備：防災テント（東屋、ブランコ）、かまどベンチ、防災トイレ

広場は、ちびっこ広場、わんぱく広場、多目的広場、芝の広場で、広場ごとに主な利用方法や年齢期を想定した各種遊具等が設置されている。わんぱく広場には大型遊具が設置されており、芝の広場は臨時駐車場として利用できる。

なお、広域避難場所に指定されており、防災トイレ等の防災施設を有している。

【整備状況】

平成23年度：基本計画、都市計画決定
 平成24年度：実施設計、用地測量
 平成25～26年度：用地取得

平成27年度：施設設計
 平成27年度～29年度：公園整備工事
 平成30年4月：開園



図-1 寺山公園平面図



写真-1 寺山公園空撮写真

(2) 施設概要

1) ちびっこ広場

「い〜てらす」に隣接する空間で、主に0歳から6歳の乳幼児が安心して利用できる広場である。スイング遊具やすべり台などの遊具を設置している。



写真-2 ちびっこ広場

2) わんぱく広場

公園の東側に位置し、主に6歳から12歳までを対象とした遊びのゾーンとして、大型複合遊具などで遊べる広場である。



写真-3 わんぱく広場

3) 多目的広場

家族連れなど多様なニーズに対応可能なオープンスペースとして、運動や遊び、レクリエーションなど様々な用途に利用できる広場である。東屋や、防災施設としても利用できるベンチなどを設置している。



写真-4 多目的広場

4) 芝の広場

東総合スポーツセンターに隣接し、普段は運動ができるような広場として使用できる。イベント時には臨時駐車場としても利用ができるようになっている。



写真-5 芝の広場

5) 公園内の防災施設

園内には、防災テントになる東屋・ブランコやかまどベンチ、防災トイレといった防災設備を有し、広域避難場所としての役割も担っている。

●ブランコを利用した防災テント



写真-6 設置前



写真-7 設置後

●東屋を利用した防災テント



写真-8 設置前



写真-9 設置後

●防災トイレ



写真-10 設置前



写真-11 設置後

2. 子育て交流施設「い〜てらす」の整備について

(1) 整備の経緯

寺山公園の整備計画を検討するにあたり、市民へのアンケートを行いその結果等から、子ども向けの公園施設への要望が強いということがわかった。

一方で、同時期に福祉部門では東区において子育て支援施設が不足していることが課題となっていたこともあり、公園整備部門と福祉部門の連携のもと、寺山公園への子育て支援施設の整備が決定した。また、新規設置の地区公園であり、建蔽率制限に余裕のある思い切った公園施設の設置が可能であったことも理由の一つである。

こうして、多様な健康レクリエーション広場ならびに多世代の交流の場を創出し、地区住民の憩いの場を提供する屋内教養施設として、年間を通して利用できる子育て交流施設と、公園利用の休憩施設からなる複合施設「い〜てらす」を整備することとなった。

(2) 施設状況

「い〜てらす」には、一時預かりができる「保育ルーム」、誰でも利用できる「休憩・飲食スペース」等がある。また、内装の仕上げや遊具に県産杉を多く使用し、木のぬくもりを感じられる空間となっている。

(3) 「い〜てらす」の整備方針

以下の3つの基本理念を設定し、それぞれに対象者のイメージと基本方針を設定した。

基本理念：「遊ぶ」

四季を通じて安全に、のびのびと体を動かすことができる遊びの場を提供する。

◎対象者のイメージ：小学校低学年まで

◎基本方針

- ・遊びや運動ができる。
- ・年齢期や活動でゾーニングし、安心・安全に過ごせる。

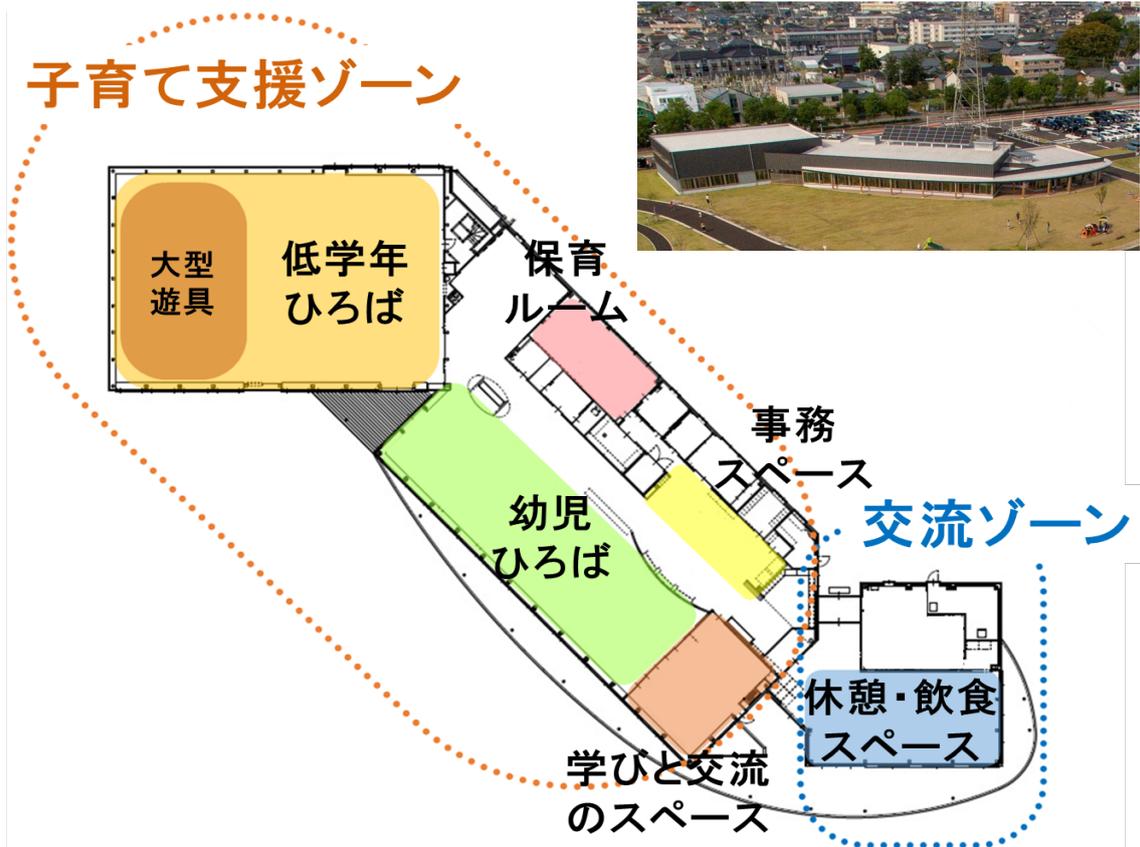


図-2 「い〜てらす」施設内平面図

・子どもも保護者も気軽に立ち寄り、居心地よく過ごせる。

基本理念：「つながる」

交流の場やプログラム、子育て支援を提供する。

◎対象者のイメージ：乳幼児と保護者

◎基本方針

- ・多彩な子育て支援のプログラムの提供
- ・子どもも保護者も多様な交流が持て、不安や孤立感を解消できる場

基本理念：「楽しむ」

気軽に立ち寄ることができ、居心地よく過ごせる場所を提供する。

◎対象者のイメージ：全年齢

◎基本方針

- ・ニーズに沿った利用者の対応
- ・公園機能と連携した施設
- ・地域との連携、地域の力の活用

(4) 「い〜てらす」のエリア設定について

1) 子育て支援ゾーン

子どもと保護者限定の利用スペースであり、靴を脱いで利用する。スペース内には、子どもが遊べる広場や保育ルームなどがある。一時預かりを除き利用料は無料だが、利用者登録が必要で、初回は必ず保護者が同伴する必要がある。

① 学年ひろば

小学校低学年までを対象としたエリアで、すべり台、ネットクライミング、ボルダリングなどを備えた手作りの大型遊具を設置している。また、転んでもよいように、クッション性があり柔らかな厚みのある床材となっている。



写真-12 低学年ひろば

②幼児ひろば

乳幼児と保護者を対象としたエリアで、乳幼児用の玩具や小型遊具などを設置している。また、イベントスペースとしても利用されている。



写真-13 幼児ひろば

③保育ルーム

未就学児を対象としたエリアで、保育士資格を持つスタッフによる一時預かりを実施している。預かり時間は、1人最長で4時間までというルールを設定し運用している。利用料は1時間300円。



写真-14 保育ルーム

④学びと交流のスペース

主に会議や講習会などに使用され、乳幼児の保護者を対象とした子育てに関するプログラムなどにも使用されている。イス・テーブル、ホワイトボード、プロジェクターなどを設置している。



写真-15 学びと交流のスペース

2) 交流ゾーン

公園利用者も含む全年齢を対象としたエリア。

①休憩・飲食スペース

トイレや自動販売機、飲食用のイスやテーブルなどを設置している。



写真-16 休憩・飲食スペース

3. 「い～てらす」の特長や工夫

(1) 安全面の配慮

- ・室内の見通しの確保
- ・柱の角に防護マットを設置
- ・クッション性のあるビニル床シート

(2) 空調の配慮

- ・加湿空調もできる冷暖房設備

- ・外気の影響を受けやすい窓側に空調の吹き出し口を設置
- (3) 眺望性の配慮
 - ・公園と建物の一体的な空間を演出するため、芝生広場側に窓を設置
- (4) 内装の配慮
 - ・南面に窓を設置、壁の配色を明るく
 - ・県産杉材など木材を多く使用
- (5) 環境への配慮
 - ・太陽光発電を設置
 - ・照明はすべてLED照明
 - ・空調設備は省エネルギーで高効率なガスヒートポンプ方式

4. 施設管理・運営について

(1) 「い〜てらす」の管理・運営

指定管理者として、新潟市内の児童館等の子育て支援施設で運営実績のある「NPO法人ワーカーズコープ」が選定されている。

(2) 寺山公園の維持管理

東区役所建設課が直営で維持管理を行っているが、ちびっこ広場の芝刈り作業については、隣接する「い〜てらす」の地域ボランティアとして協力いただいている地元のコミュニティ協議会に委託している。

5. 今後の展開

「い〜てらす」の来園者数は、平成30年4月のオープンから約半年間で、累計10万人を突破した。また、1か月の平均では約16,000人、日平均約650人となっている。全国の地区公園の休日の平均を大きく上回る日もあり、多くの利用者が訪れている。

平成30年10月には、より多くの来園者が訪れる機会の創出を目的に、「寺山フェスタ」と題するイベントを開催し、通常の休日来園者数の3倍にも及ぶ6,764人の来園者があった。このイベントでは、隣接する東総合スポーツセンターと連携し各広場にブースを設

け、消防車展示やフリーマーケットなど様々な催しを行った(図3)。

今後は、さらなる利用促進にむけて、民間団体との連携を視野に、各種イベントの開催や誘致を進めるなど、知名度の向上に努めていく。

資料提供・取材協力

新潟市土木部公園水辺課



図-3 寺山フェスタちらし

事例5 公園を舞台の一つとする自治体と公園事業者との「地方創生」への挑戦

～舟橋村京坪川河川公園～

公園名称：京坪川河川公園
 (愛称：オレンジパークふなはし)
 設置者：舟橋村
 業務委託者：金岡造園・柴崎農園・福田園建設共同企業体
 所在地：富山県舟橋村東芦原地内ほか
 連絡先：舟橋村役場
 076-464-1121
 都市公園種別：近隣公園
 公園面積：3.4ha

ことを目指すものである(図1)。

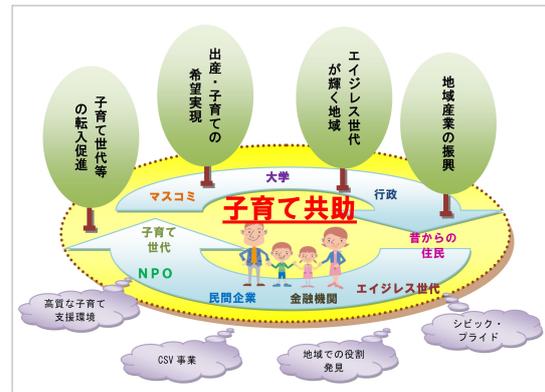


図-1 子育て共助による地方創生のイメージ

(2) 「子育て共助のまちづくり」モデル事業の概要

先に述べたように、村としての問題意識は、平成期に急増した転入者層と旧来からの村民との交流、それを通じたコミュニティの醸成、さらにはそのコミュニティが次の子育て世代への支えとなって出生数を向上させ、人口構造の維持や産業育成に貢献することである。これを具体化するために、先導的に進められているのが「子育て共助のまちづくり」モデル事業(以下、「モデル事業」と呼ぶ。)である(図2)。

平成27(2015)年から5ヵ年を事業期間とするモデル事業では、村の中核施設を中心とする地区を「子育て共助のまちづくり事業モデルエリア」として設定し、公園、認定こども園、子育て支援賃貸住宅等を民間事業者からの提案を取り入れて整備した上で、それらを一体的に運営することを通じて、各種施策を効果的に推し進めようというものである。

ここで注目すべきは、モデル事業において重要な役割を果たす存在の一つとして、

1. 舟橋村の事業展開

(1) 舟橋村が進める地方創生

舟橋(ふなはし)村は富山県の中部に位置し、富山市に隣接する。面積は3.4ha、全国で最も小さい自治体である。村面積の70%弱が農地、その大半が水田という稲作地帯だが、富山市中心部や北陸自動車道立山ICなどへのアクセスに恵まれていることから平成以降に宅地開発が進み、国勢調査人口は昭和60(1985)年には1,419人だったものが平成27(2015)年には2,982人と急増している。

こうした転入による人口急増期を経て、近年、村では将来的な人口減少等を見据えて「子育て共助」をキーワードとする地方創生に取り組んでいる。これは、村内に子育てをきっかけとして子育て世代と子育てをサポートする人や組織がゆるやかに結びつき、それら全員の希望が実現する社会「子育て共助の地域社会」を醸成することで、そこをプラットフォームとして「子育て世代等の転入促進」「出産・子育ての希望実現」「エイジレス世代が輝く地域づくり」「地域産業の振興」といった地方創生の課題を解決していく

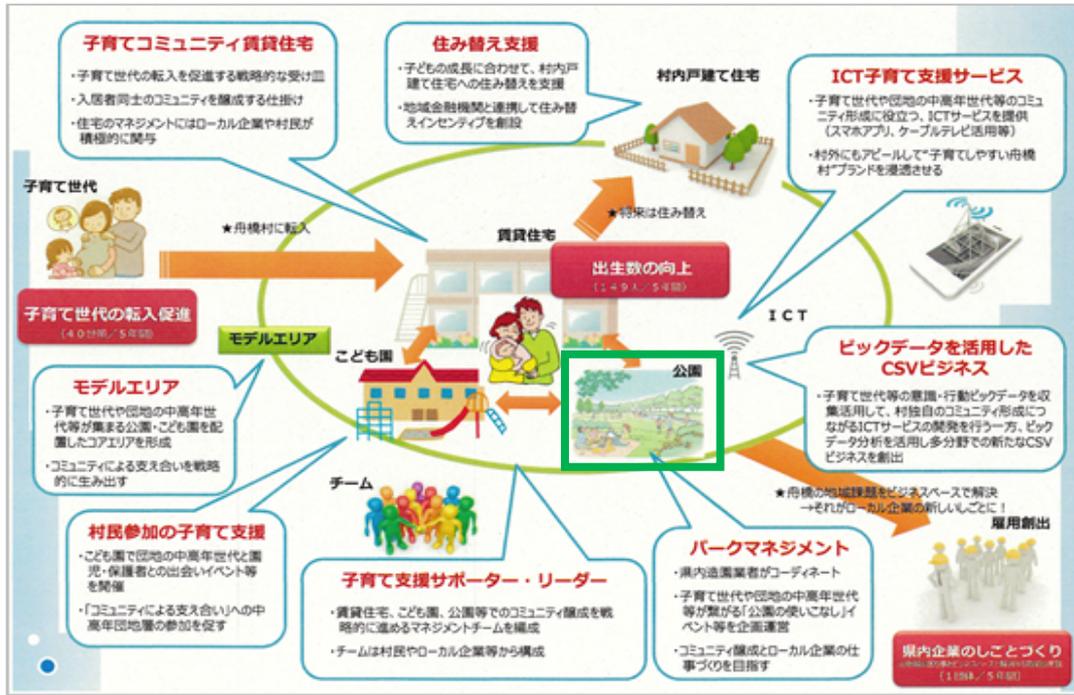


図-2 モデル事業の全体イメージ

「公園」が「こども園」「賃貸住宅」と並んで取り上げられている点である。つまり、ここでは公園事業も上述した「転入促進」「出生数向上」「県内企業の仕事づくり」等に向けて必須の存在として位置づけられており、公園事業者は「村とともに課題解決に取り組むプレイヤー」としての役割が求められていると言える。

このため、平成 27 (2015) 年に行なわれたモデル事業に参画する民間事業者選定のための事業コンペでは、先に挙げた 3 つの施設の整備・運営にあたる事業者が並行して募集され、それぞれの中で他の 2 施設や村と「具体的にどのように連携するか」についての提案が求められた。

2. 京坪川河川公園の概要

舟橋村の中心部には、役場、越中舟橋駅、小学校、中学校などが半径 400 メートル程度の範囲に集まっており、取組みの舞台となる京坪川河川公園（愛称：オレンジパークふなはし。以下「本公園」と呼ぶ。）もその一角にある。

本公園は、富山県による京坪川の河川改修

にあわせて、川沿いで水辺にふれあえる村営公園として計画され、平成 7 (1995) 年に都市計画決定、平成 16 (2004) 年に一部開園した近隣公園である。公園施設としては、芝生広場、テニスコート 3 面のほか、親水広場、階段護岸、ワンドなどがあるほか、京坪川沿いには「富山さくらの名所 70 選」の一つとなっている桜並木もあり、春には多くの人で賑わう（写真 1～5）。

このうち、モデル事業において主に活用されているのは、長らく未整備だったが、平成 27 (2015) 年から活用の試みがスタートし、平成 29 (2017) 年に供用開始された約 3,500 m²の区域である。

(1) 利用状況

開放型の無料公園であり、とくに利用実態調査なども行なっていないことから、村では本公園の利用状況について正確には把握していない。

村の担当者によれば、春のサクラの季節にはイベント等が開かれ、その時だけは多くの利用者を集めるが、それ以外は休日でもほとんど利用者がいないと認識されており、モデル事業においても、その改善が必要とされた。



資料：航空写真は国土地理院 2007 年 4 月撮影のものを使用

写真-1 京坪川河川公園の位置



写真-2 芝生広場



写真-3 親水広場



写真-4 階段護岸



写真-5 ワンド

(2) 管理状況

現在、テニスコートとその周囲を除いた本公園の大半の区域を、上記コンペによって選定された事業者（金岡（かなおか）造園・柴崎農園・福田園建設共同企業体。以下「JV」と呼ぶ。）が、モデル事業期間5年間（平成28～令和2年度）における委託事業者として管理運営にあっている。

3. 舟橋村におけるパークマネジメントの取り組み

舟橋村におけるパークマネジメントの取り組みは、村とJVとが連携し村民らを巻き込みながら進められている。ここでは、おもにJVの立場から、年別の取り組みについて紹介する。

(1) 1年目（平成27（2015）年度）

コンペによって選定されたJVは、まず1年目に利用者ニーズの把握をするため、村内で子育て世代が多く集まる施設の利用者を対象としてワークショップを開催した。

この成果として、子育て支援センターの利用者からは「公園でやりたい遊び、欲しい施設」の要望を掴み取ることができ、また図書館の利用者や関係者からは「子供の利用を活性化するための具体的な連携方策」についての共通認識を持つことができた。

(2) 2年目（平成28（2016）年度）

2年目は、1年目のワークショップを通じて得られた知見をもとに、本公園の既開設区域を利用して具体的なイベントを開催した。

こうした取り組みを進める主体の愛称を「園むすびプロジェクト」とさだめ、対外的にはこの名称・ロゴ等を使用することとした。



図-3 園むすびプロジェクトのロゴ

2年目の当初は、公園だけ、JVだけでイベントを実施していたが、参加者を集めるには運営体制も広報力も足りなかったため、年度後半からは子育て支援センターぶらんこなど、村内で子育て支援にあたる他団体との連携イベントを実施し、イベントにも多くの人が集まり、参加者にも好評を得ることができた。

しかし、「JVがイベントとなり、イベント時だけ人が集まる公園は、コミュニティ醸成のための公園ではない」という問題意識が生じ、また、事業的にもイベント開催にかかる労力・経費が大きく、ビジネスとして継続していくためには改善が必要であった。

そこで、3年目の展開に向けて「ふなはしパークボランティア（FPV）」の募集など、より多くの人を巻き込むための取り組みを進めることとなった。

(3) 3年目（平成29（2017）年度）

1年目、2年目の取り組みと成果、課題を踏まえて、3年目には一層の住民参画による運営管理を目指すこととなった。そのための企画にあたって村とJVが意識した点は、次の3点である。

① 共催・連携

「人を集める」ということに労力を使わない。

② 次につながるイベントである

人が集う公園になるための近道は、公園のファンをつくること、公園に愛着を抱いてもらうこと。イベントも打ち上げ花火で終わらせるのではなく、公園への愛着を生み、公園に足を運んでももらうための仕掛けである。

③ 公園を一緒に作る&動かす人を生み出す

園むすびプロジェクトで小学生を対象に「こども公園部長」を募集。7名の小学生を部長に任命し（第1期）、保護者も一緒にパークマネジメント事業を展開する。

1) こども公園部長

ここで特筆すべき取り組みとして、上記③に関連した取り組みの「学童保育との連携

を通じた『こども公園部長』の立ち上げ、「こども公園部長のアイデアによるクラウドファンディングの実施」の2つが挙げられる。

①キックオフイベント

当初、プロジェクトの仲間として主体的にイベント企画や運営を担う人材について親子参加を条件に募集を行なったが、子育て世代の多くが共働きであり、思うようにメンバーが集まらなかった。そこで「子供が遊びたくなる公園にするためには、子供たちのアイデアを大切にしよう」と村内の学童保育との連携を進めることとした。

まず学童保育と協力し、子供たちに公園で自由に遊んでもらうイベントを開催し、その場でチラシを配布するなどして「こども公園部長」を募集した。しかしそれだけでは、あまり効果がなかったため、学童保育室に向いて子供たちに直接声をかけてまわり、賛同してくれた初代「こども公園部長」7人（3年生6人、2年生1人）が誕生した。

しかし、集まった子供たちは「公園では穴を掘ってはいけない」「泥遊びやボール遊びもダメ」と考え、「公園は自由に遊んではいけない場所」になっていた。このため、「こども公園部長」の取り組みは、子供たちのそうした概念を突き崩すところからのスタートとなった。そこで、「思いっきり泥遊び!」「思いっきり水風船バトル!」「地区対抗!七たかざり決戦!」などのイベントを通じて、子供たちに「人に迷惑をかけないルールは必要だけど、公園はもっと自由に使ってよい場所だ」ということを体験してもらい、それを次のステップへと繋げることとした。



写真-6 こども公園部長任命式（平成29年）



デザインは数種類から選択でき、自分の「やってみたいこと」を紹介できる
図-4 こども公園部長の名刺

②公園づくりに向けた活動

7人のこども公園部長の役割は、まず本公園の未整備区域の整備と活用について、自分たちだけで考えるのではなく、みんなの考えを聞いて、まとめることを依頼した。このため、任命式では名刺、顔写真入り名札のほか、どんな公園にするのかを友達や家族からも意見を集めるための取材ノートとペンが手渡された（写真6、図4）。

その取材結果も踏まえて、月1~2回行うこども公園部長会議で、未整備区域のアイデアを出しあった。子供たちが考えた公園のコンセプトは「一緒に遊びたくなり、いつの間にか仲良しになる公園」で、それを具体化するための工夫を盛り込んだ理想の公園像は、「未来予想図」（図5）としてまとめられた。

この「未来予想図」を作るにあたり、大人たちが誘導するのではなく、子供たちのアイデアに対して「どうすれば実現できるだろうか」と問いかけ、一緒になって考えることにより、子供たちは「未来予想図」を描くに留まらず、さらに実現のための手法を大人たちと探ることとなった。



図-5 未来予想図

2) クラウドファンディング

①クラウドファンディングへの挑戦

未来予想図には、7人のこども公園部長が共通して挙げた「水遊び場」「木のぼり」「秘密基地」が描かれていた。その中から、まず水遊び場の実現に向けた取り組みがスタートした。これらの整備費用について部長会議で話し合った際に、子供たちから「お金が足りないのであれば、募金活動しよう」というアイデアが出された。当初は街頭募金のようなものをイメージしていたが、そこにクラウドファンディング（※ インターネットを通じて不特定多数の人から寄付を集める手法。Crowd（群衆）とFunding（資金調達）を組み合わせた造語）とを組み合わせることで、村内に住む人だけでなく、より多くの人からも支援してもらえることとなった。



写真-7 寄付者への謝礼

※ 画像は CAMPFIRE (<https://camp-fire.jp/>) サイトより引用

②クラウドファンディングの効果・成果

クラウドファンディングの成功により、必要な資金が得られたことはもちろんだが、園むすびプロジェクトのPRにつながり、直接寄付にも結びついた。また、子供たちが、自分たちのアイデア、取り組みに自信を持つことができた。

3) クラウドファンディング後の取り組み

①水遊び場ほかの整備

クラウドファンディングによって得た資金を元に、平成 29 (2017) 年度の後半から水遊び場ほかの施設整備を行なった。

水遊び場は子供たちの描いた絵を元に、J Vが具体的な仕様などを定め、施工を行なった。また、こども公園部長に手伝ってもらい、人工芝の敷設など子供たちでもできる作業を行った（図 7、写真 8, 9）。

園内には寄付者へのリターン（写真 7）である「メモリアルプレート」も設置され、平成 30 (2018) 年 4 月に水遊び場とともに披露目会が開催された（写真 10）。

さらに、当初予定よりも多く集まった資金を使い、「秘密基地」の整備を進めることをこども公園部長会議で決定し、平成 30 (2018) 年度から工事に着手し、平成 30 (2018) 年 9 月に完成披露された。

②2代目こども公園部長の参加

活動をさらに進めるため、2代目こども公園部長の募集を行なったところ、3名の参加者があった。



図-6 クラウドファンディングサイト画面

※ 画像は CAMPFIRE (<https://camp-fire.jp/>) サイトより引用

クラウドファンディングにあたっては、日本で最大の支援サイト「CAMPFIRE（キャンプファイヤー）」を利用した（図 6）。目標額は100万円と設定したが、開始から11日でこの額に到達し、最終的には2ヵ月間で直接寄付（支援サイト経由以外にも、子供たちは街頭募金を実施し、また役場に寄付金を持参された方もいた）もあわせて約254万円を集めることができた。

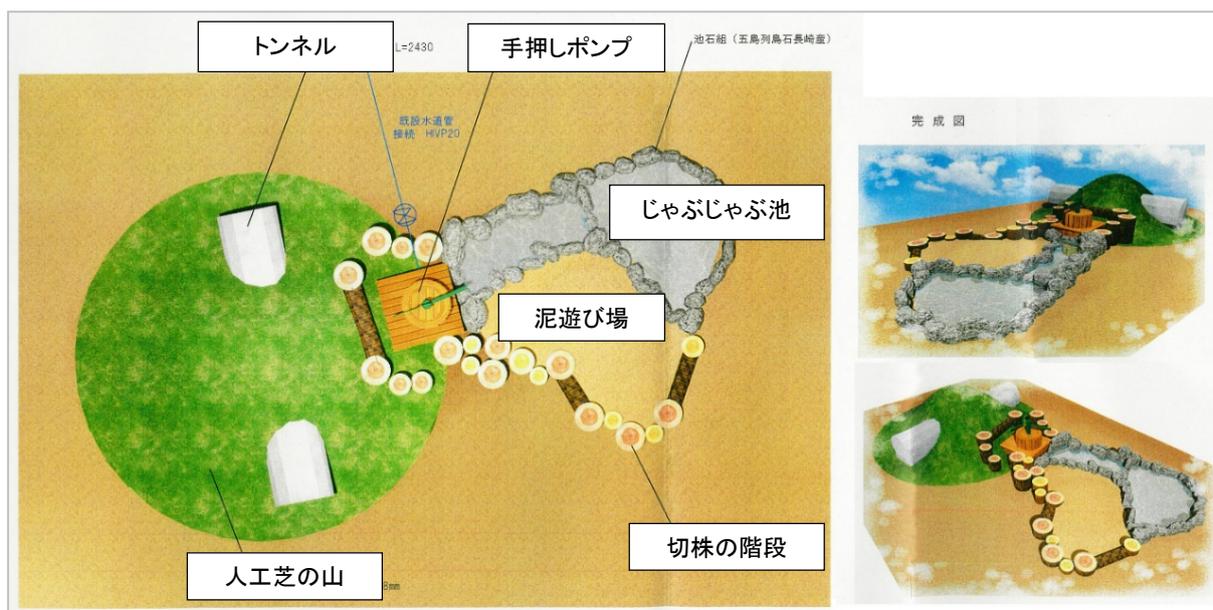


図-7 水遊び場の整備イメージ



写真-8 完成した「秘密基地」



写真-9 整備された水遊び場



写真-10 メモリアルプレート

初代とあわせて 10 名のこども公園部長は、現在は 1 ヶ月に 1 回（イベント前には数回追加）「こども公園部長会議」に参加し、新たな整備内容や運営管理についての検討を続けているほか、イベントスタッフ、マスコミ向けの広報対応、親・親世代の巻き込みなど、様々な役割をこなしている。

(4) 4 年目（平成 30（2018）年度）の計画

平成 30（2018）年度は、園むすびプロジェクトの「メンバー・協力者」、プロジェクトからの情報提供を受ける「会員」イベント等に参加する「参加者」をそれぞれ拡大しながら、JV 以外の関係者が主導する取り組みを増やし、JV としては「人をつなげる・縁を結ぶ」ことに徹する中で、子育て共助のまちづくりに向けたコミュニティ醸成を推し進めている。

具体的には、次のような取り組みがスタートしている。

1) 「園むすびプロジェクト事務局員」の雇用、関係者の組織化と育成

前年度までの取り組みを経て、プロジェクトのメンバーは JV スタッフ、こども公園部長とその保護者、村の行政スタッフなど総勢 44 名（平成 30（2018）年 6 月現在）となった。このうちの 3 名は、イベント等を通じて協力関係にあった村民（子育て世代の女性）に依頼し、JV がパート雇用する形で事務局員として採用したものである。事務局員を雇用することで、次のような取り組みなどを効果的に進めることを狙っている。

- ・毎月 1 回の「月イチ園むすび」等の運営・サポートを事務局員が進める
- ・公園を使って自発的に活動する会員を拡大する
- ・公園に行くと誰かがいると思ってもらえる環境を創出する

2) 交流会「月イチ園むすび」の開催

これまでのイベントからさらに発展させて、ただ人が集まっているだけでなく、「人と人とが語り、共に遊び、共通の時間を過ごす」イベントの企画・開催に力を入れることとした。これにより、参加者が主役となり「自分もこのイベントの主体者の一人だ」と思えるような内容の充実を目指している。

このための交流会を「月イチ園むすび」と名付け、毎月第1日曜日に開催することとした。この活動を通じて、次のような発展を狙っている(図8、写真11)。



図-8 月イチ園むすびチラシ(7月)



写真-11 月イチ園むすび開催風景(7月)

- ・共通の作業を通じて、参加者同士が自然と語り合える内容とする
- ・参加者には自然な形でお手伝いを促し、交流会の主体となって頂く
- ・交流会の主催者同士が知り合い、繋がれるようなイベントを年2回程度開催する
- ・来園者が主役となり、交流内容や利用ルールを決めていけるようにする

・来園する目的をつくり、共同で公園をつくる仕掛けをつくる

さらに、プロジェクトが主導するだけでなく、他の主体による「持ち込み企画」を増やしていくため、各方面への呼びかけも行なっている。

3) 「人をつなげる・縁を結ぶ」取り組みで共助を推進

交流会(月イチ園むすび)の開催等を通じて、公園ファン、園むすびファンを増やししながら、利用者主体の交流企画が増えていくように、これまでの取り組みを継続・発展させつつ、以下の新しい取り組みを進めている。

- ・子育て支援センターとの連携で、子育て世代をサポート(イベントの共同開催など)
- ・モデル地区にオープンした「ふなはしこども園」および「YMCA ユースセンター」との協働・連携
- ・園むすび会員(LINE@フォロワー)への情報発信

4. 村と富山大学、県内造園団体等の連携

モデル地区における園むすびプロジェクトの取り組みと並行・連携して、村では富山大学の全面的な協力のもと、地方創生に向けた民間事業者の育成にも取り組んでいる。

ここでの村事業の特徴は、「ローカル企業が地域の困りごとにビジネススペースで取り組み、新たな仕事をどれだけ創出できるか」を地方創生の数値目標の一つに掲げている点である。そして、ここでいう「ローカル企業」は、小さな村内に本社を置く企業だという捉え方はせず、広く富山県全体の企業に対してアプローチをしている企業である。

こうした取り組みを支えるために、平成29(2017)年1月、村は富山大学、県内の造園関係3団体(富山県緑化造園土木協会、日本造園建設業協会富山県支部、日本造園組合連合会富山県支部)との間で「地方創生」に関わる連携協力に関わる覚書を締結している。

この覚書を背景として、富山大学の持つノウハウを得ながら平成 28（2016）、29（2017）年度には造園業の新しいビジネスモデルを考えるための勉強会を開催している（表 1）。

これは、モデル事業を通じて「公園の使いこなし」「コミュニティの醸成」「民間提案型の仕事づくり」などが目に見える形になれば、同じような地域課題を抱える自治体から事業者への発注が行なわれ、新たなビジネスの市場が生み出されて、それを県内のローカル企業が受託していくという循環を見据えてのものである。

5. まとめ

舟橋村では、「子育て共助のまちづくり」として公園が重要な役割を担い、子育て世代の転入を促進し、出生数を向上させ、地域産

業の振興に寄与する取り組みを行っている。

そして、「この公園があるから舟橋村に住みたい」と思ってもらえる環境づくりに取り組むため、公園の役割、公園運営の意義として概念的に語られる事が多い「コミュニティ醸成」や「子育て支援」に対して、数値目標（KPI）を掲げて成果を測っている。

また、イベント等による一時的な人集めではなく、公園を一緒につくる人、動かす人、使いこなす人を育てると同時に、造園事業者も一緒に育てる取り組みを行っている。

事業フレームの面においては、村と造園事業者だけではなく、モデル事業に関わる他企業、地域の大学やコンサルタント、金融機関等も連携して、課題解決に取り組んでいる。

このような、全国でも特徴的な取り組みのさらなる展開が期待される。

資料提供・取材協力

富山県舟橋村生活環境課
金岡造園・柴崎農園・福田園建設共同企業体
代表：（有）金岡造園

表-1 平成 29（2017）年度「造園業地域イノベーション塾」の概要

1 日目	オリエンテーション	コンサルタントや大学研究者の講義とディスカッション
2 日目	テーマ：人口減少、地域課題、ビジネスチャンス	
3 日目	テーマ：地域再生論	
4 日目	テーマ：CSV 先進事例研究	
5 日目	ヒアリング（ビジネスプランの抽出）	参加者同士のディスカッションによるビジネスプランの検討
6 日目	演習（ビジネスプランのコンセプト発表、意見交換）	
7 日目	ヒアリング（ビジネスプランの深化）	
8 日目	中間プレゼン（ビジネスプランのコンセプト発表、意見交換）	
9 日目	ビジネスプランの発表	

Ⅲ. O P I N I O N S
～研究顧問の意見～

■ OPINIONS

首里城復元を終えて、今思うこと

琉球大学 名誉教授

高良 倉吉

2019年2月、国営沖縄記念公園首里城地区の復元・整備が完了し、全面的に開園した。30有余年に及ぶ壮大なプロジェクトであり、この事業に深く参画した者の一人として若干の感想を述べておきたい。

復元プロジェクトがスタートするきっかけは、城跡に立地した琉球大学のキャンパス移転だった。その跡地利用をめぐる経緯については省略するが、最終的には城郭内（約4ヘクタール）を国営公園、それ以外（約14ヘクタール）を県営公園として整備し、その2地区を併せて首里城公園とすることが決まった。特に困難な事業となったのは首里城の中核をなす国営地区であり、正殿を始めとする主要な施設の復元・整備という途方もない課題と格闘せざるをえなかった。幸いにも、私はこの作業に当初から深く参画する立場を得た。

事業主体である国とその歴代のスタッフたち、様々な学識経験者たち、設計と施工を担当した技術者や職人たちなど、実に多くのマンパワーがこの事業に携わった。そのすべての面々が目指したのは、沖縄のためのみならず、日本全体のために、首里城という個性的な城郭を甦らせる、というテーマだった。

この事業の裏方として、無くてはならない存在価値を発揮した組織のことをあえて強調しておきたい。その一つは株式会社国建はじめとする沖縄の建設コンサルティングであり、今一つは一般社団法人日本公園緑地協会である。

往時の首里城を甦らせるためには、ぼう大な歴史情報が必要だった。多種多様なその情報を咀嚼し、それを建築的な表現に置き換えるためには、蓄積を持った建築集団が不可欠だった。この責務を担ったのが国建をはじめとする沖縄の建設コンサルタントである。しかし、原則としては、その仕事を受注できる可能性を帯びる企業に対しては開かれているべきである。復元事業の歴史考証の責任者の一人であった私は、とにかく年度ごとに蓄積を積み上げていくことを目指し、入札によって新規のプレーヤーが加わることには不安を感じていた。例えば、1846年の首里城正殿の大修理を伝える古文書（尚家文書）を不眠不休で解析した建築家集団との蓄積を前提に、その後の作業を進めたかった。

だが、この危惧は徒労に終わった。復元作業の当初から日本公園緑地協会が主要な復元整備事業を受託しており、その事業を確実に実行できる体制を国建をはじめとする沖縄の建設コンサルタントと連携した体制を構築し、マネジメントすることができたからである。あえて強調するが、復元事業を円滑に、かつ高いレベルで実施できるためのプロデューサーが日本公園緑地協会だったことを記しておきたい。

■ OPINIONS

若者が育み・育まれる集まり

兵庫県立大学 名誉教授
 兵庫県立人と自然の博物館 館長
 兵庫県立淡路景観園芸学校 学長兼校長
 中瀬 勲

今回は公園・緑地ではなくて環境や博物館関連の集まりの話題です。2018 年末から 2019 年にかけて、環境や博物館などをテーマにした 3 つの集まりに参加しました。これらの集まりでは、若者層が主役になって活動していました。高齢者から若者に、徐々にですが、主役の引継ぎがはじまっているようです。

最初は、2018 年 12 月 22 日に開催された第 3 回「ひょうご環境担い手サミット」です。テーマは「学生*社会人で考える！環境未来予想図を『ほんと』にする方法」で、神戸市にあるかつて生糸の輸出倉庫であったデザイン・クリエイティブセンター神戸 (KIITO) が会場でした。兵庫県環境局の主催（人と自然の博物館協力）で、小学生から高齢者まで、参加者 400 名弱、加えてコーディネーター 40 人弱という全員参加型のサミットになりました。前半はポスター発表、後半は 40 程のグループに分かれての全員参加型のワークショップでした。この会には、回を重ねるごとに、中学生や高校生の参加が増えています。

人と自然の博物館主催の「共生の広場」も、2019 年 2 月 11 日には、第 14 回目を開催しましたが、ポスター発表が 76 件、口頭発表が 8 件で、参加者が 400 人以上でした。発表者の年齢層は、小 5 から高齢者まで多岐にわたっていました。例年のごとく優秀な、あるいはユニークな発表に館長賞や名誉館長賞をお出ししました。相生市のカニカニ・ブラザーズや小学校 5 年生の昆虫少年など、兵庫ローカルですが、数々の自然や環境に関わる有名人が輩出されています。

小規模ミュージアムネットワーク（小さいとこサミット）は、2019 年 2 月 18 日に、第 10 回が京都府立京都学・歴彩館で開催されました。言い出した者として、できる限り参加をしています。第一部は日本博物館協会の半田専務理事さんの講演、第二部は全員参加型のワークショップと盛り上がっていました。ただ、今回は、主催館はなくて、会場を借りて、これまでのサミット開催館の有志が世話役をしていました。この会は、関西を中心に始まったのですが、徐々に輪が広がり、今では日本各地からの参加があります。9 回までは、何とか引き受けてくれる博物館があったのですが、10 回となると、開催してくれる館を見つけるのは難しいようです。これも小さいとこサミットの限界なのかなと感じていました。加えて、中規模博の方々も、参加していて、小さいとこサミットを考え直すべき時期にきているのかなと感じていました。

■ OPINIONS

明治神宮外苑イチョウ並木と青山通りのケヤキ並木

中央大学研究開発機構 機構教授
 柳野良明

2019 ラグビーワールドカップ、2020 年東京オリンピックを迎えようとしている中、明治神宮外苑のイチョウ並木は、今日も整然と聖徳記念絵画館を背に屹立している。秋の黄葉時には、イベントも開催され、内外からの観光客で賑わいを見せ、エリア全体では180万人が訪れる東京の観光スポットの一つとなっている。4列のイチョウ並木は、絵画館を正面に、青山通りから芝生広場を経て見事なヴィスタを形成し、日本を代表する街路景観、公園道路となっている（写真1）。



写真1 外苑イチョウ並木（青山通りから）

造園系の方はご存知であろうが、このイチョウ並木は、造園、都市計画の大先輩である折下吉延博士の設計によるもので、大正12年（1924年）に植栽されている。明治神宮表参道、裏参道とともに、明治神宮造営に由来する近代造園の歴史資産といえるものである。

現在、イチョウ並木の起点と終点には説明版が設置されている。そこには、折下博士が新宿御苑奉職中に採取した銀杏（ぎんなん）を南豊島御料地内の苗圃で育苗したこと、当時、樹高6メートル内外に生長したイチョウを青山通りから絵画館に向けて樹高の高いものから植栽し、遠近法を活用したものであること、総計146本、雄44本、雌102本であることなどが丁寧に説明されている（写真2）。

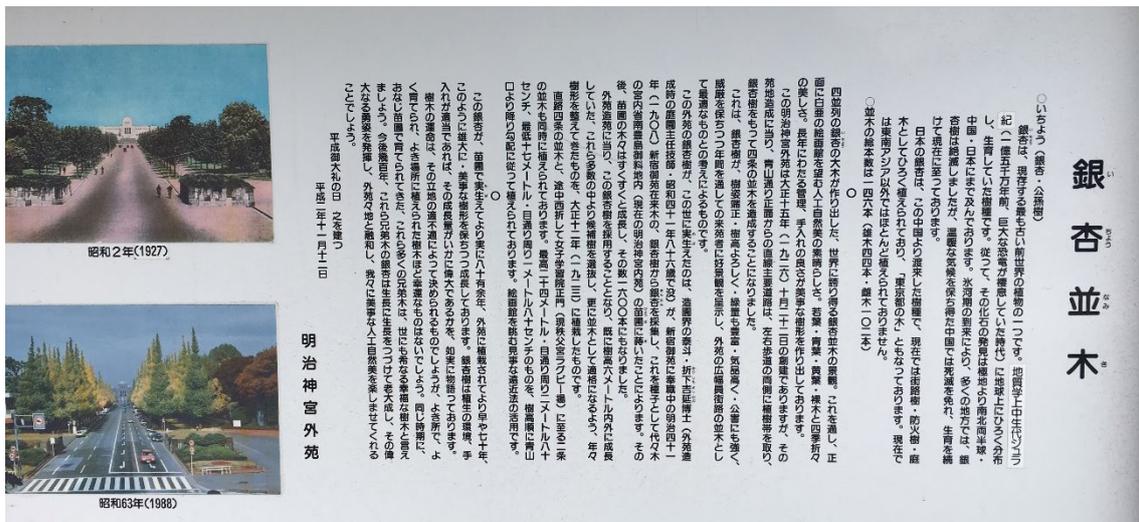


写真2 イチョウ並木説明版（青山通りから）

近年は避けられている雌株が多いのが特徴であるが、当初の設計意図を踏まえ、イチョウ並木は永年にわたり、東京都により丁寧に樹形・樹高が管理されている（写真3）。

写真3 イチョウ並木（青山通りから絵画館に向かって樹高が低くなっている）



一方、イチョウ並木に接続する青山通り（国道246号）は、平成16年（2004年）に制定された景観法に基づく景観重要道路となっている。学識経験者、道路管理者、地方公共団体、地元関係者も含めた「青山通り景観設計会議」において良好な景観形成に向けて街路景観が検討され、関係者による「青山通り道路景観維持プログラム協定」、「青山通り街並み協定」が締結されている。世界に誇る街並み景観とするために、沿道の基本カラーを、茶、ベージュ、グレー、白とし、建築物の色彩や屋外広告物なども規制される。また、歩道の舗装パターンも自然的な平板舗装となり、街路樹もトチノキからケヤキに一部変更されるなど、質の高い街路空間が整備されている。国土交通省在職時に景観法に関わったものとして、景観法に基づき、景観に配慮した道路が、関係者の合意のもと整備されることは感慨深いものがある（なお、余談ではあるが、このトチノキの一部は、国営東京臨海広域防災公園内に移植されている。）（写真4）。



写真4 青山通り ケヤキの街路樹

しかし、外苑イチョウ並木と青山通りのケヤキ並木には、大きな相違点がある。それは、端的に言えば、風格である。風格ある景観を創造する構想力と植栽基盤などそれを形にする設計施工技术が異なるのである。

良好な景観を創造するためには、第1に、土木、建築、造園等の分野にかかわらず、空間をデザインする構想力（コンセプト）、第2に、そのコンセプトを実現するための専門的な知識に裏打ちされた造形する技術（施工技术や土地利用コントロール手法も含めた総合技術）が不可欠であろう。

外苑のイチョウ並木は、まさに、明治神宮内外苑の総合的なプランの中で、絵画館へのヴィスタを通し風格ある景観を創造するというコンセプトのもと、将来の樹木の生長を想定した空間設計、そして、設計意図に即した調達可能な樹種の選定、成長を可能とする植栽地の設計・施工が

行われた。現在でもイチョウ並木の根元を保護する措置も行われている。これは、明治神宮表参道のケヤキ並木についても同様である。(幅員 2m~3m内外の植樹帯となっている。なお、表参道のケヤキ並木は、太平洋戦争時に多くは焼失し、戦後再整備されている。)(写真5~10)



写真5 イチョウ並木の根元を保護する

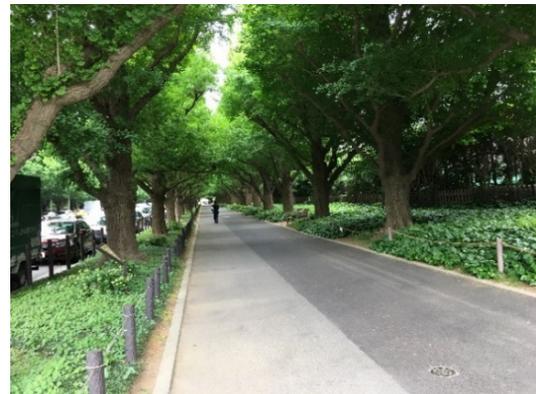


写真6 イチョウ並木の植樹帯



写真7 イチョウ並木の剪定作業看板



写真8 イチョウ並木の剪定作業



写真9 表参道のケヤキ並木



写真10 表参道のケヤキの植樹帯

青山通りは国が管理する幹線道路である。交通量に見合う車道の幅員を確保しなければならないことは当然のことではあるが、如何せん道路全体の幅員に比して樹木の占める空間は、仮に十分生長したとしても、限定されたものであり、バランスが悪い。また、植栽基盤の状況を見ると、歩道のデザインや雑草等の防止の観点からと思料されるが、植枘も小さく、樹木を積極的に大きく育てる意図はあまり感じられない。「整然とした街路樹から街並み景観の骨格を形成する」という基本方向が協定等に示されているように、コンセプトは素晴らしいが、明治神宮表参道のケヤキ並木のように、樹冠で街路空間全体が覆われ、緑陰を提供する風格ある景観にはならないだろう（写真 11）。



写真 11 青山通り ケヤキの植枘

また、無電柱化は、樹木の生長する空間を確保する上でも重要である。無電柱化により、大きく生長した街路樹は風格ある景観形成を可能とする。実際、イチョウ並木では、当初から電線類は地中化されていた。近年、無電柱化が進められているが、無電柱化に併せて、植栽基盤も含め、樹木の生長、将来の樹形を念頭に置いた空間設計が行われているだろうか。これは青山通りに限らず、環状第 2 号線（新虎通り）など新設の道路についても言えることである。外苑のイチョウ並木や明治神宮表参道のケヤキ並木ほどではないにしろ、風格ある街路景観を創出することについて、より議論されて良いだろう。

風格ある緑豊かな街路景観は、地域の誇りとなり、地域の価値の向上に寄与する。外苑のイチョウ並木や表参道のケヤキ並木だけでなく、例えば、地方都市である仙台市の定禅寺通りのケヤキ並木による緑の空間は、地域のアイデンティティとなる景観を形成し、観光資源となり、地域の活性化に貢献するという証左である。定禅寺ジャズフェスティバルや光のページェントなど地元市民に支えられるイベントの場ともなり、ケヤキを映し出すために建築物が壁面を鏡張りにするなどの工夫も行われるようになっている（写真 12～14）。



写真12 定禅寺通りのケヤキ

写真13 定禅寺通りのストリートジャズ
フェスティバル写真14 定禅寺通りのケヤキを映す建築物
(せんだいメディアテーク)

明治神宮外苑や定禅寺通りのような空間の質の高さとそれを裏付ける設計施工技術を、昔のこととして賞賛するだけでなく、それが生み出す価値を再認識しなければならない。景観法が成立し、景観計画の策定やこれに基づく景観規制、無電中化事業が進められるなど、景観行政は確かに進んではいるが、将来を見据えた風格ある景観を創出するための空間の設計・施工が現場で行われているか、という点においては道半ばなのではないだろうか。

道路の維持管理費が縮減され、植栽空間を確保することは厳しくなっていることは否めない。また、円滑な自動車交通を確保することも重要な政策課題である。しかし、人口減少、少子高齢化社会を迎える中で、将来に向けての資産として、風格ある街路景観の形成に従来以上に関心を持たなければならない時代になっていると改めて思う。また、風格ある緑の空間は、延焼防止など防災機能や生態系ネットワークを構成するコリドーとしての機能など現代的効用も兼ね備えていることにも留意しなければならない。

その実現のためには、行政や設計コンサルタントの意識改革は当然であるが、市民の側も、落葉や日照など外部不経済や効率性を主張するだけでなく、一定の不便を受容しつつ、都市や地域の将来に向けて、質の高い空間の実現を公共とともに考え、新たな価値を創造する覚悟が必要だろう。

■ OPINIONS

歴史を伝えるメディアとしての銅像

跡見学園女子大学 非常勤講師

宮地 克昌

旧皇室苑地約 230ha の半分にあたる約 115ha が、1949（昭和 24）年に国民公園として開放され、「皇居外苑」と呼ばれています。この皇居外苑は、皇居前広場を中心とする皇居外苑地区と北の丸公園がある北の丸地区および 12 の濠で構成され、皇居を取り巻いています。皇居外苑およびその周辺には、日本が第二次世界大戦に向けて歩んだ歴史を物語る銅像が残されています。

1900（明治 33）年に皇居前広場に建立された楠木正成（銘板は楠 正成）像は、住友財閥の礎となった別子銅山の開抗 200 年記念事業として東京美術学校（東京藝術大学の前身）に依頼され、高村光雲を中心に製作されました。団体バスの駐車場からも近く、外国人観光客も銅像をバックに記念撮影をしています。

楠木正成は後醍醐天皇を奉じ、足利尊氏らと共に鎌倉幕府の打倒に貢献しました。しかし、南北朝の争いで南朝側の武将として戦い、尊氏に敗れて朝敵にされてしまいました。江戸時代に水戸学によって忠臣として見直され、明治時代に南朝が正統であるとされて復権を果たしました。そして、「戦死を覚悟で戦場に赴く姿」として第 2 次世界大戦前の修身教育にも取り上げられたそうです。



楠木正成像（皇居前広場）

楠木正成像と比較すると目立たない所に軍服姿で馬に乗った 2 体の銅像があります。一つは最後の輪王寺宮としても知られる北白川宮能久親王の銅像です。1903（明治 36）年、近衛歩兵第 1・第 2 連隊正門前に建立されました。現在は、国立近代美術館工芸館（旧近衛師団司令部）近くに移設されています。



有栖川宮熾仁親王像（北の丸公園）

もう一つは、1919（大正8）年に建立された大山巖の銅像です。現在は九段坂公園にありますが、元々は、陸軍省と参謀本部などがおかれた場所で、現在、憲政記念館がある国会前庭にありました。第二次世界大戦後、GHQによる軍国主義排斥の中でも残された銅像の一つです。

大山巖は西南戦争では従兄弟の西郷隆盛と戦い、日清戦争では第二軍司令官（大将）、日露戦争では満州軍総司令官（元帥）として、日本の勝利に貢献しました。会津藩士の娘である捨松と再婚したことで知られています。

公園に設置された銅像は、景観にアクセントを与え、歴史を感じさせる存在です。歴史を学ぶためのメディアとして活用することによって、公園の資源としての価値が高まると考えます。



大山巖像（九段坂公園）

■OPINIONS

- 時評：1) 奈良の「神鹿」の頭数管理／春日山原始林の危機へ対応を (2018年4月)
 2) 桂離宮の苔庭の継承／庭園も温暖化への適応方策検討へ (2018年6月)
 3) チマキザサと里山再生／京都の伝統文化の継承に向けて (2018年8月)
 4) 伸び悩む風力発電／環境アセス迅速化が追い風となるか (2018年10月)
 5) 台風と倒木／糺の森に見る巨木林の攪乱と再生 (2018年12月)
 6) 倒れる樹木とどう付き合うか／管理責任と自己責任 (2019年2月)
 7) 進化する「いきもの共生事業所」認証／-東京五輪レガシーへの期待- (2019年4月)

京都大学 名誉教授
 森本 幸裕

[事務局注：公園緑地に関する時評（公益財団法人森林文化協会 機関誌「グリーン・パワー」掲載）から、近年書かれた7点をご寄稿いただきましたので、ここに掲載させていただきます。]

1) 奈良の「神鹿」の頭数管理／春日山原始林の危機へ対応を (2018年4月)

懸案であった国の天然記念物「奈良のシカ」の頭数管理。捕獲数は120頭という上限値に遠く及ばない16頭であったと、奈良県が今年2月の県自然環境保全審議会の鳥獣部会で報告した。県が奈良公園を中心とした主要生息地を保護すべき区域、その外側を管理区域とし、計画的な捕獲も行う方向に舵を切ることを決めたのは昨年3月だった。

限定的とはいえ、県自然環境保全審議会が信仰対象の「神鹿」でもあるシカの個体数調整に踏み切ったことは画期的だ。しかし、そのシカの主たる生息地となっている、特別天然記念物で世界遺産の「春日山原始林」の生態系に、発生している深刻な課題の解決は見通せていない。

シカ捕獲で合意が可能であった理由は深刻な農林業被害だ。しかし、地域固有性の高い照葉樹林である春日山原始林の不可逆的な変化は、はるかに深刻ではないだろうか。でも、貨幣価値換算が困難なためか、致命的変化であっても進行がゆっくりで気づきにくい「ゆでガエル」現象であるためか、有効な対策は進んでいない。

『世界遺産をシカが喰う』という、週刊誌の見出しとも思える書籍が出版されたのは10年余り前。副題は「シカと森の生態学」で、日本の森に起こっている異変を取り上げた憂世の書だ。熊野古道などの世界遺産を擁する紀伊山地の鬱蒼としたトウヒ原生林が、枯木とササの状態となった事例など、人工林化を免れた天然林や里山林に迫る危機とシカ個体数管理の理論等が提起された。この書で奈良のシカを紹介した前迫ゆりさん（大阪産業大学教授）は、2013年には『世界遺産 春日山原始林—照葉樹林とシカをめぐる生態と文化』を編集され、長年にわたりシカの高密度な生態系の病理をまとめられた。春日山原始林は台風被害や秀吉による植樹の記録はあるものの、1000年以上禁伐の国内有数の照葉樹林だが、1990年あたりを境に森の変質が顕著だという。

シカは、ドングリはもちろん下層植生も食べ尽くして、冬には落ち葉も食べる。当然、土壌侵食が大きくなり、昆虫相や水質も変わってくる。かつて水生昆虫を餌とするミゾゴイやアカショウビンなど豊かな自然を象徴する鳥もいたが、カラスやヒヨドリなどの都市鳥に取って代わられ

た。そして厄介なのが、カシ類の大木が枯れるナラ枯れがここでも深刻化していることだ。大木が枯れた後、生えてくる次世代の樹種は、シカの食べないナギとナンキンハゼとなる。もとは神事のために導入された国内外来種ナギと公園景観のために植栽された外来種ナンキンハゼは、それはそれで有意義であったはずが、シカの食害が顕著なために侵略的な外来種になってしまうのである。

春日山原始林の継承のためには、希少種保護と倒木跡地再生のための小さな防鹿柵だけでは不十分で、森の長期的な目標像を踏まえたシカの頭数管理や大規模防鹿柵設置の議論を避けて通れない。



実験的な防鹿柵設置後10年の春日山原始林。シカが入れない柵内には、本来の林床植生ではない先駆種と外来種のナンキンハゼが侵入している＝前迫ゆりさん提供

2) 桂離宮の苔庭の継承／庭園も温暖化への適応方策検討へ（2018年6月）

6月は梅雨。雨がちのこの季節にこそ美しいのが日本庭園のコケだ。苔寺の愛称もある西芳寺はもちろん、比叡山の借景で知られた円通寺の庭園も手前の苔庭があってこそその絶景と言える。京都は苔庭の宝庫だ。だが地球温暖化はこの京都の特権を過去のものに変えかねないところまで来ているようだ。

なぜ京都に苔庭が発達したのか。その技術的な理由は、京都盆地という自然条件と、もうひとつは、植え込みを藪ではなく、お庭たらしめる人の営為、つまりデザインと剪定と庭掃除にある。

コケ類は、葉の表面に並んだ1層の細胞の表面から直接水分を取り入れる。だから、霧や朝露がコケ類にとって恵みの水。美しい苔庭は潤いのある環境の指標でもある。また、冷気が溜たまりやすい盆地では、夜間の放射冷却で気温が露点より低下すると朝露が降りる。鴨川や桂川だけでなく、盆地内には、かつてたくさんの小河川や水路も流れ、川霧の供給源ともなっていた。しかし湿っぽい日陰が適地といっても、光合成をしなくては成長できない。だから庭木の剪定や落ち葉掃除が行われる京都盆地の庭園はコケの宝庫となった。

筆者が京大生だった1970年頃、京都はまだコケの別天地だった。初めて訪問した桂離宮庭

園でも、よく使われるウマスギゴケだけではなく、微妙な環境の違いに対応した多様なコケの美しさに目を見張った。日本庭園の極致ともいべき桂離宮庭園には、その後毎年訪問して管理の相談にも乗ってきたところだ。だが変化が徐々に明瞭となってきたのは、建物の解体と修復を6年かけて行った「昭和の大修理」が1982年に完成し、庭園の方も大規模整備を行っている頃からだったかと思う。まず、西日の強く当たる所とともに常緑の樹木が鬱蒼と込み合いすぎたところでコケが消失した。これまで苔絨毯が美しかった古書院の月見台周り等では、夏季に衰退するようになり、数年ごとに新たに導入しないと苔庭が持続できない事態に陥ってきたのである。

ちょうど周囲の農地の都市化が進みかけた頃のことだ。現在、周囲はすべて宅地化して相対湿度は低下、梅雨も集中豪雨型になってきて状況は悪化したらしい。さらに、冷気がたまって朝露が降りやすくなる無風の静穏日が大幅に減った。京都での観測回数をみると、80年代までは年平均40日分以上あったのに、今世紀に入ってから平均4日分程度しかない。

そこで、宮内庁は「苔三昧」の著書もある専門家、大石善隆福井県立大学准教授の指導なども得ながら、対策に乗り出している。定番のウマスギゴケだけではなく、多様な美しい自然侵入種の系統探索と、庭園での様子を見ながら育成する体制づくりが、この春にスタートした。無理やり湿潤環境をつくるスプリンクラーではなく、伝統庭園の心を踏まえた地道な努力を見守りたい。



コケ類の美しい桂離宮古書院と月見台周辺（2006年撮影）。

豊かなウマスギゴケで覆われているが、現在は頻繁に再導入しないと維持できない

3) チマキザサと里山再生／京都の伝統文化の継承に向けて（2018年8月）

京都の伝統文化の継承には、落葉広葉樹の里山の再生、つまり多様な森林資源を供給する農山村の活性化がキーポイントではないか。祇園祭に用いられるササの枯渇メカニズムと対策の研究で、この春に博士となった東口涼さんの結論の一つだ。

食品を葉で包む文化は世界に広く分布する。京都ではササの葉で包む和菓子が著名だ。祇園祭の厄除粽にも使われるチマキザサ（標準和名はチュウゴクザサ）は葉が無毛で香りがよく、重宝されてきた。だが、2004年から07年にかけての一斉開花に伴う枯死と、更新した芽生えもすさまじいシカ食害のため、京都市ではササ葉の採取と流通が止まってしまったのである。

「釜の底」ともたとえられる京都盆地の暑い夏は祇園祭で盛りを迎える。疫病退散の祇園御霊会から始まったという祇園祭は、釜の底の町衆が継承してきたものだ。ちなみに町衆は「まちしゅう」ではなく、「ちょうしゅう」だと強調するのは、ドイツ文学者でもある祇園祭山鉾連合会元理事長の深見茂氏だ。通りを挟んだ向かい同士のコミュニティーである両側町という自治組織が祭と山鉾を継承してきたという自負をお持ちだ。東口さんは百足屋町が担う南観音山の囃子方の一人でもある。その町衆も大事な資源であるササがどこから来るか、今回の危機が発生するまでほとんど意識になかったという。

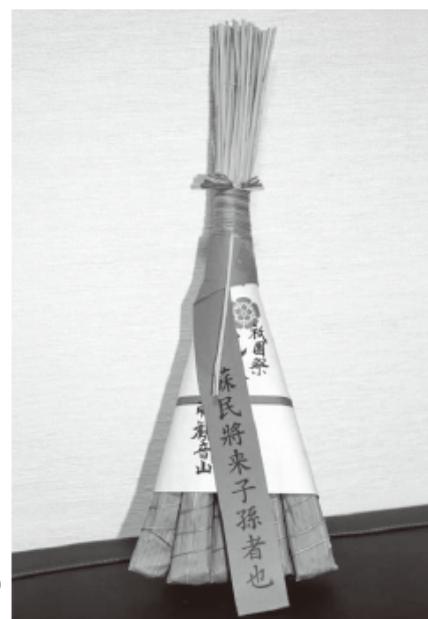
これまで厄除け粽の原料は京都北山の花背地区で採取され、よい香りが生まれる天日干しを経て市内の深泥池周辺で加工され、町に供給されてきた。このササ資源の供給が突如とまったため、京都府の北方、丹後地域の代替品や他産地のものも流入するようになった。

この危機に際し、本来の京都市産のチマキザサの再生を目指して、辛うじて残った群落を防鹿柵で囲ったり、株分けをして、市内の学校などで里親に育ててもらう活動などの取り組みも始まっている。そうした取り組みのうち、再生できる量から見れば既存群落を囲むのが最も効率的だが、まだかつての量は確保できないし、対策としては中途半端だという。

まず、防鹿柵でたくさん囲うほど、設置だけでなく維持管理がたいへんになる上に、シカが高密度すぎて柵外は丸坊主。シカ食害が原因の絶滅危惧種も増えている生物多様性の危機は解消できない。戦後すぐの航空写真では山のほとんどが、ササの生育に好適な、伐採と再生が繰り返される里山落葉広葉樹林だったことが分かるが、現在は大部分がササの生育に適さない針葉樹人工林になってしまっているという根本問題が残る。高齢の花背のおばあさんたちの熟練の採取調整技能の保存継承も瀬戸際だ。

かつて落葉広葉樹の里山は、チマキザサだけでなく、京文化を支えるクロモジやサンショウなど他の多様な里山森林資源を市場に供給してきたのだが、現在は風前の灯だ。

町衆だけでなく多くの関係者も連携した里山再生で京の伝統文化を支える道が開けないものか、東口さんは研究を継続している。



祇園祭の厄除け粽（南観音山）

4) 伸び悩む風力発電／環境アセス迅速化が追い風となるか（2018年10月）

再生可能エネルギーへの転換に期待される風力発電。だが、わが国ではここ数年の伸びは鈍化し、政府目標の3割程度にとどまっている。その理由の一つは、企画段階から実現するには、風力発電特有のハードル、風況と土地利用等諸規制、地元との合意形成、既存送電網との系統接続、そして環境アセスメントがあって、それらをクリアするにはかなり年月を要することだ。大手電力会社と異なり、中小の事業者にとって年月の意味は大きく、その間の諸情勢変化もリスクとなる。

環境に優しいはずの風力発電だが、事業枠組みや検討が甘いと、逆にお荷物になる。例えば、風力発電黎明期に京都府公営企業が丹後半島にある太鼓山の自然を切り開いて2001年に運用を始めた風力発電施設。風況の見込み違いに雷被害、プロペラ落下事故も発生して、現在は当初の半数の3基で運用し、間もなく設計耐用年数を迎えるが、財務上も環境面でも果たして持続可能社会の構築に貢献したといえるのだろうか。

国が2012年10月から風力発電事業を環境アセス対象事業に追加したのは当然のことである。だが、事業の企画段階での環境影響に対する「配慮書」手続に始まる環境アセスのプロセスは、もともと巨大公共事業を想定していたこともあって、3～4年かかることが多い。「配慮書」審査を踏まえて、事業の環境影響を予測・評価（アセス）する「方法書」手続に入る。一般からの意見も含む審査を経て、初めて現地調査に入ることになる。その結果を示した「準備書」に対する、環境影響の回避や低減、代償措置等の審査意見を踏まえて「評価書」が提出され、国による変更命令／確定を経た後、さらに2年程度は必要な工事段階に入るわけだ。

今年に入って、アセスの質を担保しながら手続を1～2年早める、風力発電の「環境アセスメント迅速化手法のガイド」がNEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）から公開されている。「配慮書」「方法書」手続と並行して調査に入る手法である。また、この根拠となった、既設事例の予測・評価の検証、迅速化の実証事業結果、優れたアセス技術等をまとめたレポートも別途公開された。



間もなく設計耐用年数を迎える京都府の太鼓山風力発電所の風車。
中央は新宮晋氏の環境アート

しかしアセス手続の前に重要なのは、再生可能エネルギー導入に向けた、地域を含めた合意形成と、ゾーニングである。つまり風車を禁止する地区、慎重にアセスする地区、建設を推進する地区等を定めておくべきだ。昨年、環境省がまとめた「風力発電に係る地域主導による適地抽出手法に関するガイド」はこの意味で有意義である。さらに進めるなら、事業者ではなく、国や自治体が詳細なアセス情報を整備して、さらに迅速化を図る方向が合理的ではないだろうか。例えば、よく課題となる希少猛禽類にしても、問題は羽衝突死するか、ではなく、地域の個体群をどのように存続させてゆくか、なのだから。

5) 台風と倒木／糺の森に見る巨木林の攪乱と再生（2018年12月）

関西国際空港が高潮で冠水し、各地で観測史上最大値となる暴風を記録した9月の台風21号。京都でも樹木の倒木が相次いだ。葵祭で有名な下鴨神社の糺（ただす）の森でも、翌日は参道に足を踏み入れることも困難な惨状であった。倒木は通行の支障となる場合には即撤去となるのは当然だが、糺の森の歴史を知ると、森と攪乱の関係も見えてきて、撤去と復旧植栽を再考する必要性が見えてくる。

面積12ヘクタール余りの糺の森は、京都盆地を涵養する賀茂川と高野川が合流する河原に成立した。原生林ではないが、そこかしこに巨木も混じる。平安京以前の「山城原野」の面影がこの森から

偲ばれると、京都大学の伊佐義朗先生から樹木学の授業で伺った。この森に魅せられた私たちが継続している調査によれば、2010年時点で直径10センチメートル上の樹木は3652本の、わが国有数の鎮守の森だ。だが、近隣の鎮守の森と異なる大きな特徴がある。それは、気候的な極相のシイやカシ類などの常緑広葉樹ではなく、ムクノキ、エノキ、ケヤキという、ひと昔前はニレ科に分類されていた落葉広葉樹、河畔林の要素が多いことだ。数十年に一度の洪水等の攪乱に伴う森林再生を反映しているのである。欽明天皇（在位540～571年）の時代に始まったとされる葵祭では、落葉樹林床植物のフタバアオイとともに河畔林の落葉樹であるカツラの小枝を全ての参列者が身に着ける。

直近の大攪乱は、1934（昭和9）年の室戸台風だった。さらに翌35年は大洪水、36年は大雪だったという。倒木のために明るくなった林床には河畔林の落葉広葉樹がいち早く自然侵入、成長する。だが樹林の惨状を見かねた当時の内務省がクスノキ苗木を配布。もともと1本もなかった暖地の常緑広葉樹クスノキも混じる半自然的な森が形成されて行ったわけだ。

この室戸台風の大攪乱でも生き延びた高木が97本。これが現在の巨木の源泉だ。その後、この8割近くが枯損したが、2010年には残った21本が環境省の巨木の定義であるところの、幹回り3メートルを超えた。1本のシイノキを除いて全て落葉広葉樹だ。暗くても安定した環境ならゆっくり成長するストレス耐性型の常緑広葉樹ではなく攪乱依存で成長速度が特徴の河畔林型の鎮守の森なのである。

現在ではクスノキが樹齢70年程のかなりの大木の優占種となっている。さらに、周囲の都市化や河川改修に伴う地下水位低下が影響しているのか、常緑広葉樹のアラカシが大きく増加傾向にある。つまり、本来の河畔林の様相が失われつつあったところに訪れた台風攪乱なのであった。

糺の森は宮中儀式で官人の衣を染めるヤマアイをはじめとする万葉植物の宝庫だったが、特に

草本類が危機だと廣江美之助京大名誉教授が指摘したのは、1990年だった。ざっと見て今回の倒木は数十本で、室戸台風と比較すると小規模攪乱だが、森に山城原野の要素、万葉植物を取り戻す再生の機会でもある。



流鏝馬神事の行われる糺の森の馬場で倒木したエノキ。こうした攪乱が河畔林の再生につながる

6) 倒れる樹木とどう付き合うか／管理責任と自己責任（2019年2月）

昨年の12月号で紹介した、京都市内の鎮守の森である「糺（ただす）の森」の台風倒木。樹木の病害虫が専門の先生をご案内したところ、落枝や倒木が懸念されるので、建物や道路際の大木は切るべしとのご意見を頂いた。

もちろん、幹や枝の腐朽状況等の監視と対応は必須だが、建物以前から存在する大木の方を伐採するというのは、神宿る自然の風情が人々の心を捉える鎮守の森の本質的価値と矛盾する。生物多様性の視点も重要で、糺の森は市内の貴重な自然の拠点だ。小型のフクロウ、アオバズクが南方から渡って来て、この森で子育てする大きな理由は、営巣に適したウロ（樹洞）がある大木の存在だ。ムクノキやエノキなどの落枝痕が腐朽して形成されるウロ（樹洞）は、倒木リスクを増加させるが、生き物にとって重要な生息場所でもある。

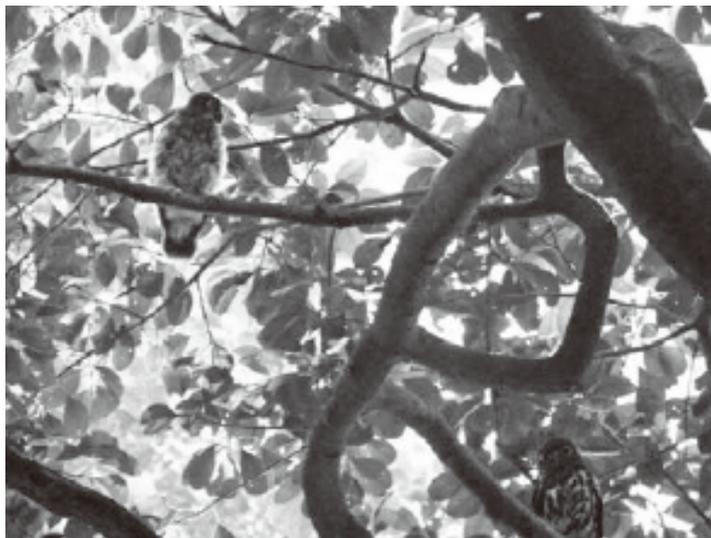
自然保護地ではどうか。十和田八幡平国立公園の奥入瀬溪流の遊歩道では、特別保護地区であっても、毎年「危険木」の伐採や枝下ろしが行われている。これは2003年に起きたブナの落枝で重傷を負った観光客が損害賠償を求めた裁判で、最高裁まで争われた結果、国と県の管理責任が認められたことが背景にある。自然保護地でも、遊歩道ぞいはいのまの自然が許されなくなったのである。

また、国で唯一の特別史跡・特別天然記念物の二重指定を受けていて、道路開発からは守られた「日光杉並木」の場合でも、隣接土地所有者の安全確保のための樹木管理責任が問われる。道路拡張のために老杉15本を伐採する計画に対しては、9年間にわたる裁判の結果、土地収用委員会に対する日光東照宮の全面勝訴となって、杉並木が守られたのが1973年。一方、201

3年の台風倒木で自宅屋根が壊れた男性が、日光東照宮を相手取った損害賠償と杉4本の伐採を求めた訴訟では、宇都宮地裁は損害賠償を認めるだけでなく、杉1本の伐採を命じた。その後、杉の枝下ろしとワイヤによる固定などの内容で双方が合意してはいるが、文化財の老杉よりも隣接地主の権利の方を守るといふ、初の司法判断は重い。

では、大木の恩恵に浴しながら、災難を低減するにはどうすればいいか。まずは皆が危険度の正確な認識を共有するのが重要だ。枝幹の腐朽状態を調べる方法は各種開発されているので、通常の風雨で事故が発生するかどうかを評価することは、経費はかかるが困難ではない。適切な処理法もいろいろある。また台風には皆が警戒するなか、危険木をまとめて処理してくれる利点もある。今回の台風で糺の森では200本近い倒木や幹折れがあったと聞いたが、この量は成熟した森林では毎年発生する幹の更新の、5～10年分とみられる。それでも発生する事故には、神社に特化した賠償責任保険もある。

でも、管理者責任を迫るだけでなく、恩恵を受ける利用者の方の、リスクも含めた自然を見る目を醸成することが重要ではないだろうか。アメリカの自然公園等では「ここより先は自己責任で」と明示することで自然の保護と利用の調整を図っていることに注目したい。



都市の森の豊かな自然の象徴であるアオバズクの親子。
大木のウロ（樹洞）で営巣する（橋本啓史さん撮影）

7) 進化する「いきもの共生事業所」認証／-東京五輪レガシーへの期待-（2019年4月）

東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて整備される競技施設や選手村。大会後にはそのレガシー（遺産）の次世代東京にふさわしい活用が望まれる。昨年11月に開催された「次世代の東京を見据えた環境認証諸制度活用セミナー」では、選手村のレガシーとなるまちづくり、HARUMI FLAGの『LEED』『SITES』『ABINC ADVANCE』という環境認証の授賞式が行われた。耳慣れない英単語短縮形で恐縮だが、ビジネスの本業としての生物多様性の取り組み、いわゆる生物多様性の主流化に向けた重要なヒントがここにあるように思う。

まず、このセミナーが開催された場所は、第三者機関によって『SEGES（社会・環境貢献緑地評価システム）：都市のオアシス』と認定された東京ミッドタウン。民間主導の再開発で、画

期的な緑地面積率を達成した場所だ。HARUMI FLAGは、さらに本来の生物多様性に配慮した複数街区の緑地整備で、いきもの共生事業所『ABINC ADVANCE』の第一号認証を得た。また、アメリカ発で世界標準ともなっている、環境負荷を低減した建築等の性能認証である『LEED』計画認証、それをランドスケープにも広げた『SITES』の予備認証を世界で初めて同時取得した。セミナーはこれらの認証制度を運営する二つの団体が共催したものだ。

都市緑地は従来、主に国や自治体の仕事だったが、既成市街地での新規事業は期待薄だ。むしろ民有地の動向が鍵なのだが、従来の法令の求める水準はあまりにも低い。例えば民有地をまとめて再開発する土地区画整理では、住宅の場合わずか6%、住宅以外なら3%の公園等が義務付けられているに過ぎない。かつての公害問題の反省から生まれた工場立地法では敷地の20%の緑地が必要とされていたが、現在は公害が緩和されたためか、自治体が独自に5%、企業立地促進法の特例では1%まで緩和できるように骨抜きになってしまった。

しかし、地球環境の危機はむしろ深刻化している。これに対して、生物多様性条約締約国会議で都市と民間参画の重要性が決議されたのは2008年のCOP9に遡るが、多くの企業は必ずしも本業と関連しないCSR活動で対応してきた。だが、2015年の国連サミットで『持続可能な社会を目指す17の目標：SDGs』が採択され、さらに気候変動枠組条約第21回締約国会議で採択された『パリ協定』以降、国際的なESG投資（環境・社会・企業統治に配慮している企業を重視・選別して行う投資）の流れの中で、企業も本業を通じた持続可能社会への貢献が求められる時代となったのである。ここにレベルの高い環境性能の認証制度への期待が膨らむ。

ただ、HARUMI FLAGも満点というわけではない。在来種や階層構造に配慮した、まとまりのある緑地も超高層建築で床面積を稼いだ見返りでもあるので、住民への生態系サービスという視点では未知数もあるし、水辺環境には不満も残る。近くの浜離宮恩賜庭園のように、海辺の生物多様性の拠点となれるかどうか、今後の順応的な管理にかかっているだろう。



HARUMI FLAG 5街区：DOTS PLAZA完成予想CG
(HARUMI FLAG提供)。在来種の緑で鳥相にも配慮

IV. 資料

一般社団法人 日本公園緑地協会 研究顧問名簿

平成31年4月現在

氏名	役職名
池邊 このみ	千葉大学大学院園芸学研究科教授
石川 幹子	東京大学名誉教授・中央大学研究開発機構機構教授
今西 良共	岐阜県立国際園芸アカデミー学長
勝野 武彦	日本大学名誉教授
金子 忠一	東京農業大学地域環境科学部教授
亀山 章	東京農工大学名誉教授
熊谷 洋一	東京大学名誉教授・兵庫県立淡路景観園芸学校名誉学長
小澤 紀美子	東京学芸大学名誉教授
越澤 明	北海道大学名誉教授・一般財団法人住宅保証支援機構理事長
後藤 春彦	早稲田大学大学院創造理工学研究科教授
佐藤 信	大学共同利用機関法人人間文化研究機構理事 元 東京大学大学院人文社会系研究科教授
島田 正文	日本大学生物資源科学部特任教授
下村 彰男	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
高良 倉吉	琉球大学名誉教授
田代 順孝	千葉大学名誉教授
中瀬 勲	兵庫県立大学名誉教授・兵庫県立人と自然の博物館長 兵庫県立淡路景観園芸学校学長兼校長
榑野 良明	中央大学研究開発機構機構教授
西谷 剛	元 國學院大學法科大学院教授
根本 敏則	敬愛大学経済学部教授・一橋大学名誉教授
平田 富士男	兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科教授
舟引 敏明	宮城大学事業構想学群教授
増田 昇	大阪府立大学名誉教授・大阪府立大学研究推進機構植物工場研究センター長
宮地 克昌	跡見学園女子大学非常勤講師
森本 幸裕	京都大学名誉教授・公益財団法人京都市都市緑化協会理事長
師岡 文男	上智大学名誉教授・スポーツ庁参与
横張 真	東京大学大学院工学系研究科教授

(五十音順 敬称略)

平成 30 年度 公園緑地研究所調査研究報告
PARKS AND OPEN SPACE RESEARCH INSTITUTE REPORT 2018

令和元年 6 月 5 日 初版発行

編集・発行 一般社団法人 日本公園緑地協会 公園緑地研究所
〒101-0032

東京都千代田区岩本町3-9-13

岩本町寿共同ビル

電話 03-5833-8552

FAX 03-5833-8553

